

第2期福井市中心市街地活性化基本計画



【福井市中心市街地都市模型写真】

平成25年4月

(平成25年3月29日認定)

(平成26年3月28日 第1回変更)

(平成27年3月27日 第2回変更)

福井県福井市

目 次

○基本計画の名称	-----	1
○作成主体	-----	1
○計画期間	-----	1
1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	-----	1
[1] 福井市の概要	-----	1
[2] 中心市街地の概要	-----	2
[3] 統計的なデータ等による現状把握・分析	-----	5
[4] 地域住民のニーズ等の把握	-----	19
[5] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取組と評価	-----	26
[6] 課題の整理	-----	49
[7] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針	-----	50
2. 中心市街地の位置及び区域	-----	67
[1] 位置	-----	67
[2] 区域	-----	68
[3] 中心市街地要件に適合していることの説明	-----	69
3. 中心市街地の活性化の目標	-----	73
[1] 中心市街地活性化の目標	-----	73
[2] 計画期間	-----	73
[3] 数値目標	-----	74
4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項	---	94
[1] 市街地の整備改善の必要性	-----	94
[2] 具体的事業の内容	-----	95
5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項	-----	102
[1] 都市福利施設を整備の必要性	-----	102
[2] 具体的事業の内容	-----	103

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項	-----	108
[1] 街なか居住の推進の必要性	-----	108
[2] 具体的事業の内容	-----	109
7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項	-----	116
[1] 商業の活性化の必要性	-----	116
[2] 具体的事業の内容	-----	117
8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項	--	133
[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性	-----	133
[2] 具体的事業の内容	-----	134
◇4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所	-----	140
9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項	--	141
[1] 市町村の推進体制の整備等	-----	141
[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項	-----	146
[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進	-----	153
10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項	--	155
[1] 都市機能の集積の促進の考え方	-----	155
[2] 都市計画手法の活用	-----	156
[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等	-----	157
[4] 都市機能の集積のための事業等	-----	160
11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項	-----	161
[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項	-----	161
[2] 都市計画等との調和	-----	162
[3] その他の事項	-----	162
12. 認定基準に適合していることの説明	-----	164

- 基本計画の名称：第2期福井市中心市街地活性化基本計画
- 作成主体：福井県福井市
- 計画期間：平成25年4月～平成30年3月(5年)

1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

[1] 福井市の概要

本市は、日本列島のほぼ中央の日本海側にあり、日本列島の「へそ」に位置している。九頭竜川、足羽川、日野川の三大河川の扇状地である福井平野は、今から1500年ほど前、この地にゆかりの深い継体(けいたい)天皇の治山治水事業により、一面の沼沢地が肥沃な平野に生まれ変わったと伝えられている。

その後、文化の発展に伴い北陸の要衝として栄え、中世には、市街地の南東にある一乗谷に居を構えた朝倉氏が五代にわたり、越前国守護としてこの地を治め、小京都と呼ばれるほどの栄華を極めたといわれている。

現在の市の中心部は、室町時代のころ北ノ庄と呼ばれ、まちづくりは柴田勝家の北ノ庄城築城が始まりといわれている。江戸時代に入り、徳川家康の次男である結城秀康が68万石の城主として慶長5年(1600年)に任ぜられた。福井の地名については、北ノ庄から「福居」となり、3代藩主忠昌のとき、「福井」と改められた。

幕末の藩主は、名君の誉れ高い松平慶永(春嶽)で、その時代には、橋本左内、由利公正、橘曙覧、笠原白翁ら多くの人材が輩出された。また、慶永は産業振興事業として織物を取り入れ、これが織物王国福井の礎となった。

明治22年に市制が施行され福井市となり、鉄道の開通や織物産業などの興隆により政治・経済・文化の中心都市として発展してきた。昭和20年7月の空襲、昭和23年の福井大震災で壊滅的な打撃を受け、さらに水害、雪害と幾多の災害に見舞われたが、市民の不屈の精神によって不死鳥のように甦り、今日の「不死鳥のまち福井」を築き上げてきた。

平成12年には特例市に移行し、平成18年2月1日には、隣接する美山町、越廼村、清水町の3町村と合併し、総面積約536.19k㎡、人口約27万人となり、県内人口約34%を占める福井県の県都として重要な役割を担っている。全国各都市の「すみよさランキング(都市データパック東洋経済新報社)」で、安心度、利便度、快適度、富裕度、住居水準充実度の観点から毎年度上位に選ばれている。

また、本格的な人口減少社会の到来、超高齢社会の進展、地球環境問題の深刻化など時代の潮流を踏まえ、持続可能な集約型都市構造への転換を見据えたコンパクトシティの実現に向けて、「歩く」視点にたった都市づくりの考え方を継承しつつ「暮らしの豊かさを実感できる『歩

《福井市 位置図》



きたくなる』まち」を目指し、平成 22 年に「福井市都市計画マスタープラン」を改訂した。また、平成 21 年に福井都市圏の広域総合交通体系を構築するための「福井市都市交通戦略」を策定した。

[2] 中心市街地の概要

(1) 中心市街地の概要

本市の中心市街地は、安土桃山時代末期からの歴史を有し、J R 福井駅を中心として商業、業務、居住など多様な都市機能が集積し、多くの人やもの、情報が行き交う場として、独自の生活文化や伝統を育み、福井市の中心市街地としてだけでなく、圏域全体の発展に大きな役割を果たしてきた地域である。

特に、J R やえちぜん鉄道、福井鉄道などの鉄道に加え、路線バス、すまいるバスなど多様な公共交通機関が結節し、市役所や県庁などの行政施設、金融機関などの業務施設、百貨店や商店街などの商業施設、響のホールなどの文化施設など、多くの都市機能が徒歩圏域内に集積していることに特徴がある。



【福井市中心市街地都市模型写真】

(2) 歴史的・文化的資源、景観資源、社会資本や産業資源などの既存ストック状況及びその有効活用など

①歴史的・文化的資源

福井城址、柴田神社などは、中心市街地が城下町として形成されたことを示す歴史的な資源である。

福井城址は、結城秀康が築城し、約 270 年間にわたり松平家の繁栄の舞台となった名城跡である。かつては、4層5階、高さ 37mに及ぶ天守閣が存在したものの、現在は石垣と堀のみで、天守台下には「福の井」と呼ばれる井戸跡がある。御本丸緑地の内堀公園内には、幕末の福井藩の財政の立て直しをはかるなど活躍した福井ゆかりの偉人である由利公正や横井小楠の彫像が設置されているほか、福井城下に関する歴史が学べる解説板もあり、福井の歴史を身近に学ぶことができる。



柴田神社は、柴田勝家によって築かれた北の庄城跡であり、明治中期に建てられた柴田神社が鎮座し、一帯は北の庄城址公園となっている。公園内には柴田勝家・お市の方夫妻の銅像をはじめ、北の庄城の石垣跡や鬼瓦、復元井戸などが展示保存されている。

桜の花が咲く季節になると、これら福井の歴史を彩った戦国の勇士や武将達が鎧兜に身をかため、福井城址から足羽河原にかけて勇壮な時代絵巻を繰り広げる「ふくい春まつり」が開催されている。

さらに夏には、これまで福井市が戦災・震災・水害といった壊滅的な大災害に見舞われながらも、不死鳥(フェニックス)のように逞しく復興したのを記念して行われるようになった「福井フェニックスまつり」も中心市街地で繰り広げられている。

まちなか文化施設「響のホール」では、音楽や演劇鑑賞、市民活動の発表などの文化活動の場として活用されている。

本市は、豊かな自然に囲まれ海の幸山の幸に恵まれ、長い間培われてきた郷土の歴史や伝統文化を大切にし、人との交流により育んできた多様な文化を、産・学・官と市民が協働して、さらに高度に発展させていくまちを目指している。



②景観資源

福井の玄関口であるＪＲ福井駅周辺には、商業、業務施設などの都市的な景観に隣接して、市街地内を東西に流れる足羽川の水辺や「日本さくら名所 100 選」にも選定されている堤防の桜堤、足羽山の緑などの自然景観を形成し、これらが福井の中心市街地における景観の骨格を形成している。



そこで、本市の都市景観の基本的な整備方針を明らかにし、市民と行政が協力してその目標の実現を図るための指針として、「福井市都市景観基本計画・1989」を策定した。また、平成 3 年には「福井市都市景観条例」を制定し、福井市全域を対象とする良好な都市景観形成のためのルールや制度を整えてきた。

その後、中心市街地内に残る貴重な歴史的資源を有機的に結び、人々の回遊と交流を促す「歴史のみち整備事業」や、来街者が楽しく安全で快適に回遊でき、道路と沿道建物との一体的な景観にも配慮した道路空間を整備する「賑わいの道づくり事業」などの関連事業を含め、景観づくりに取り組んできた。

さらに、平成 16 年の「景観法」の制定や市町村合併による地域固有の景観資源が新たに加わったことにより、平成 19 年 5 月に「福井市景観基本計画」を策定した。中心市街地を含む福井都心地区は、景観形成重点地区として位置付けられ、「福井らしさを実感できる風格あるシンボル景観の創生」を目標として、景観資源の保全・活用に取り組んでいくこととしている。

第 1 期計画の策定以降では、「さくらの小径・浜町通り界限整備事業」と「浜町おもてなし空間づくり事業」により、地域が一体となって魅力ある空間づくりに取り組んだ結果、地区の歴史を活かした道路・沿道に高級感ある景観が創出された。

③社会資本や産業資源

本市の中心市街地は、戦災・震災などによって壊滅的な打撃を受けたが、土地区画整理事業の実施により、道路などの都市基盤が整えられた。これに伴って、市役所や県庁などをはじめとする行政機能や、事務所、商店街といった産業・商業機能、居住機能、更には病院・医院が立地し、多様な都市機能が集積している。

公共交通については、ＪＲ福井駅を中心として、えちぜん鉄道、福井鉄道など地方鉄道網が維持され、また京福バスやすまいるバスなど、郊外バス、市内バス、コミュニティバスの発着地点があり、公共交通の利便性の高い地域である。

[3] 統計的なデータ等による現状把握・分析

(1) 人口動態に関する状況

○人口は減少傾向にあったが平成 23 年にはじめて増加に転じた。

- ・ 中心市街地の人口の推移をみると、人口及び福井市域内シェアとも減少傾向にあったが、平成 23 年にはじめて増加に転じた。
- ・ 第 1 期計画認定時の平成 19 年と比べ、人口は 91 人 (2.1%) 減少、福井市域内シェアは横ばいとなっている。(図 1-1)

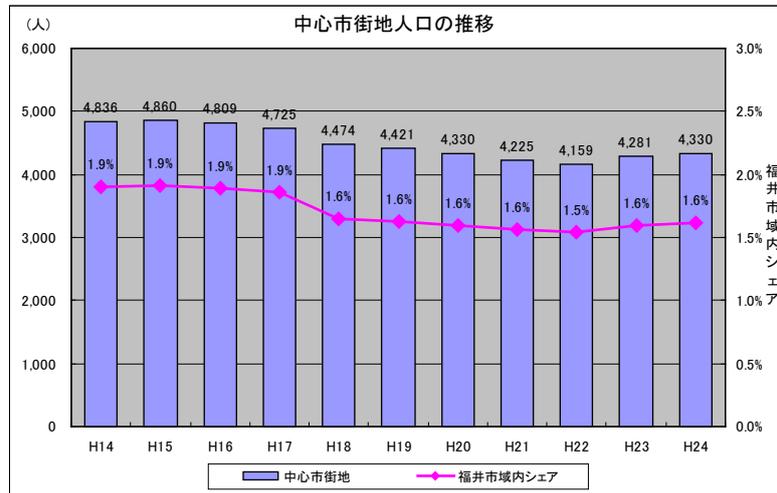


図 1-1 中心市街地人口の推移 資料：住民基本台帳

○世帯数は近年増加傾向にある。

- ・ 中心市街地の世帯数は、平成 18 年に減少し以後平成 22 年までほぼ横ばいで推移していたが、平成 23 年から増加傾向にある。
- ・ 第 1 期計画認定時の平成 19 年と比べ、世帯数は 129 世帯 (7.3%) 増加、福井市域内シェアは横ばいとなっている。(図 1-2)

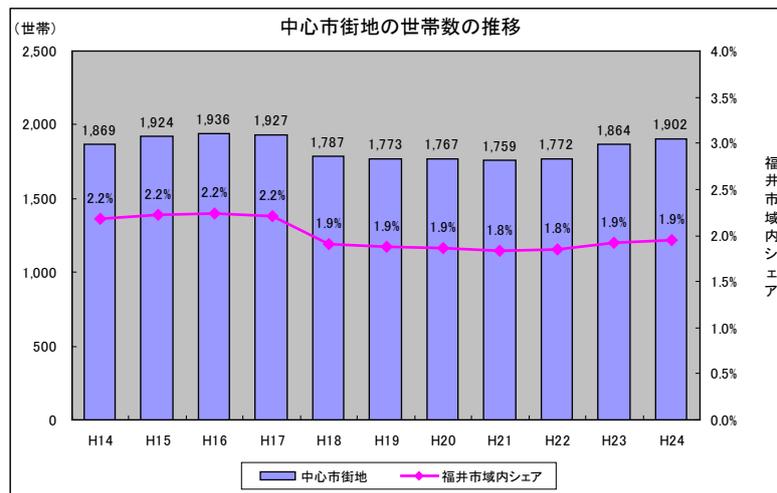


図 1-2 世帯数の推移 資料：住民基本台帳

《分析》

- ・ 人口は減少傾向にあり、年少人口及び生産年齢人口の減少がその主な要因となっている。(年齢階層別人口は P39 参照)
- ・ 高齢人口はほぼ横ばいで推移していることから、今後、中心市街地において更に人口増を図るためには、居住ニーズに対応した住宅の供給や、居住者の転出を防ぐ取組が必要である。

(2) 産業に関する状況

○中心市街地の事業所数、従業員数は増加しているものの依然として低い水準にある。

- ・中心市街地における事業所数は、平成16年までは減少傾向にあったが、その後は増加傾向となっている。ただし、福井市域内シェアについては、減少幅は小さくなっているものの、減少し続けている。
- ・第1期計画認定前後の平成18年と21年を比較すると、事業所数は55事業所(2.5%)増加、福井市域内シェアは0.1ポイント低下している。(図1-3)

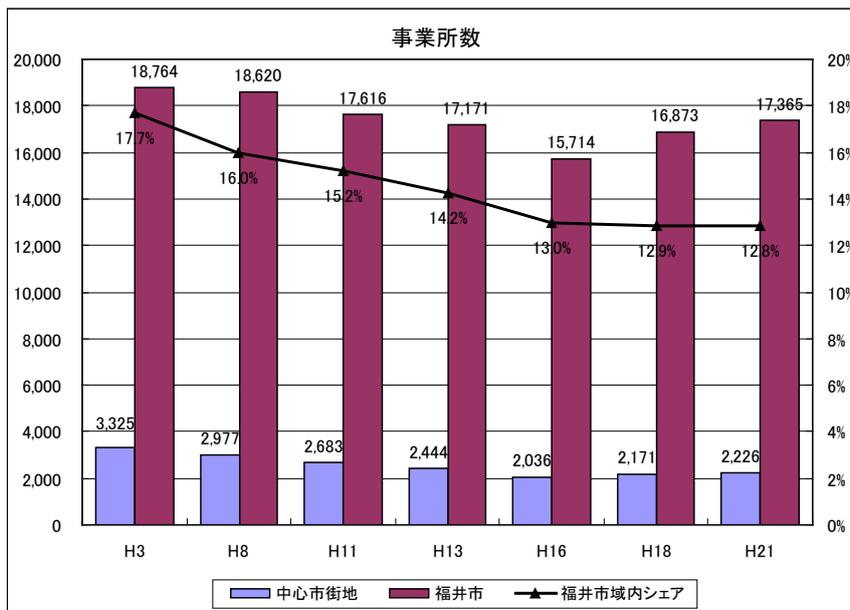


図1-3 事業所数の推移 資料：事業所・企業統計調査、H21のみ経済センサス

- ・中心市街地における従業員数も、平成16年までは減少傾向にあったが、その後は増加傾向となっている。
- ・第1期計画認定前後の平成18年と21年を比較すると、従業員数は1,553人(9.6%)増加、福井市域内シェアは0.4ポイント上昇している。(図1-4)

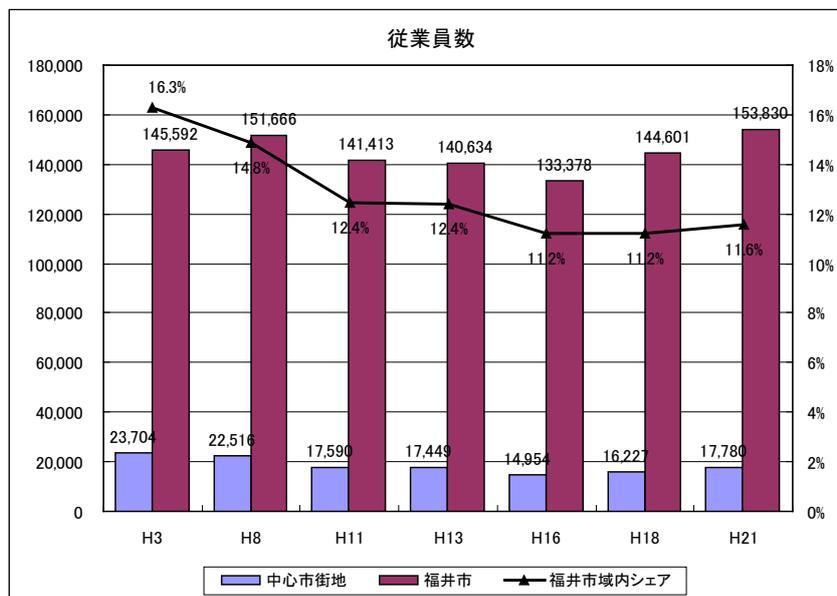


図1-4 従業員数の推移 資料：事業所・企業統計調査、H21のみ経済センサス

○卸売・小売業飲食店などの業種は減少している。

- ・各業種の事業所数の推移をみると、卸売・小売業飲食店が平成 21 年には平成 3 年と比較して 809 事業所(36.9%)減少し、中心市街地内の事業所数の減少に大きく影響を与えている。(図 1-5)
- ・各業種の従業員数の推移をみると、卸売・小売業飲食店、金融・保険業の減少が顕著で、平成 21 年には平成 3 年と比較して、それぞれ 2,647 人(25.4%)、1,942 人(40.4%)減少した。(図 1-6)
- ・第 1 期計画認定前後の平成 18 年と 21 年を比較すると、事業所数については農林漁業鉱業や建設業以外の業種で、従業員数については建設業やサービス業以外の業種で増加している。

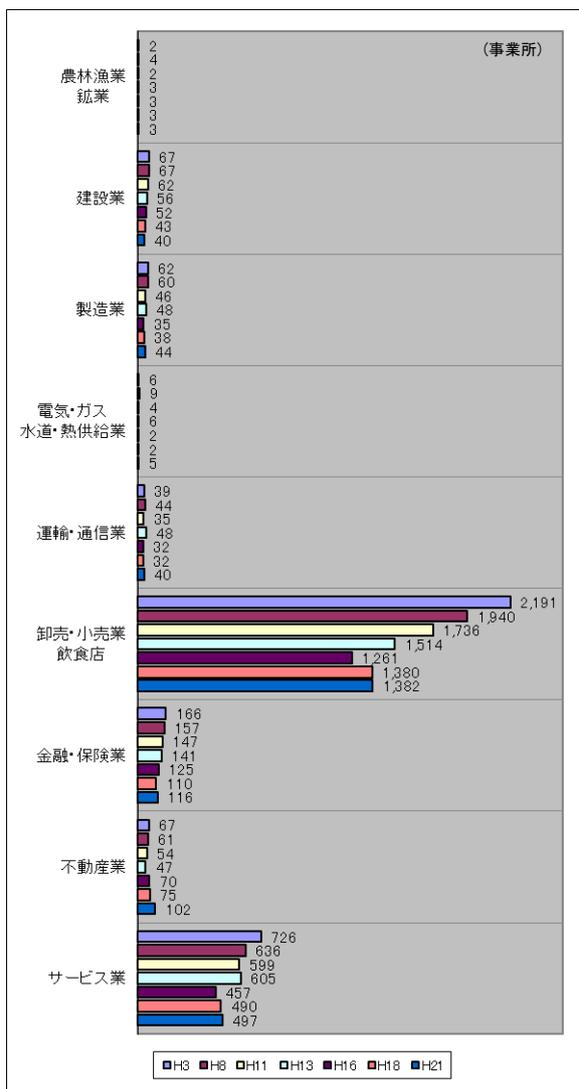


図 1-5 業種ごとの事業所数の推移
(大分類)

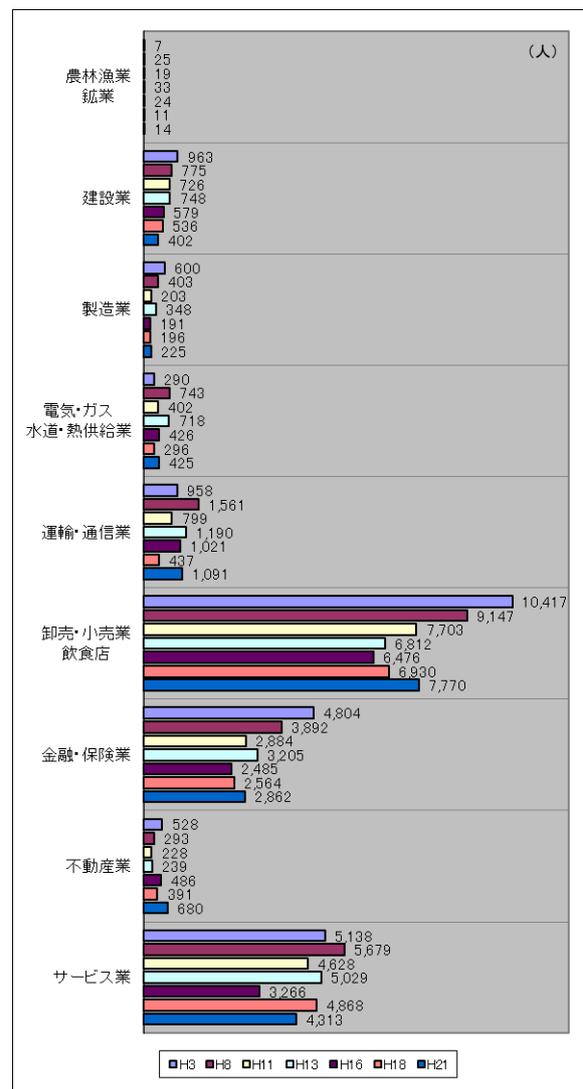


図 1-6 業種ごとの従業員数の推移
(大分類)

資料：事業所・企業統計調査、H21 のみ経済センサス

《分析》

- ・卸売・小売業飲食店及び金融・保険業の減少が著しい。卸売・小売業飲食店の減少は、中心市街地の商業の中心性を喪失させ、金融・保険業の減少は、中心市街地の経済性を喪失することにつながる。
- ・中心市街地における事業所数や従業員数の減少は、賑わいの喪失、買い物などによる消費の減少につながる。
- ・今後、事業所数及び従業員数の更なる増加に向け、民間投資が積極的に行われるような環境を整えていくことが必要である。

(3) 商業に関する状況

○中心市街地の商店数は減少している。

- ・中心市街地の商店数は、減少し続けている。平成19年には352店舗となり、平成3年の633店舗と比較して281店舗（44.4%）減少している。
- ・福井市域内シェアについては、平成19年に増加に転じたが、平成3年と比べると2.8ポイント低下している。（図1-7）

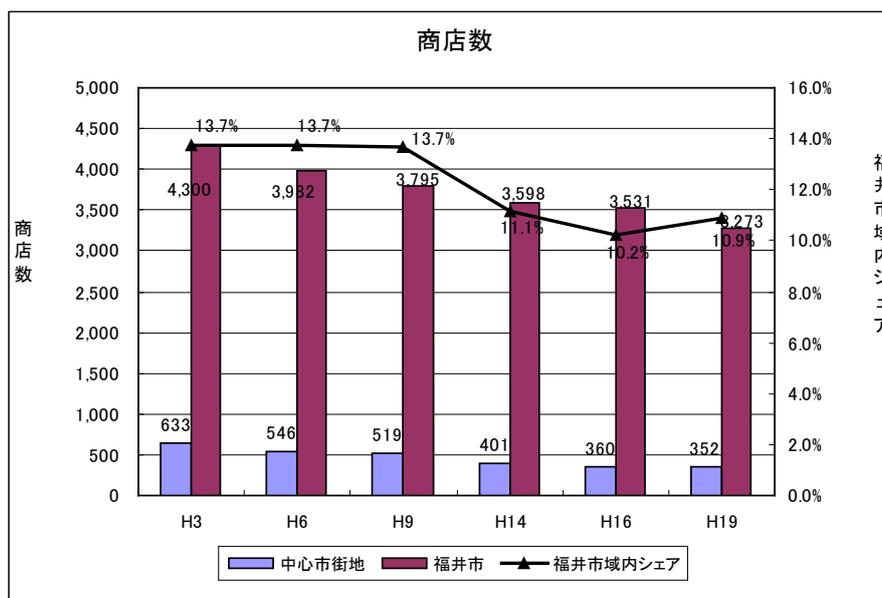


図1-7 商店数の推移

資料：商業統計調査

○中心市街地の年間小売販売額は減少している。

- ・中心市街地の年間小売販売額は減少し続けている。平成19年には338億円となり、平成3年の690億円と比較して352億円(51.0%)減少している。
- ・福井市域内シェアにおいても、17.4%(平成3年)から8.8%(平成19年)となり、8.6ポイント減少している。(図1-8)

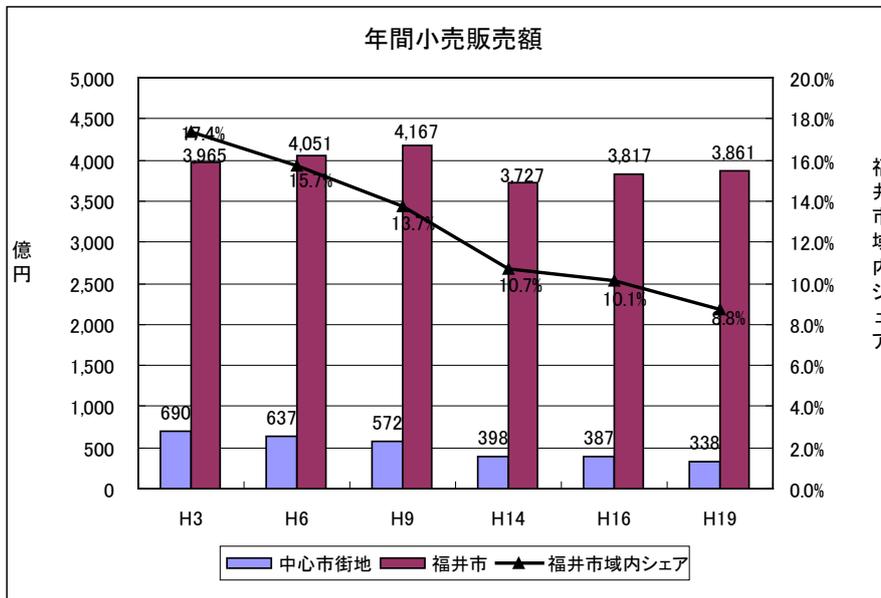


図1-8 年間販売額の推移 資料：商業統計調査

○中心市街地の売場面積は減少している。

- ・福井市全体の売場面積は大きく増加しているが、中心市街地の売場面積は減少し続けている。平成19年には49,456㎡となり、平成3年の71,815㎡と比較して22,359㎡(31.1%)減少している。
- ・福井市域内シェアにおいても、20.1%(平成3年)から10.2%(平成19年)となり、9.9ポイント減少している。(図1-9)

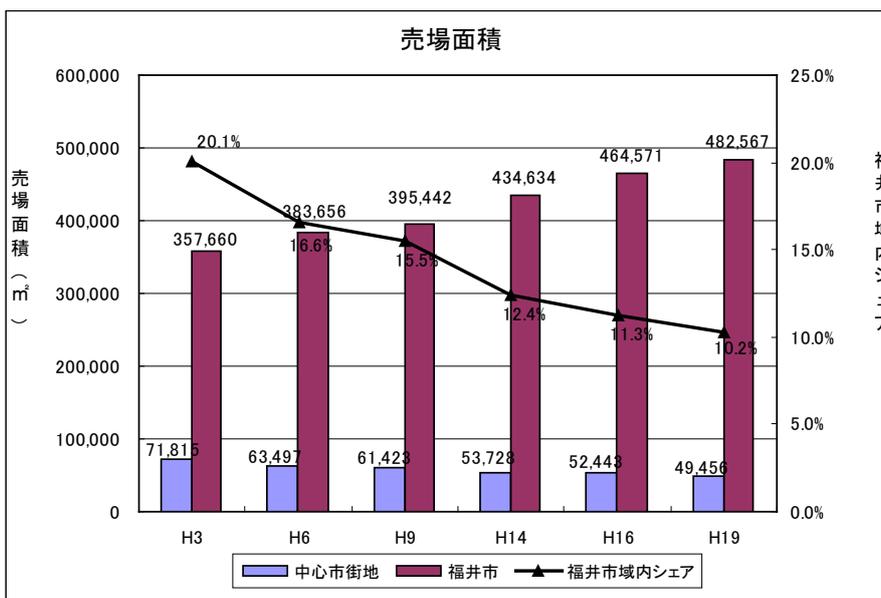


図1-9 売場面積の推移 資料：商業統計調査

○空き店舗数は増加している。

- ・空き店舗数（中央1丁目）は、平成13年12月に26店舗であったが、平成24年8月には75店舗となり、49店舗増加している。（図1-10）
- ・中央1丁目における店舗数は383店舗（平成24年）あり、空き店舗数は全体の19.6%を占めている。

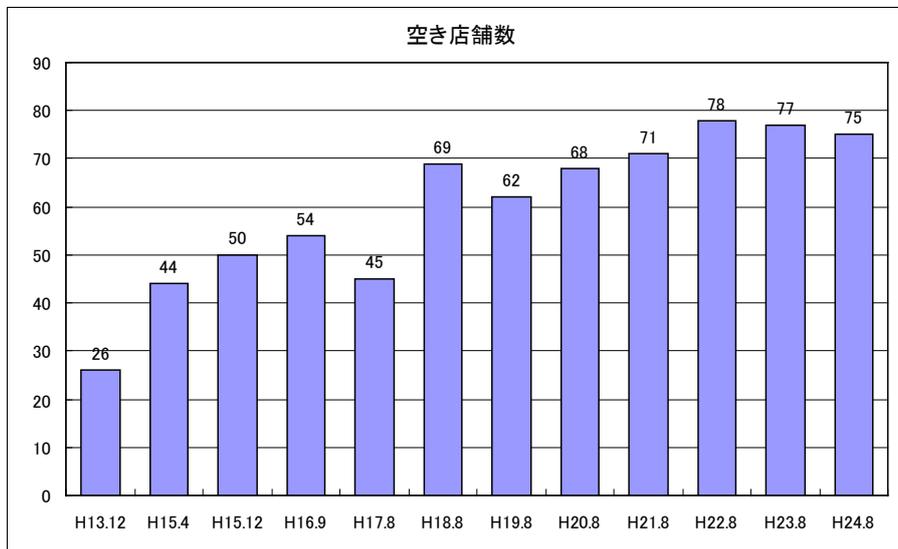


図1-10 空き店舗の状況（中央1丁目） 資料：まちづくり福井

○歩行者・自転車通行量は減少している。

- ・歩行者・自転車通行量（7月休日、10地点合計）は、平成24年において38,634人であり、平成12年の67,435人と比較して28,801人（42.7%）減少している。
- ・大規模商業施設の開店の効果は見られるものの、その後徐々に減少傾向を示すなど持続しにくい傾向が見られる。
- ・第1期計画認定後の平成19年以降について見ると、平成22年に増加に転じたものの、平成23年には再び減少し、平成12年以降で最少値となった。（図1-11）

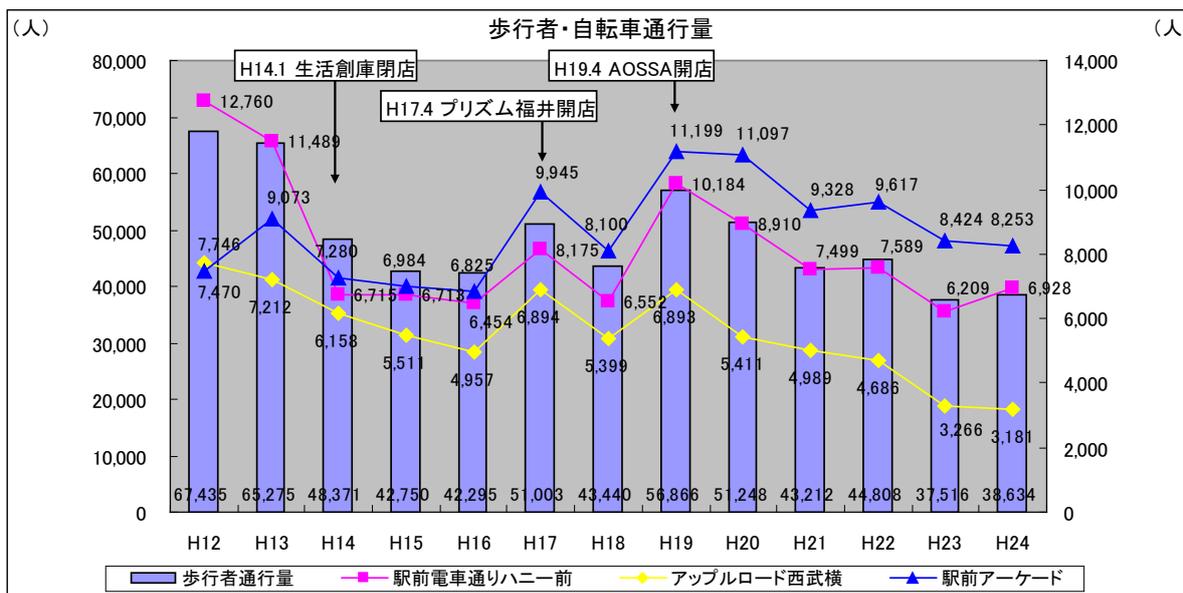
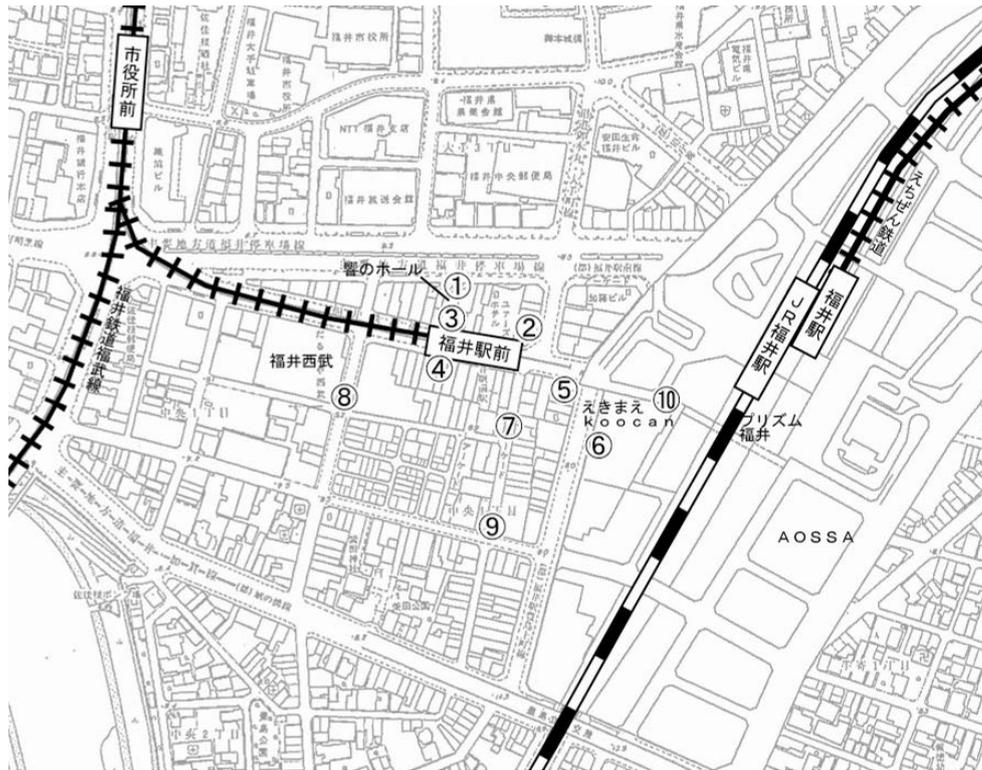


図1-11 歩行者・自転車通行量の推移 資料：福井市



- | | |
|--------------|--------------|
| ① シンボルロード南側 | ⑥ 南通り旧生活創庫前 |
| ② ミスタードーナツ南側 | ⑦ ガレリア元町 |
| ③ 駅前電車通り北側 | ⑧ アップルロード西武横 |
| ④ 駅前電車通り南側 | ⑨ 北の庄通り |
| ⑤ 駅前電車通りハニー前 | ⑩ 駅前アーケード |

図 1-12 歩行者・自転車通行量の調査地点

《分析》

- ・旧福井市中心市街地活性化基本計画の策定時（平成 11 年）と比較して、中心市街地における商店数、年間販売額、売場面積、歩行者・自転車通行量が減少し、空き店舗数が増加するなど商業を取り巻く環境が悪化している。一方で、福井市全体の売場面積は増加するなど商業施設の伸張がみられ、これが中心市街地に影響を与えているとも想定される。
- ・福井市全体の年間販売額が減少し、大規模商業施設の閉店がみられる。
- ・響のホールやAOSSA、プリズム福井など拠点となる施設がオープンし、一時的に歩行者・自転車通行量が増加したものの、その効果は持続的ではなく、第 1 期計画期間中に大規模施設が完成しなかったことから、減少傾向が止まらない。
- ・今後、個店の魅力向上・出店機会の創出など商業の魅力向上に取り組むことにより商業の活性化につなげていく必要がある。

(4) 低未利用地の状況

○低未利用地は増加している。

・低未利用地は、平成8年の7.5haから平成24年には12.5haになり、5.0ha増(1.7倍)になっている。(図1-13)

※低未利用地：平面駐車場、建物跡地、改変工事中の土地

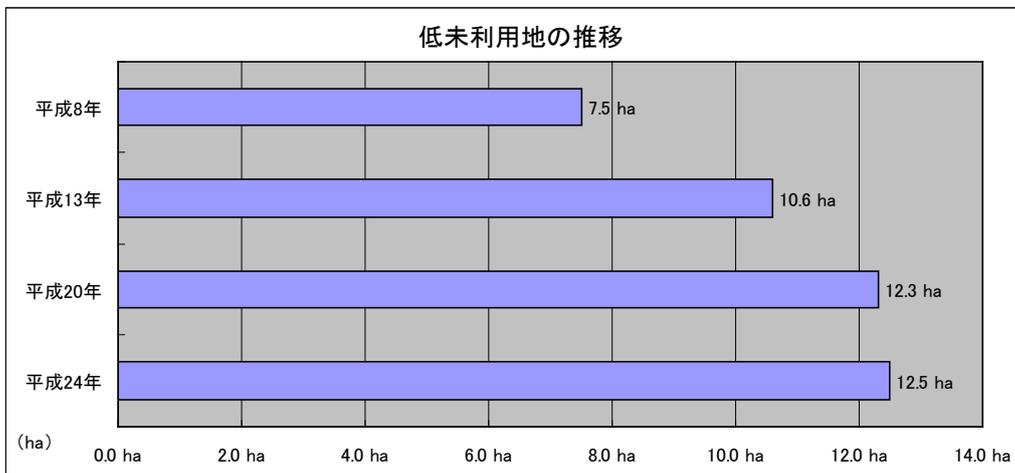


図1-13 低未利用地推移 資料：都市計画基礎調査(H8~H20)、福井市(H24)

- ・平面駐車場の箇所数は、平成4年から平成14年にかけて増加し、平成20年には一旦減少したが、平成24年には再び増加し394箇所となっている。
- ・平成20年から24年にかけては、規模の大小に係わらず全体的に増加している。(図1-14)

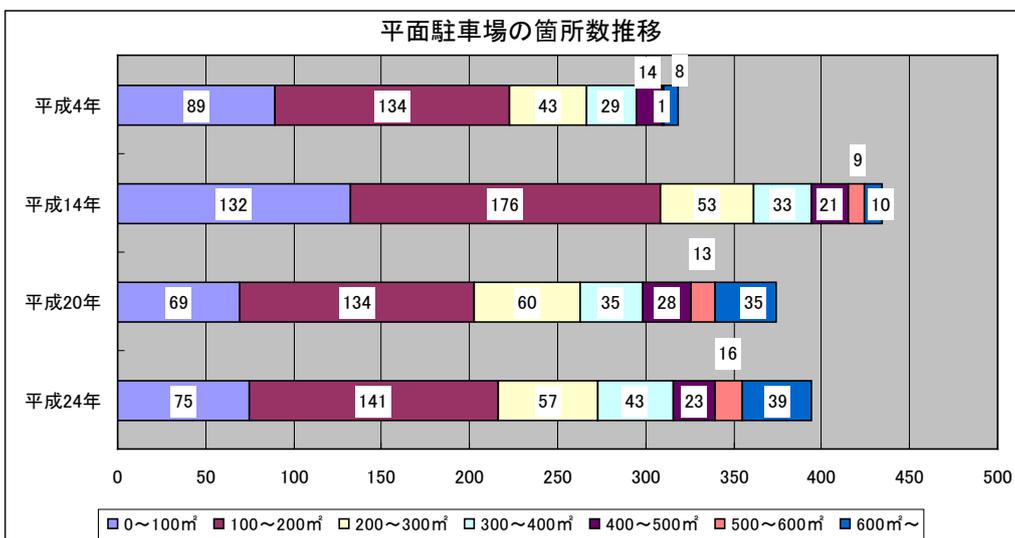


図1-14 平面駐車場の推移 資料：福井市都心居住に関する研究報告書(H4, 14)福井市(H19, 24)

《分析》

- ・低未利用地の面積、平面駐車場の箇所数ともに、近年増加傾向にある。一部の地域では、コインパーキングが増えている様子が伺えることから、今後も注視していく必要がある。

(5) 公共交通などの状況

○鉄道の乗車人員は、第1期計画の基準値(平成18年度)5,672千人/年より178千人多い5,850千人/年、1.03倍となっている。

- ・鉄道全体の利用状況をみると、第1期計画認定(平成19年度)後増加していたが、平成21年度一旦減少し、その後徐々に増加傾向を示している。平成23年度には、平成11年度の水準の99.1%まで回復してきている。(図1-15)

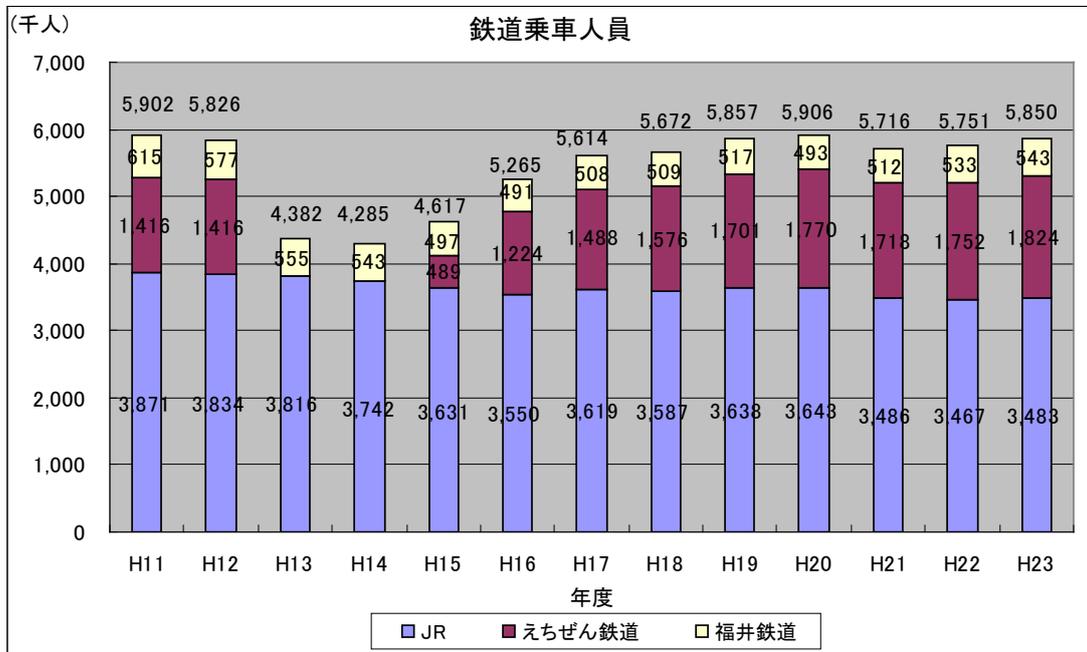


図1-15 鉄道乗車人員の推移 資料：福井市

○JRの乗車人員は、減少傾向にあり、第1期計画の基準値(平成18年度)より104千人/年少ない97%の水準となっている。

- ・近年、定期利用者は横ばいとなっているが、定期外利用者は平成21年度以降大幅に減少している。(図1-16)

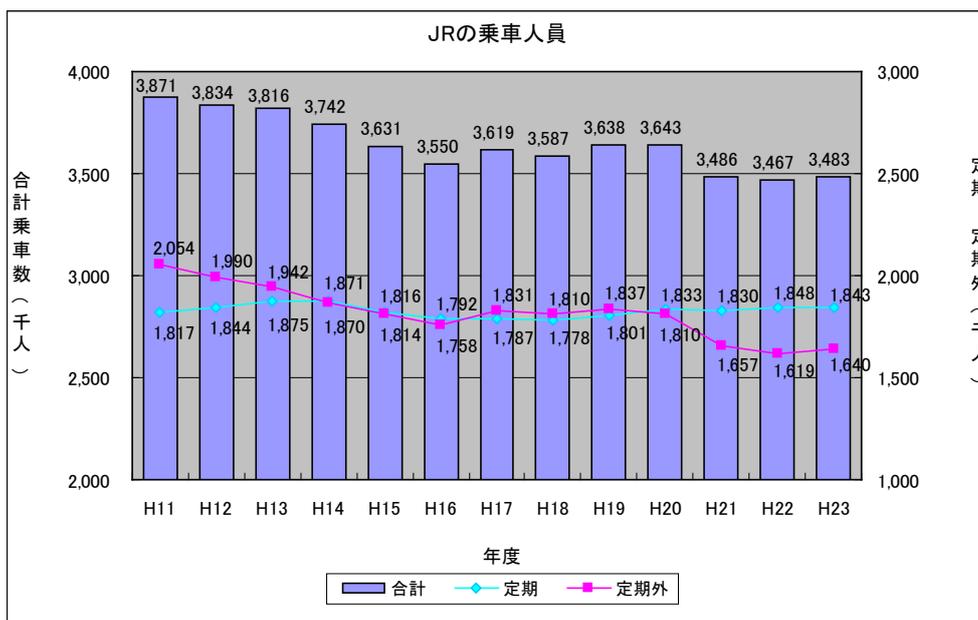


図1-16 JRの乗車人員の推移 資料：JR西日本

○えちぜん鉄道の乗車人員は、第1期計画の基準値(平成18年度)より182千人/年多い1,643千人/年、1.12倍となっている。

- ・えちぜん鉄道の乗車人員の合計は、平成15年度以降回復してきており、平成18年度には平成11年度の乗車数を上回り、その後も増加傾向にある。(図1-17)

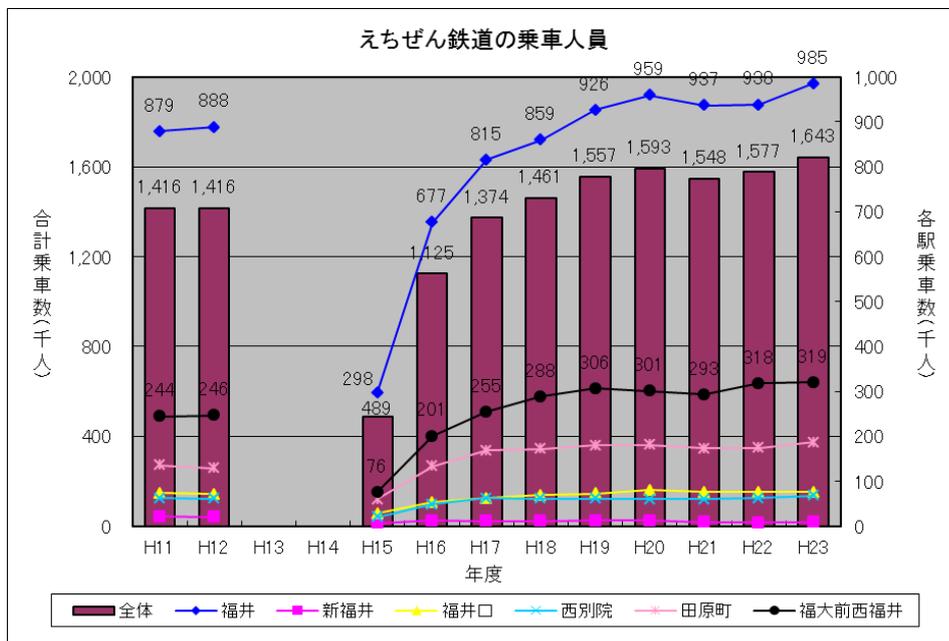


図1-17 えちぜん鉄道の乗車人員の推移 資料：えちぜん鉄道
 ※：H11, 12 京福電気鉄道、H13, 14 事故による運行停止、H15 以降えちぜん鉄道

○福井鉄道福武線の乗車人員は、第1期計画の基準値(平成18年度)より34千人/年多い543千人/年、1.07倍となっている。

- ・福井鉄道福武線の乗車人員(市内路面区間)は、平成11年度以降減少していたが、平成17年度以降は増加傾向にある。(図1-18)

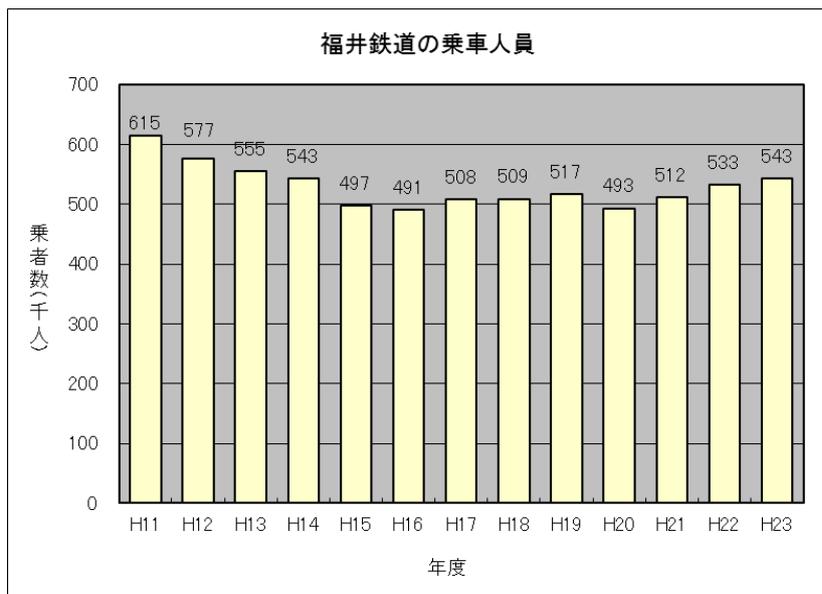


図1-18 福井鉄道乗車人員の推移 資料：福井鉄道

○コミュニティバス（すまいるバス）の乗車数は、近年減少傾向にある。

- ・すまいるバスの乗車数は、平成12年度の運行開始以来、平成19年度までは各方面で総じて増加傾向にあったが、平成20年度以降は減少傾向に転じている。（図1-19）

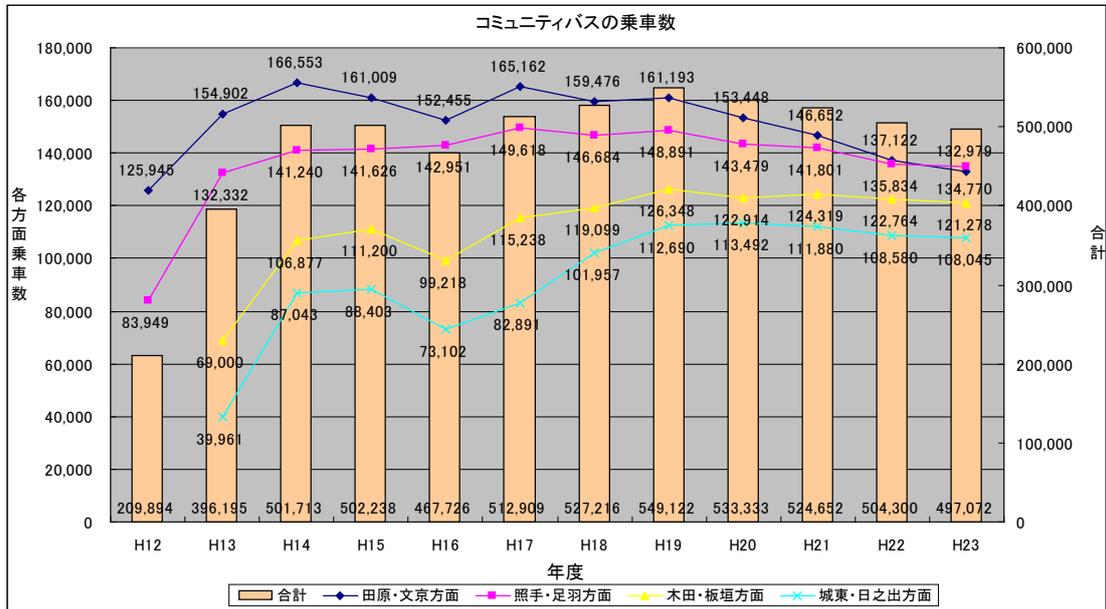


図1-19 コミュニティバスの乗車数の推移 資料：まちづくり福井

○京福バスの乗車数は、近年減少傾向にある。

- ・中心市街地内のバス停での乗車数は、減少傾向にあり、平成23年には2,347人/日で、3年間で10%減少した。

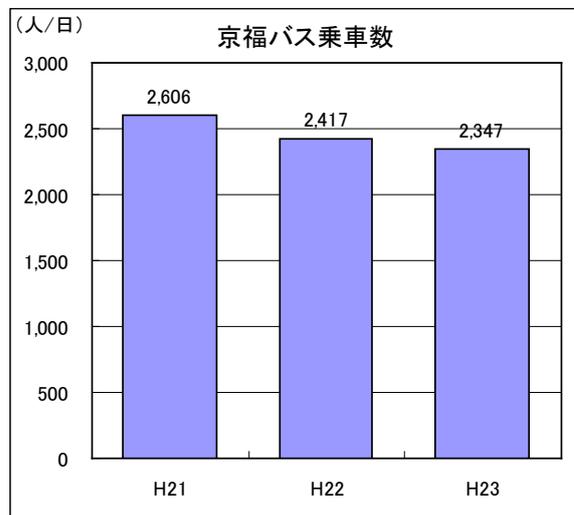


図1-20 京福バス（中心市街地内）の乗車数の推移 資料：京福バス

《分析》

- ・鉄道の乗車人員は、第1期計画認定時と比較して150人/日増加し、1.03倍となっている。近年の推移を公共機関別に見ると、JR、すまいるバス、京福バスは減少傾向、えちぜん鉄道と福井鉄道福武線は増加傾向にある。
- ・今後は、JR福井駅を中心とした交通結節機能の強化を図り、公共交通の利用者を増やしていくことが必要である。

(6) JR福井駅西口におけるイベントの開催状況

○アクティブスペースの整備により、市民の文化活動が活発化している。

- ・ JR福井駅西口には暫定的に整備されている広場があり、多くのイベントが開催されている。イベントが開催された日数は、平成 22 年度は 96 日であったが、平成 23 年度は 113 日開催され、前年度を上回っている。
- ・ イベントの種類（使用目的）をみると、パフォーマンスやライブなど市民の発表の場としての利用が最も多く、次いでイルミネーションなどの展示、物産市など商店街が主催するマーケット利用、ワークショップ・体験の場、駅前マルシェなど飲食を伴う利用が多くなっている。（図 1-21）

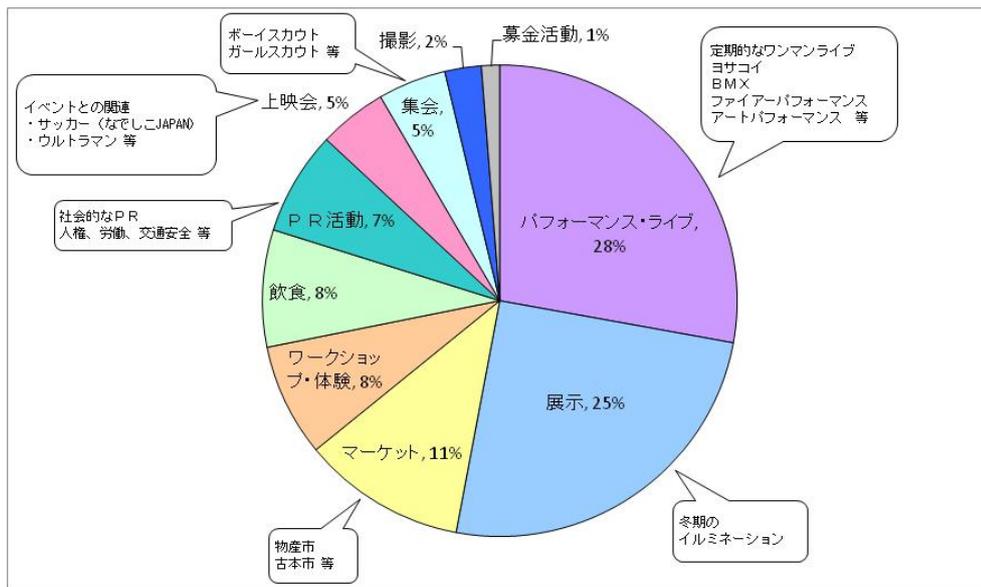
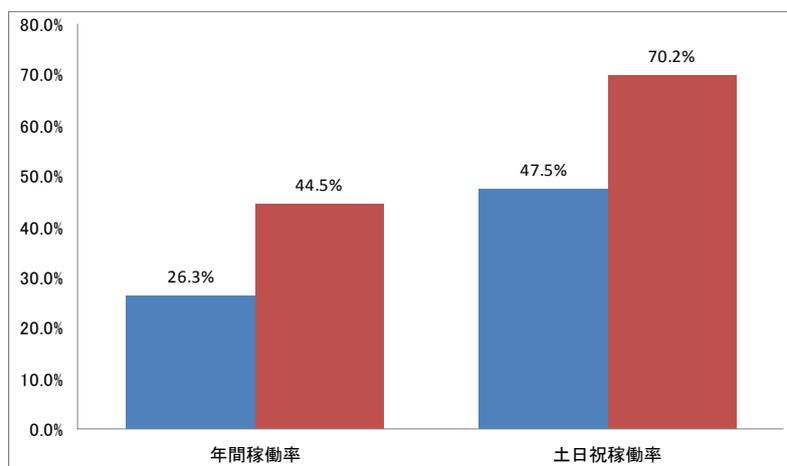


図 1-21 イベントの種類 資料：福井市

- ・ 曜日別にみると、土日祝日の稼働率が 70.2%と高くなっており、平成 22 年度の 47.5%から大きく伸びている。（図 1-22）



■ 平成 22 年度 ■ 平成 23 年度 (注：稼働率にイルミネーションは含まない)

図 1-22 西口広場の稼働率 資料：福井市

(7) 駐車場の利用状況

○福井市営駐車場（大手、大手第二、本町地下）の利用者は減少傾向にあり、県営西口地下駐車場は増加傾向にある。

- ・福井市営駐車場（大手、大手第二、本町地下）の駐車台数（一日平均）は、県営西口地下駐車場がオープンした平成19年以降概ね減少傾向にある。（図1-23）
- ・県営西口地下駐車場の駐車台数は、オープン以降増加傾向にある。
- ・合計の駐車台数は概ね横ばいである。
- ・大手駐車場の平成20年度の減少は、工事により利用できない期間があったことから減少している。

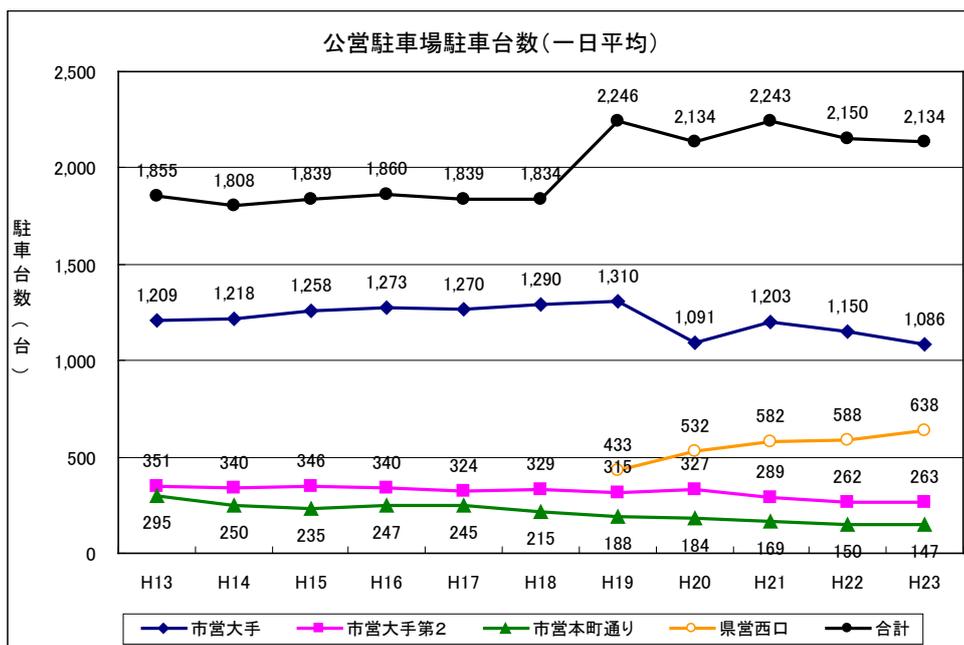


図1-23 公営駐車場の駐車台数の推移 資料：福井市、福井県

表1-1 公営駐車場駐車台数（一日平均）

	市営大手	市営大手第2	市営本町通り	県営西口	合計
駐車台数	266台	122台	354台	200台	
H13	1,209	351	295		1,855
H14	1,218	340	250		1,808
H15	1,258	346	235		1,839
H16	1,273	340	247		1,860
H17	1,270	324	245		1,839
H18	1,290	329	215		1,834
H19	1,310	315	188	433	2,246
H20	1,091	327	184	532	2,134
H21	1,203	289	169	582	2,243
H22	1,150	262	150	588	2,150
H23	1,086	263	147	638	2,134

資料：福井市、福井県

(8) 平均地価の状況

○中心市街地の平均地価は下落し続けている。

- ・平均地価は下落し続けており、歯止めがかかっていない状況である。
- ・平均地価を第1期計画が認定された平成19年度と比較すると、17%下落し、83%の水準となっている。(図1-24)

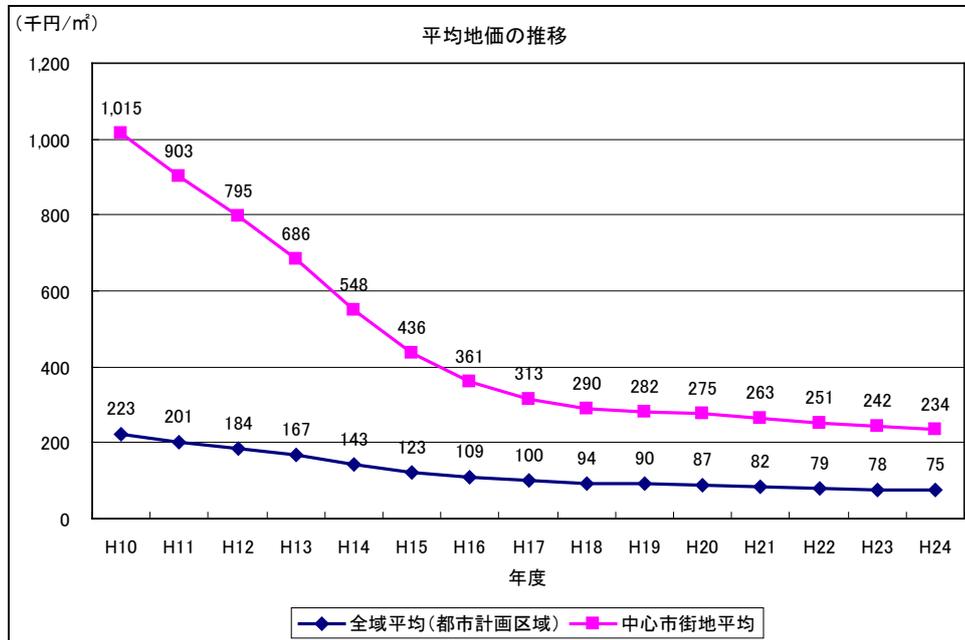


図1-24 平均地価の推移

資料：福井市

[4] 地域住民のニーズ等の把握

(1) 都市計画マスタープラン策定に伴うアンケート調査

◆調査の概要

調査機関：福井市

調査期間：平成20年1月25日～2月12日

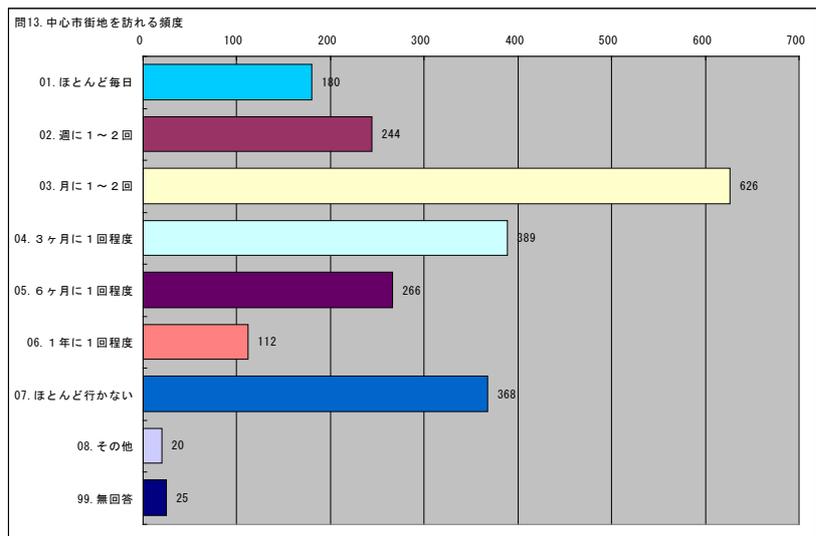
調査方法：郵送による調査

調査対象者：市内在住の18歳以上の人

回収数/配布数：2,230名/5,000名（回収率44.6%）

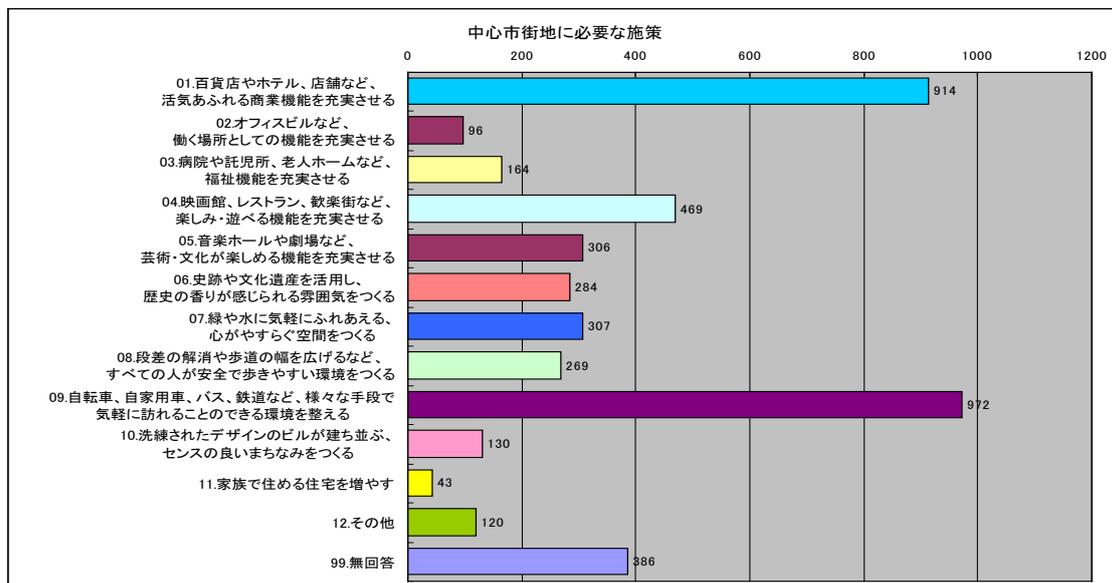
《中心市街地に訪れる頻度》

- 中心市街地を訪れる頻度は、「03.月に1～2回」を選択する方が最も多く、約3割を占めている。次いで、「04.3ヶ月に1回程度」となっているが、「07.ほとんど行かない」を選択する方も同程度となっている。



《中心市街地に必要な施策》

- 中心市街地で取り組むべき施策については、「01.百貨店やホテル、店舗など、活気あふれる商業機能を充実させる」、「09.自転車、自家用車、バス、鉄道など、様々な手段で気軽に訪れることのできる環境を整える」を選択する方が多く、いずれも4割を超えている。
- 次いで、「04.映画館、レストラン、歓楽街など、楽しみ・遊べる機能を充実させる」、「07.緑や水に気軽にふれあえる、心がやすらぐ空間をつくる」、「05.音楽ホールや劇場など、芸術・文化が楽しめる機能を充実させる」の順で多くなっている。



(2) ウラマチんなか住まい事業に関するアンケート調査

◆調査の概要

調査機関：福井市

調査期間：平成20年9月2日～16日

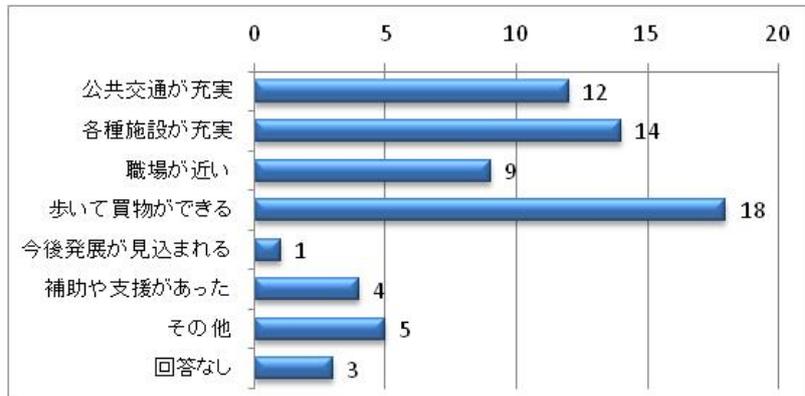
調査方法：郵送による調査

調査対象者：ウラマチんなか住まい事業の支援の対象物件に住む人

回収数/配布数：40名/100名（回収率40%）

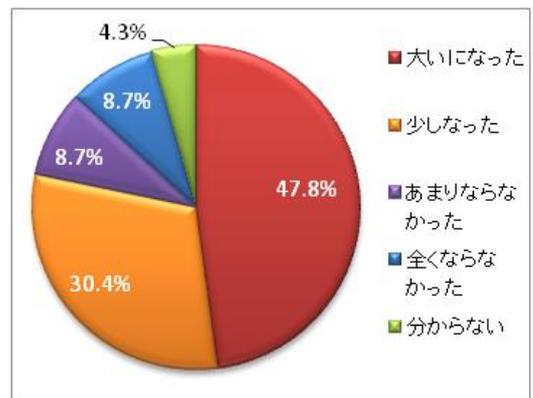
《まちなか居住を選んだ理由》

- ・「歩いて買い物ができる」が18名で最も多く、次いで「各種施設が充実している」が14名、「公共交通が充実」が12名、「職場が近い」9名となった。



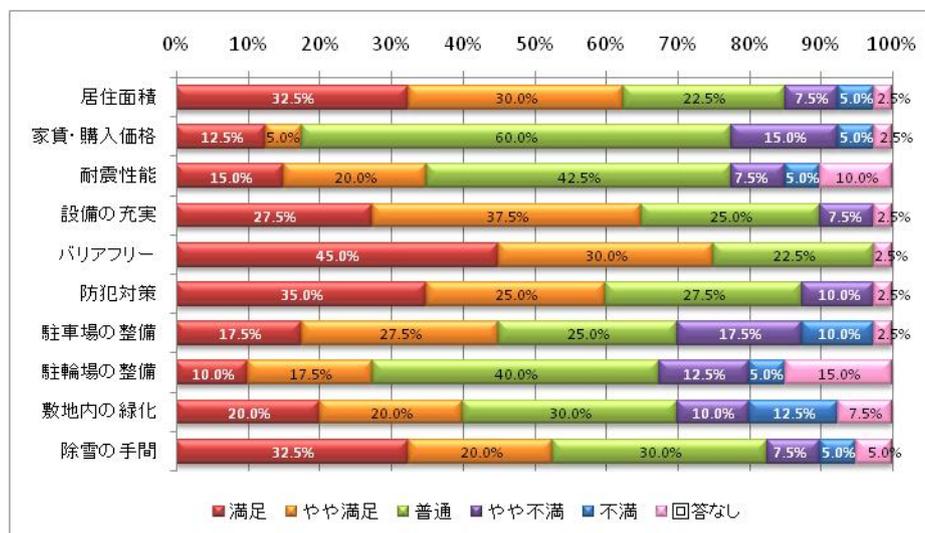
《ウラ事業が購入などのきっかけになったか》

- ・きっかけに「大いになった」と考える人は47.8%で、「少しなった」を含めると、全体の78.2%が住宅購入や入居、リフォームのきっかけになったことになる。



《まちなか住まいでの住宅環境の満足度》

- ・住宅環境に関して、「満足」と「やや満足」を合わせると全体的に満足度は高くなっているが、「家賃・購入価格」と「駐輪場の整備」に対しては満足度が低くなっている。一方で「バリアフリー」に関しては不満と答える人はいなかった。



(3) 福井駅周辺動態調査

◆調査の概要

調査機関：福井市

調査期間：平成21年9月4日～17日

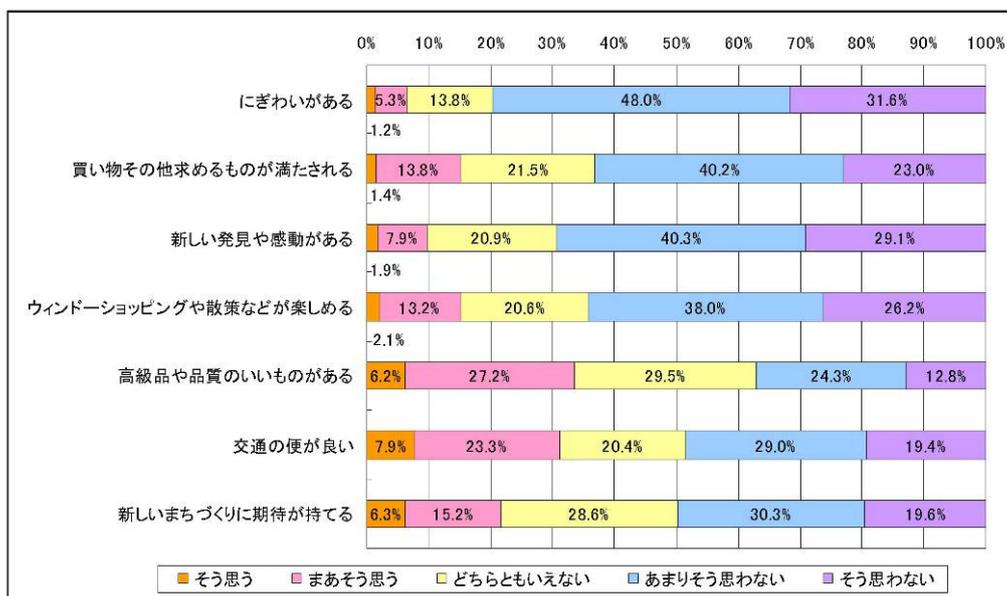
調査方法：郵送による配布・回収

調査対象者：福井市在住女性2,000人（18歳以上80歳未満）

回収数／配布数：935名／2,000名（回収率46.8%）

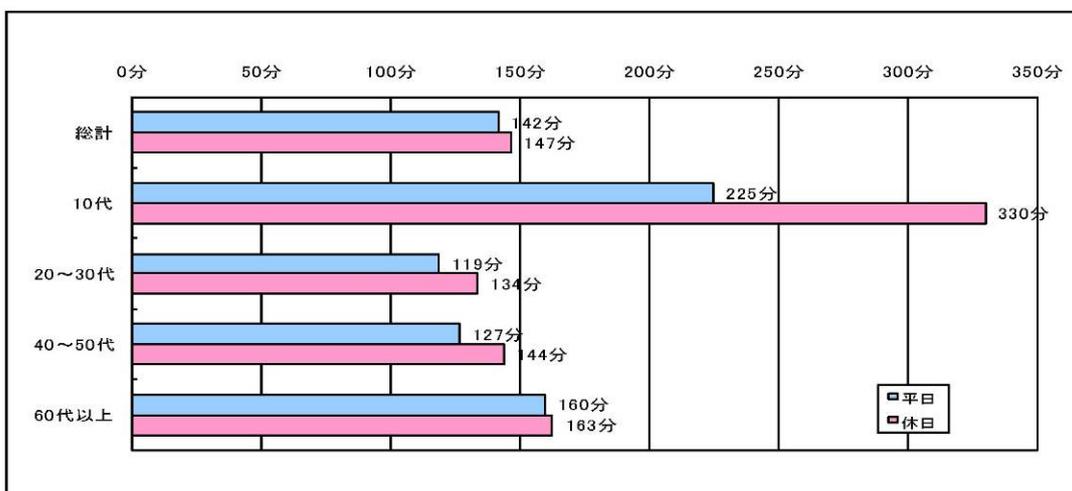
《福井駅周辺エリアの印象》

- ・「そう思う」と「まあそう思う」の合計が最も高かったのは「高級品や品質のいいものがある」で、次いで「交通の便が良い」であった。最も評価が低かったのは「にぎわいがある」であった。
- ・全体として、「そう思う」と「まあそう思う」の合計が多く好印象とする回答は3割程度にとどまった。特に、「新しいまちづくりに期待が持てる」の回答は2割程度だった。この傾向は平成19年度消費者購買動向調査と変わらない。



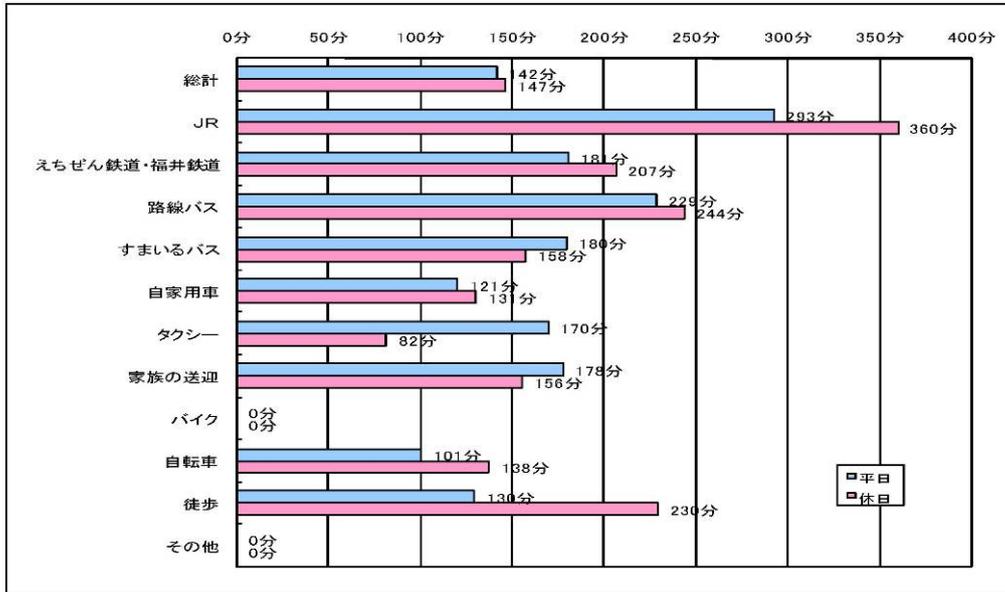
《福井駅周辺での滞在時間（年代別）》

- ・年代別に見ると、20～30代では約125分、40～50代では約135分、60代以上では約160分であり、年代が上がるにつれて滞在時間が長くなる傾向が見られる。
- ※10代はサンプル数が少ないため参考値とする。



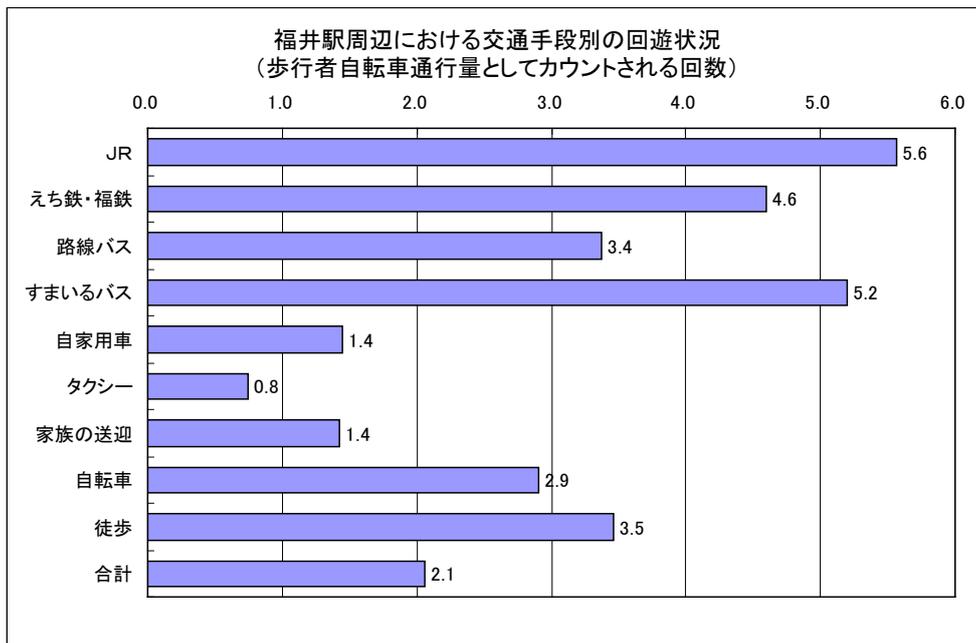
《福井駅周辺での滞在時間（交通手段別）》

- 交通手段別に平均滞在時間を見ると、自家用車利用者は公共交通利用者に比べ滞在時間が短い傾向が見られる。



《福井駅周辺における交通手段別の回遊状況》

- 交通手段別に見ると、JR 7 件、えちぜん鉄道・福井鉄道 15 件、路線バス 27 件、すまいるバス 10 件、自家用車 249 件、タクシー 4 件、家族の送迎 21 件、自転車 30 件、徒歩 13 件となっており、自家用車が最も多くなっている。
- この調査結果を歩行者・自転車通行量の調査地点 10 地点と重ね、歩行者・自転車通行量として何回カウントされるか集計した結果、JR で来街した者が最も多く 5.6 回、次いですまいるバス 5.2 回、えち鉄・福鉄 4.6 回の順で、公共交通機関などでの来街者が広く回遊している状況が伺える。
- 自家用車で来街者は 1.4 回であり低く、目的地志向が強くなっている。



(4) 市民意識調査

①平成 23 年度調査

◆調査の概要

調査機関：福井市
 調査期間：平成 23 年 8 月 10 日 ～ 24 日
 調査方法：郵送による調査
 調査対象者：市内に居住する 18 歳以上の男女
 回収数／配布数：1,251 名／2,500 名（回収率 50.0%）

- ・ 19 の施策について、その満足度及び重要度に関する調査を実施している。重要度の調査で「賑わいのある中心市街地をつくる」は常に上位にランク付けされ、平成 22 年度以後は最も多くなっている。また、その割合は徐々に高くなってきており、平成 23 年度には 30.1% であり、市民のほぼ 3 割が重要な施策であるとの評価となっている。
- ・ 平成 23 年度の満足度と重要度の関係をみると、「賑わいのある中心市街地をつくる」は満足度が最も低く、重要度が最も高くなっている。

表 1-2 特に重点的に取り組むべき施策

	上位 1 位	上位 2 位	上位 3 位
平成 23 年度	賑わいのある中心市街地をつくる (30.1%)	安心して子どもを産み育てられる環境をつくる (26.1%)	全ての人が安心して暮らせる地域社会をつくる (23.5%)
平成 22 年度	賑わいのある中心市街地をつくる (28.8%)	安心して子どもを産み育てられる環境をつくる (26.5%)	全ての人が安心して暮らせる地域社会をつくる (23.6%)
平成 21 年度	安心して子どもを産み育てられる環境をつくる (26.0%)	賑わいのある中心市街地をつくる (24.7%)	全ての人が安心して暮らせる地域社会をつくる (23.6%)
平成 20 年度	安心して子どもを産み育てられる環境をつくる (28.1%)	賑わいのある中心市街地をつくる (26.1%)	子どもたちの生きる力を育てる (23.0%)

資料：福井市民意識調査

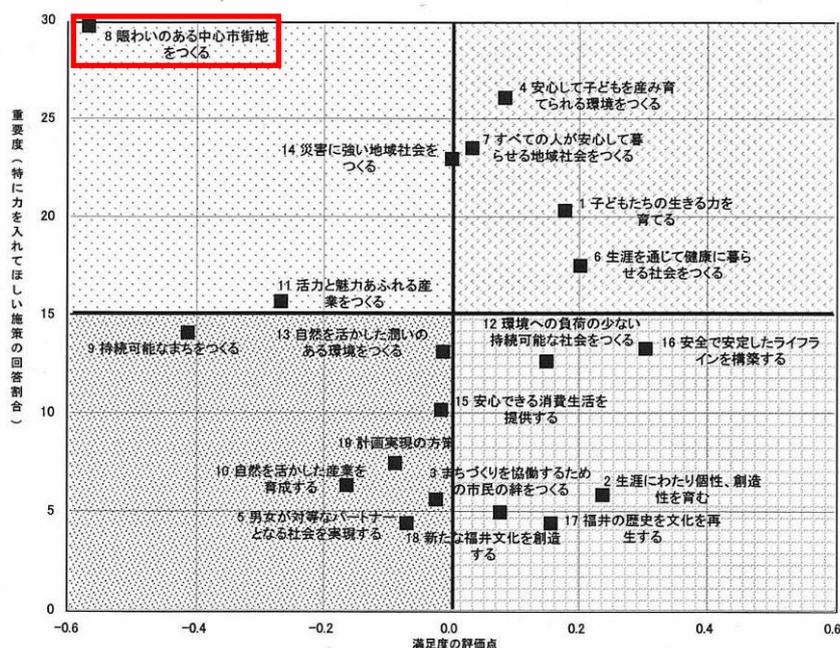


図 1-25 19 の施策の満足度と重要度の関係 (平成 23 年度)

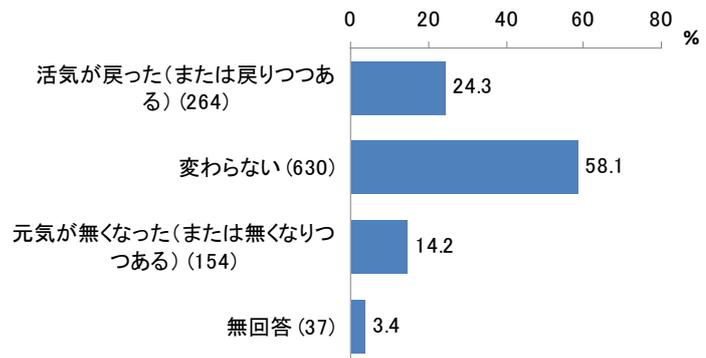
②平成 24 年度調査

◆調査の概要

調査機関：福井市
 調査期間：平成 24 年 6 月 28 日 ～ 7 月 12 日
 調査方法：郵送による調査
 調査対象者：市内に居住する 18 歳以上の男女
 回収数／配布数：1,085 名／2,500 名（回収率 43.4%）

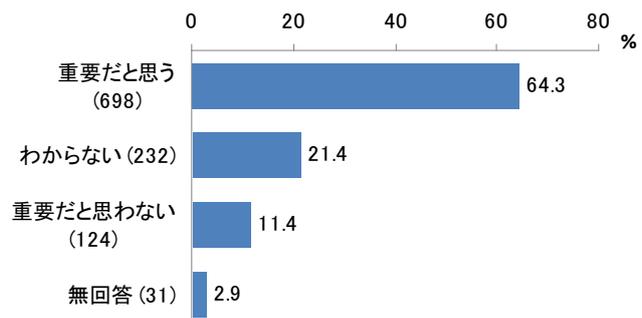
《中心市街地の印象の変化》

・平成 18 年ごろ（J R 福井駅高架化、プリズム福井・アオッサ開業前後）の中心市街地と比べて、「変わらない」と回答した人が最も多く 58.1%。「活気が戻った（または戻りつつある）」と回答した人 24.3%となっており、あまり変化を感じていない。



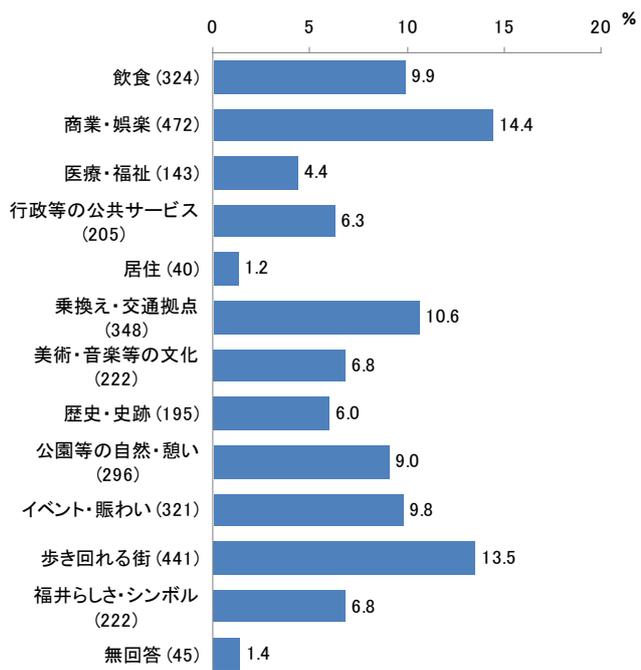
《中心市街地活性化の必要性》

・引き続き中心市街地の活性化に取り組むことの必要性については、64.3%の人が「重要だと思う」と回答しており、6割以上の人が重要性を感じている。



《中心市街地に期待する機能》

・中心市街地に期待する機能として「商業・娯楽」と回答した人が最も多く 14.4%、次いで「歩き回れる街」と回答した人が 13.5%、「乗換え・交通拠点」と回答した人が 10.6%となっている。



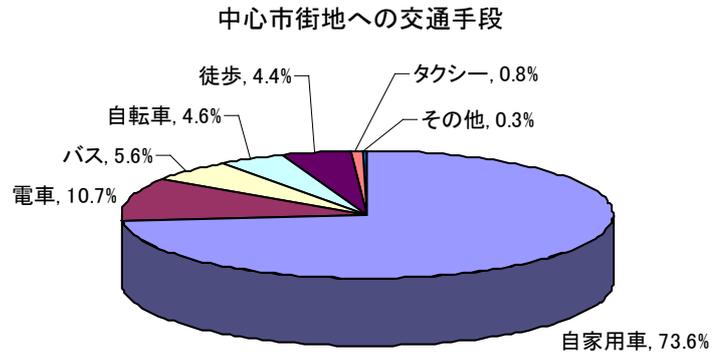
(5) 福井市中心市街地活性化に関する意識調査

◆調査の概要

調査機関：福井商工会議所
 調査期間：平成24年7月20日～8月3日
 調査方法：街頭聞き取り調査と企業従業員への調査
 調査対象者：福井県民など
 回収数：2,436名

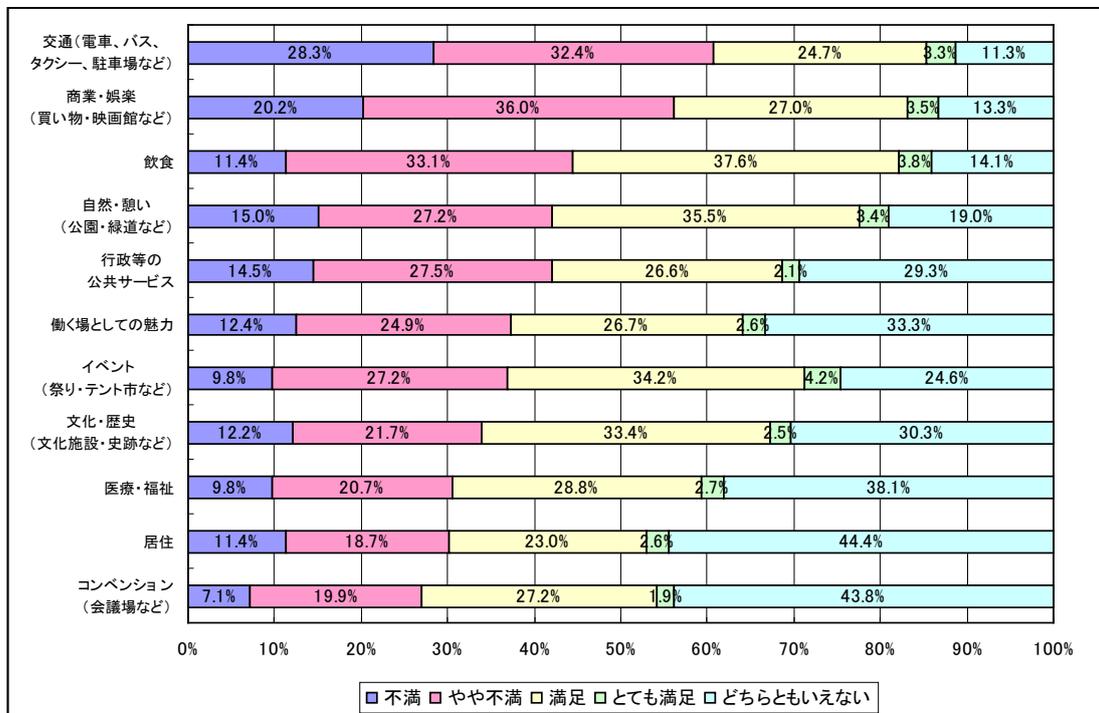
《中心市街地への交通手段》

- ・最も多いのは、「自家用車」73.6%、次いで「電車」10.7%、「バス」5.6%の順となっている。



《中心市街地への満足度（不満足度が高い順）》

- ・不満足度（「不満」と「やや不満」の合計）については、「交通（電車、バス、タクシー、駐車場など）」が60.7%、「商業・娯楽（買い物・映画館など）」が56.2%と高くなっている。



[5] 中心市街地活性化に向けたこれまでの取組と評価

(1) 第1期計画の概要

- ・ 計画期間：平成19年11月～平成25年3月（平成19年11月30日認定）
- ・ 区域面積：105.4ha
- ・ 基本的な方針
 - 多様な手段で行動ができる交通体系の維持・強化を図る
 - まちなか居住を愉しむ定住を促進する
 - にぎわい交流空間の形成を図る
 - 福井駅を玄関口とする自然と歴史が調和した魅力ある都市環境を創出する
- ・ 目標と評価指標

目 標	目標指標	基準値(H18)	目標値(H24)
目標① 訪れやすい環境をつくる	公共交通機関乗車数 (鉄道一日平均)	13,592 人/日	15,300 人/日
目標② 居住する人を増やす	居住人口	4,474 人	5,200 人
目標③ 歩いてみたくなる魅力を高める	歩行者・自転車通行量 (休日)	43,440 人/日	52,500 人/日



(2) 第1期計画の評価

本市の中心市街地では、北陸新幹線の福井延伸を見据え、東西市街地の一体化を目指した連続立体交差事業や土地区画整理事業など長期的な視点に立った大規模な市街地の改造に取り組んできた。JR北陸線の高架化に伴い、平成17年には、新JR福井駅の開業と同時に、食料品スーパーや土産物、飲食店などが入った駅に併設するプリズム福井のオープン、平成19年4月にはJR福井駅東口に隣接する再開発ビルAOS SAのオープンなど、徐々に県都の玄関口が生まれ変わりつつあった。

このような状況の中での人口減少・少子高齢社会の到来に対し、業務・商業など多様な都市機能がコンパクトに集積され、過度に自動車に依存しない持続可能な都市へと転換を図るため、平成19年11月に「福井市中心市街地活性化基本計画」の認定を受け、中心市街地の活性化に取り組んできた。

その結果、評価できることとして、

- ・平成21年5月に福井駅西口・東口交通広場が暫定整備（西口広場には自家用車やタクシーの乗降場、東口広場には高速バスやタクシー、自家用車の乗降場と短時間駐車場が整備）され、JRや高速バスなどの乗継が便利になったこと。
- ・福井駅周辺土地区画整理事業により、駅東側の都心環状線沿いの建物更新が進み、JR福井駅周辺の景観が一新したこと。
- ・JR福井駅周辺に暫定的に整備されたアクティブスペース（福井駅西口芝生広場、JR高架下8ブロック、新幹線高架下5ブロック、えきまえKOOCAN、ギャラリーポケット）では、「夢アート」の開催など市民が主体となった文化活動や、イベントやライブ活動などでの利用が増えるなど、市民が文化活動の場として中心市街地を利用している状況が見られるようになってきたこと。
- ・再開発事業により移転整備された病院跡地に大手予備校が開校したことや、優良建築物等整備事業が事業化されるなど、第1期計画策定当初は想定していなかった民間投資がみられたこと。

などが挙げられる。さらに、市民意識調査から市民意識の変化についてみると、「賑わいのある中心市街地をつくる」ことが重要な施策であると回答している人が最も多く、近年、その割合も徐々に高まりつつあることから、中心市街地の重要性は高まっている。

また、反省すべき点としては、

- ・県都の玄関口にふさわしい賑わい交流の拠点が整備できなかったこと。
- ・住宅の成約率が伸びていないこと。
- ・西口中央地区第一種市街地再開発事業の遅れや西口広場が整備できなかったこと。
- ・えちぜん鉄道の高架化の前提条件が整わず着工できなかったこと。

などが挙げられる。

このような状況を踏まえ、第1期計画に掲げた各目標についてみると、

目標① 『訪れやすい環境をつくる』の目標指標である『公共交通機関乗車数（鉄道一日平均）』は、目標値15,300人/日に対し13,742人/日にとどまり、目標値の90%の水準であり、目標達成は困難な状況である。

目標達成を困難にした原因としては、北陸新幹線の福井延伸の認可が遅れたことにより、えちぜん鉄道のLRT化の前提条件が整わず着手できなかったこと、市街地再

開発事業の遅れから J R 福井駅西口広場の整備ができず交通結節機能の強化が図れなかったこと、広域交流の拠点が未整備なこと、事業所数が伸びていない状況から就業場所が不足していること、中心市街地に関する意識調査（商工会議所）でも中心市街地への交通手段として自家用車利用が 73.6%と最も高く、自動車交通に依存している状況が続いていること、各種のアンケート調査で指摘されている J R 福井駅前の福井らしさ（アイデンティティ）の欠如などが考えられる。

一方、えちぜん鉄道の乗車数は、新駅の開業などにより、基準値の 1.14 倍（329 人増）に増加した。特に、新駅開業の効果は、当初予想（100 人）を上回る 121 人と見込まれる。また、福井鉄道の乗車数は、パークアンドライド駐車場などの設置により、基準値の 1.06 倍（90 人増）となるなど、地方鉄道の中心市街地における乗車数が増加した。

目標② 『居住する人を増やす』の目標指標である『居住人口』は、目標値 5,200 人に対し 4,330 人にとどまり、目標値の 83%の水準となったことから、目標達成はできなかった。

目標達成できなかった原因としては、高齢化率が高く自然減の傾向が顕著であることや、リーマンショック後の景気低迷により分譲住宅の成約率が伸びなかったこと、生活利便施設の不足、まちなか住まい支援事業など居住促進策の P R 不足から目標戸数に達しなかったことなどが考えられる。

ただし、平成 16 年以降中心市街地の人口は減少を続けてきたが、平成 23 年にはじめて増加に転じた。自然減は続いているものの、優良建築物等整備事業などによる 195 戸の住宅を含む 250 戸を超える住宅が供給され、平成 23 年に 146 人、平成 24 年に 84 人の社会増となるなど居住する人が増えつつある。

目標③ 『歩いてみたくなる魅力を高める』の目標指標である『歩行者・自転車通行量（休日）』は、目標値 52,500 人/日に対し、38,634 人/日にとどまり、目標値の 74%の水準となったことから、目標達成はできなかった。

目標達成できなかった原因としては、主要な事業として位置付けていた「西口中央地区第一種市街地再開発事業」、「えちぜん鉄道三国芦原線の L R T 化」などの遅れ、他の目標指標としていた「公共交通機関乗車数（鉄道一日平均）」の目標達成が困難なこと、「居住人口」が目標値を達成しなかったことなどが考えられる。

一方、アクティブスペースを整備したことにより、中心市街地において市民を主体とする文化イベントやライブ活動などでの利用が増加してきていることや、大手専門学校が開校し、中心市街地内で若者の回遊が見られるようになってきていることなど効果もみられる。

しかし、年間を通してみた場合、冬季のイベントが少ないことや天候に左右されやすいこと、平日・休日を問わない日常的な賑わいが必要なことなど今後の課題も残されている。

「出会い」「暮らし」「遊び」をキーワードに事業展開を図ってきた結果、一定の効果は現れているが、少子化による人口減少、リーマンショック後の景気の低迷、東日本大

震災の影響による買い控えや外出の自粛ムードなど、厳しい社会経済情勢による影響が大きく響く結果となった。その根底には、市民活動の力を十分に活かせなかったことと官民協働の不足によって、中心市街地に来街の目的となるような施設やイベントが不足し、それらによる交流人口の伸び悩みがあると考えられる。

(3) 目標・目標指標の達成状況

① 目標① 訪れやすい環境をつくる（出会い）

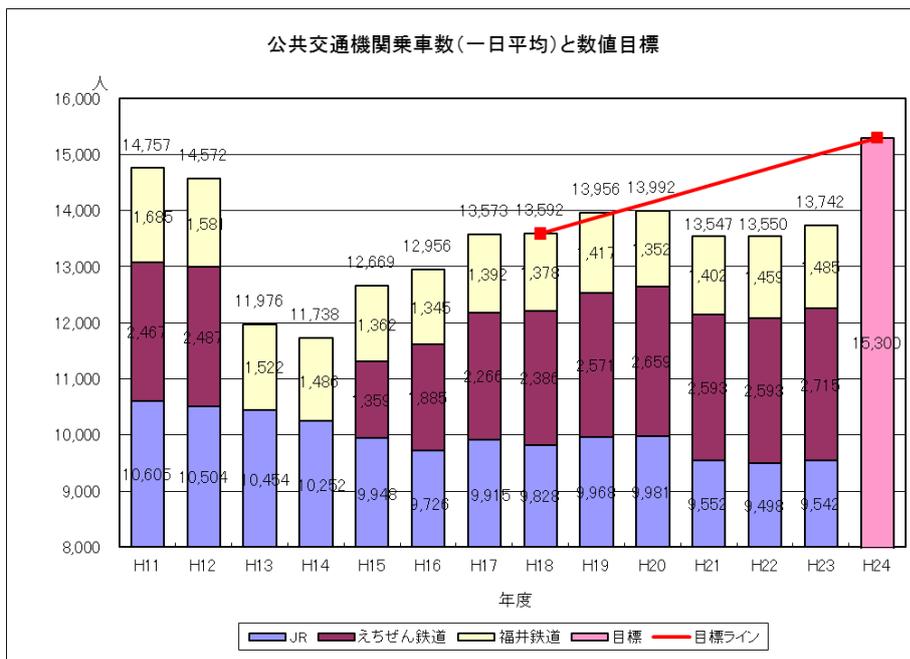
1) 目標に基づく目標指標の設定及び達成に向けた考え方

- ・誰もが訪れやすい環境をつくるための目標指標として、公共交通機関乗車数（鉄道一日平均）を設定した。
- ・目標値は、目標年次とする平成 24 年に旧基本計画策定時（平成 11 年）の公共交通機関乗車数 14,757 人/日を超える 15,300 人/日とした。
- ・訪れやすい環境をつくるため、えちぜん鉄道の新駅の設置（八ツ島駅、日華化学前駅）やえちぜん鉄道三国芦原線の L R T 化など、鉄道利用の利便性を向上することにより直接的に乗車数を増やすための事業と、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業や福井駅高架下の利用促進など、J R 福井駅周辺に施設整備を行うことにより間接的に乗車数を増やすための事業を実施した。
- ・その他商業活性化のための事業など乗車数の増加を誘発する事業も行った。
- ・第 1 期計画に記載された事業ではないものの、平成 19 年 4 月に開業した A O S S A の開業による公共交通機関乗車数の増加も目標指標の根拠として見込んだ。

■ 目標指標 公共交通機関乗車数（鉄道一日平均）

基準値（H18年）	目標値（H24年）
13,592人/日	15,300人/日

2) 目標指標の達成状況



年	(人/日)
H18	13,592 (基準値)
H19	13,956
H20	13,992
H21	13,547
H22	13,550
H23	13,742
H24	15,300 (目標値)

資料：J R 西日本、えちぜん鉄道、福井鉄道

- ・訪れやすい環境をつくるの目標指標である公共交通機関乗車数（鉄道一日平均）は、目標値 15,300 人/日に対し 13,742 人/日にとどまり、目標値の 90%の水準であり、目標達成は困難な状況である。
- ・目標達成を困難にした原因としては、えちぜん鉄道の L R T 化の前提条件が整わなかったことにより J R 福井駅西口における交通結節機能の強化が図れなかったこと、福井駅西口再開発事業の遅れにより観光情報発信機能が欠如したままであること、事業所数が伸びていないなど就労場所の不足、各種の市民意識調査でいわれている J R 福井駅前の福井らしさ（アイデンティティ）の欠如などが挙げられる。
- ・一方、えちぜん鉄道の乗車数は、新駅の開業などにより、基準値の 1.14 倍（329 人増）に増加した。特に、新駅開業の効果は、当初予想（100 人）を上回る 121 人と見込まれる。また、福井鉄道の乗車数は、パークアンドライド駐車場などの設置により、基準値の 1.06 倍（90 人増）となるなど、地方鉄道の中心市街地における乗車数が増加してきた。

3) 取組の進捗状況及び現時点の評価

(イ) 取組の進捗状況及び現時点での評価（まとめ）

- ・公共交通機関乗車数（鉄道一日平均）は、平成 14 年から平成 20 年まで増加傾向を示していたが、平成 21 年に減少に転じた。その後再び増加し、平成 23 年には基準値（平成 18 年 13,592 人）より 150 人多い 13,742 人、目標値（平成 24 年 15,300 人）の 90%の水準となった。
- ・鉄道会社別にみると、J R の乗車数が基準値より減少し、えちぜん鉄道、福井鉄道の乗車数は増加している。
- ・えちぜん鉄道の乗車数は、平成 23 年には 2,715 人であり、基準値（平成 18 年 2,386 人）を 329 人上回り、基準値の 1.14 倍となった。また、福井鉄道の乗車数は、平成 23 年には 1,485 人であり、基準値（平成 18 年 1,395 人）を 90 人上回り、基準値の 1.06 倍となった。
- ・J R の乗車数は、平成 23 年には 9,542 人であり、基準値（平成 18 年 9,828 人）より 286 人少なく、基準値の 97%の水準となった。これは、平成 21 年 3 月より実施された高速道路の上限料金制の実施により定期外（出張、観光、買物など）の利用が減少したことが要因として挙げられる。
- ・目標達成に寄与する主要事業として位置付けていた「えちぜん鉄道の新駅整備事業」の効果を見ると、想定乗車数（100 人/日）を上回る乗車数（121 人/日）が見込まれること、パークアンドライド駐車場の設置などにより福井鉄道の乗車数の増加が（基準値の 1.06 倍、90 人増）が見込まれること、A O S S A の開業による乗車数の増加 539 人/日（想定乗車数 620 人/日）が見込まれることなど、訪れやすい環境を整備するための事業効果は、着実に現れている。
- ・しかしながら、数値目標達成のための主要な事業として位置付けていた「えちぜん鉄道三国芦原線の L R T 化」は、北陸新幹線の福井延伸の認可が見送られていたため、地域の鉄道網全体計画との整合性の観点から事業が進められなかったことや、「西口中央地区第一種市街地再開発事業」については、予定していた企業の事業参画が困難となったことから事業再構築の必要性が生じ、事業進捗に影響が出るなど、主要な事業の遅れが目標達成に影響を与えた。

(ロ) 事業者別の現状分析

○ JR

- ・ JRの乗車数は平成11年度以降減少し続け、福井豪雨により越美北線の一部区間が不通となった平成16年度には9,726人にまで減少した。以後9,000人台後半で推移してきたが、平成21年度に再び9,552人まで減少し、平成23年度には9,542人となった。
- ・ 基準値(平成18年度9,828人)より287人少なく、基準値の97%の水準となった。
- ・ 定期と定期外の内訳からみると、基準値に比べ、定期は179人増加(4%)、定期外は465人減少(9%)しており、定期外の減少幅が大きく、結果として全体の乗車数が減少した。
- ・ 要因の一つとして、休日の高速道路上限料金1,000円が平成21年3月から始まったことが、観光や買物などを目的とする定期外の乗車数の減少に影響を与えた。

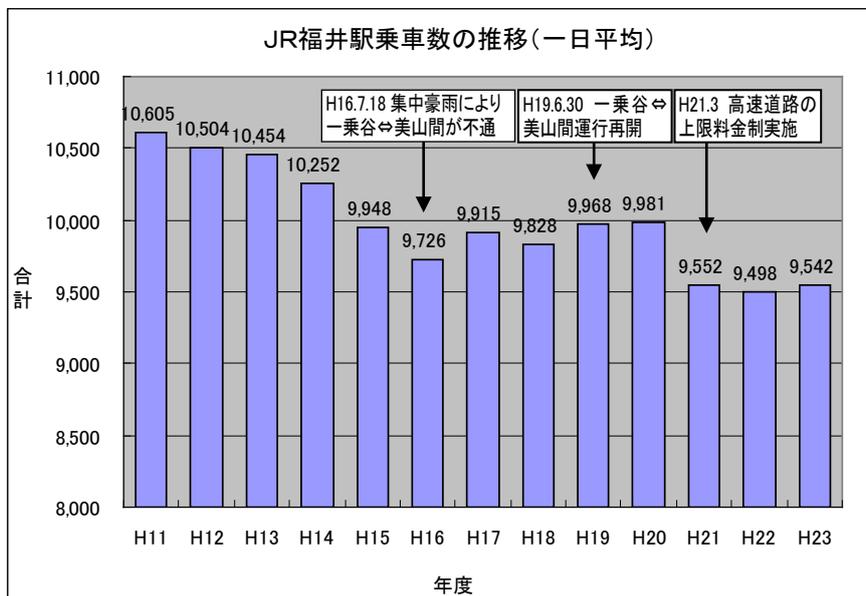


図 1-26 JR福井駅乗車数の推移 資料：JR西日本

表 1-3 JR福井駅乗車数(一日平均)(単位：人)

年度	合計	定期	定期外
H11	10,605	4,979 (46.9%)	5,626 (53.1%)
H12	10,504	5,051 (48.1%)	5,453 (51.9%)
H13	10,454	5,135 (49.1%)	5,319 (50.9%)
H14	10,252	5,127 (50.0%)	5,125 (50.0%)
H15	9,948	4,977 (50.0%)	4,971 (50.0%)
H16	9,726	4,910 (50.5%)	4,816 (49.5%)
H17	9,915	4,897 (49.4%)	5,018 (50.6%)
H18	9,828	4,870 (49.6%)	4,958 (50.4%)
H19	9,968	4,935 (49.5%)	5,033 (50.5%)
H20	9,981	5,022 (50.3%)	4,959 (49.7%)
H21	9,552	5,014 (52.5%)	4,538 (47.5%)
H22	9,498	5,062 (53.3%)	4,436 (46.7%)
H23	9,542	5,049 (52.9%)	4,493 (47.1%)
H23-H18	-287	+179	-465
H23/H18	97%	104%	91%

資料：JR西日本

○ えちぜん鉄道

- えちぜん鉄道福井駅、新福井駅での乗車数は、鉄道事故による運行停止後平成 20 年度まで増加し続けていたが、平成 21 年度に一旦減少し、平成 23 年度に再び上昇し 2,715 人となっており、基準値（平成 18 年度 2,386 人）より 329 人多く、基準値の 1.14 倍となった。
- えちぜん鉄道の新駅（八ツ島駅、日華化学前駅）が平成 19 年 8 月に開業したことにより、えちぜん鉄道福井駅、新福井駅の乗車数は開業前と比較して伸びていることから、駅開業の効果がみられる。
- 券種別利用状況から乗客の内訳をみると、通学・通勤定期が伸びているものの、定期外（回数券、非日常型）は近年伸び悩んでいる。

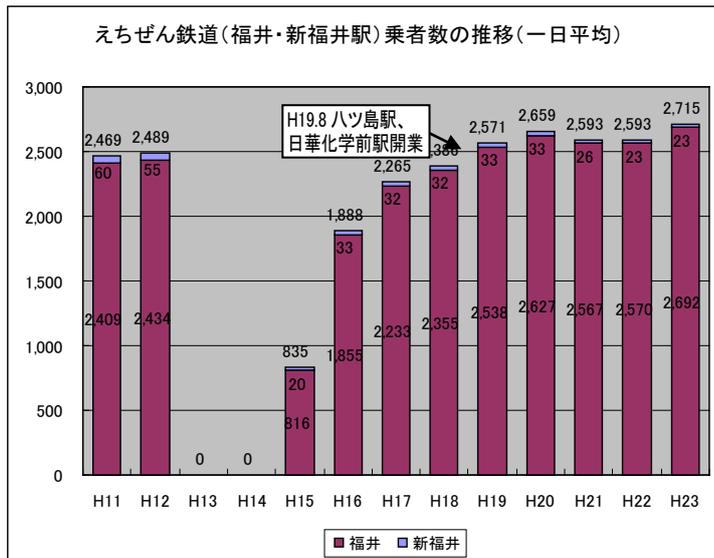


図 1-27 えちぜん鉄道乗車数の推移

資料：えちぜん鉄道

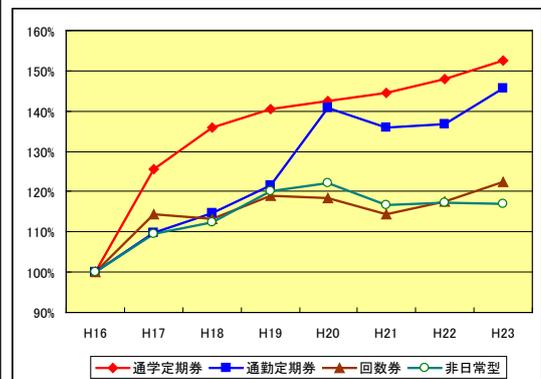


図 1-28 券種別利用の推移

資料：えちぜん鉄道

表 1-4 えちぜん鉄道乗車数の推移（単位：人/日）

	福井	新福井	計	備考
H11	2,409	60	2,469	京福電鉄
H12	2,434	55	2,489	
H13	事故による運行停止運行停止			えちぜん 鉄道
H14	事故による運行停止運行停止			
H15	815	20	835	
H16	1,857	33	1,890	
H17	2,233	32	2,265	
H18	2,354	32	2,386	
H19	2,538	33	2,571	
H20	2,627	33	2,660	
H21	2,567	26	2,593	
H22	2,570	23	2,593	
H23	2,692	23	2,715	
H23-H18	+338	-9	+329	
H23/H18	+114%	72%	+114%	

○ 福井鉄道

- ・福井鉄道（市内路面区間）の乗車数は、平成 11 年度以降平成 16 年度まで減少し続け、その後概ね 1,300 人台で推移していたが、平成 21 年度に増加し、平成 23 年度には 1,485 人となった。
- ・基準値（平成 18 年度 1,395 人）より 90 人多く、基準値の 1.06 倍となっている。
- ・福井鉄道の「鉄道事業再構築実施計画」が認定されたのは平成 21 年 2 月のことであり、それ以後、パークアンドライドの利用促進事業として、鉄道利用者のための駐車場設置（花堂・江端・三十八社駅）及び駐輪場設置（泰澄の里・清明駅）などハード整備を行ったこと、高齢者割引制度の導入、地域イベントとの連携強化などソフト面での利便性向上を図ったことが増加につながった。

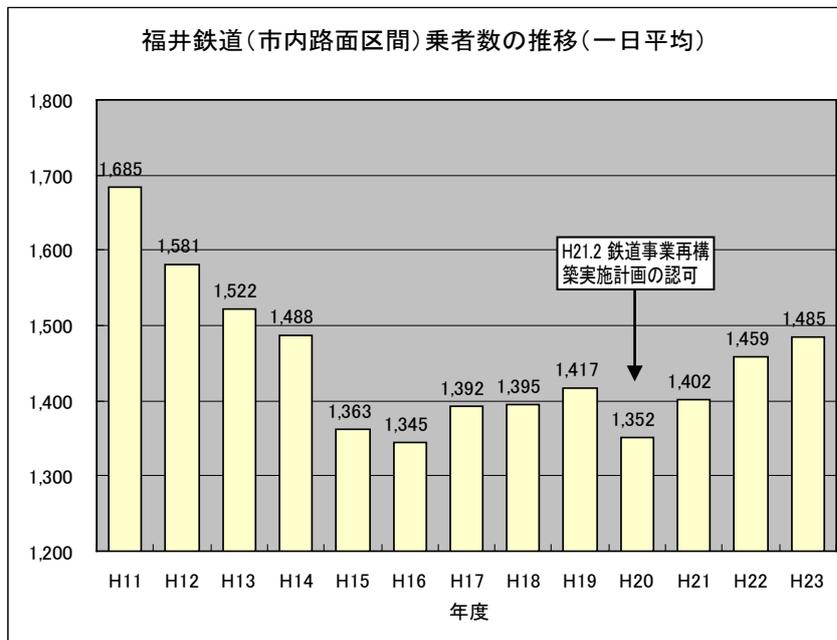


図 1-29 福井鉄道乗車数の推移 資料：福井鉄道

表 1-5 福井鉄道（市内路面区間）乗車数の推移（単位：人/日）

年度	福井鉄道
H11	1,685
H12	1,581
H13	1,522
H14	1,488
H15	1,363
H16	1,345
H17	1,392
H18	1,395
H19	1,417
H20	1,352
H21	1,402
H22	1,459
H23	1,485
H23-H18	+90
H23/H18	106%

(ハ) 目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果

○ えちぜん鉄道新駅整備事業（えちぜん鉄道株）

事業完了時期	【済】平成19年8月
事業概要	えちぜん鉄道三国芦原線の福大前西福井―新田塚駅間に、新駅2箇所を整備（八ツ島駅、日華化学前駅）
事業効果又は進捗状況	<u>認定時の乗車数見込み：100人/日</u> 2駅の乗車数は256人/日（平成23年度）であり、当初の見込み323人/日より67人/日少ない。しかし、これに来街確率（47.3%：八ツ島駅、日華化学前駅から福井駅・福井新駅の利用者の割合）を乗じると、乗車数は121人/日となり、福井駅・新福井駅利用者は当初の見込みより21人/日多い。

○ えちぜん鉄道三国芦原線のLRT化（公共交通事業者、福井県、福井市）

事業完了時期	【未】平成24年度
事業概要	えちぜん鉄道三国芦原線を福井鉄道の路面軌道区間へ乗り入れLRT化する。また、福井鉄道をえちぜん鉄道三国芦原線へ乗り入れ、相互直通運行とする。そのために必要な交通結節機能の強化を図るため周辺整備を行う。
事業効果又は進捗状況	<u>認定時の乗車数見込み：420人/日（内訳：えちぜん鉄道福井駅・新福井駅の見込み乗車数：210人/日、福井鉄道市内路面区間の見込み乗車数：210人/日）</u> 平成20年度に福井市都市交通戦略を策定し、LRT化や交通結節機能の強化などの施策を位置付けた。しかしながら、えちぜん鉄道三国芦原線については、東側単独高架で、福井駅に結節することになった。このため、えちぜん鉄道三国芦原線のLRT化については、関係者間で再検証を行う。

○ 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業

（福井駅西口中央地区市街地再開発組合）

事業完了時期	【未】平成24年度
事業概要	周辺地区との連携機能、駅前広場の補完機能、まちなか居住機能などの整備を市街地再開発事業で行う。
事業効果又は進捗状況	<u>認定時の乗車数見込み：410人/日</u> 予定していた企業の事業参画が困難になったことから事業の再構築を行い、公共公益・商業施設、共同住宅及び屋根付き広場などからなる再開発計画をとりまとめ、再開発組合の設立認可申請を行い、平成24年6月に再開発組合が設立された。

○ A O S S Aの見込み

事業完了時期	【済】平成18年度
事業概要	福井駅東口において、商業・業務施設と、生涯学習機能を持った公共公益施設の複合施設を官民一体となって整備した。
事業効果又は進捗状況	<p>認定時の乗車数見込み：620人/日</p> <p>認定時の乗車数見込みは、A O S S Aの入館者数 5,827人/日にパーソントリップ調査を参考とする公共交通機関で中心市街地に来街する人の割合10.7%を乗じて620人/日と見込んだ。平成19年度の「A O S S A来館者アンケート調査」によると、A O S S A利用者884人のうち、A O S S Aのみの利用者475人、その他の場所1箇所利用者289人、2箇所利用者99人、3箇所利用者18人、4箇所利用者3人であった。その他の場所1箇所利用者の1/2、2箇所利用者の1/3、3箇所利用者の1/4、4箇所利用者の1/5がA O S S Aを主に利用する者とする、その人数は661.6人(74.8%)となる。また、鉄道での来館割合16.8%(鉄道利用者85人)となっている。</p> <p>平成23年度のA O S S Aの入館者数は4,262人/日であり、これにA O S S Aを主とした利用者の割合、鉄道での来館割合を乗じることにより乗車数の見込みを算定すると、4,262人/日×74.8%×16.8%=536人/日となり、当初の見込みより84人/日少ない。</p>

○ 福井駅高架下利用促進事業(福井市)

事業完了時期	【済】平成21年11月
事業概要	高架下を利用して商業拠点を整備する。
事業効果又は進捗状況	<p>認定時の乗車数見込み：40人/日</p> <p>新幹線の延伸が見込めない状況の中で商業施設を整備しても事業が成り立たないので、平成13年度に策定した当初の高架下利用計画にある駐車場として暫定的に整備した。</p>

○ その他の商業活性化事業などの取組による効果

事業完了時期	【実施中】継続して実施
事業概要	響のホールの利用促進や福井駅前南通り商店街アーケード整備事業、賑わい創出事業、賑わいづくり支援事業などにより歩行者動線軸を中心に魅力の向上を図る。また、さくらの小径・浜町通り界隈の整備や浜町おもてなし空間づくり事業により歩きたくなる魅力を高める。
事業効果又は進捗状況	<p>認定時の乗車数見込み：90人/日</p> <p>響のホールの利用促進など目標③歩いてみたくなる魅力を高めるための事業(①～⑤)の実施による事業効果として、公共交通機関利用者が増加するものとした。</p> <p>目標③の事業①～⑤の実施により2,277人/日の効果があることから、想定される効果は24人/日(2,277人/日×10%×10.7%=24)となり、当初の見込みより66人/日程度少ない。</p>

② 目標② 居住する人を増やす（暮らし）

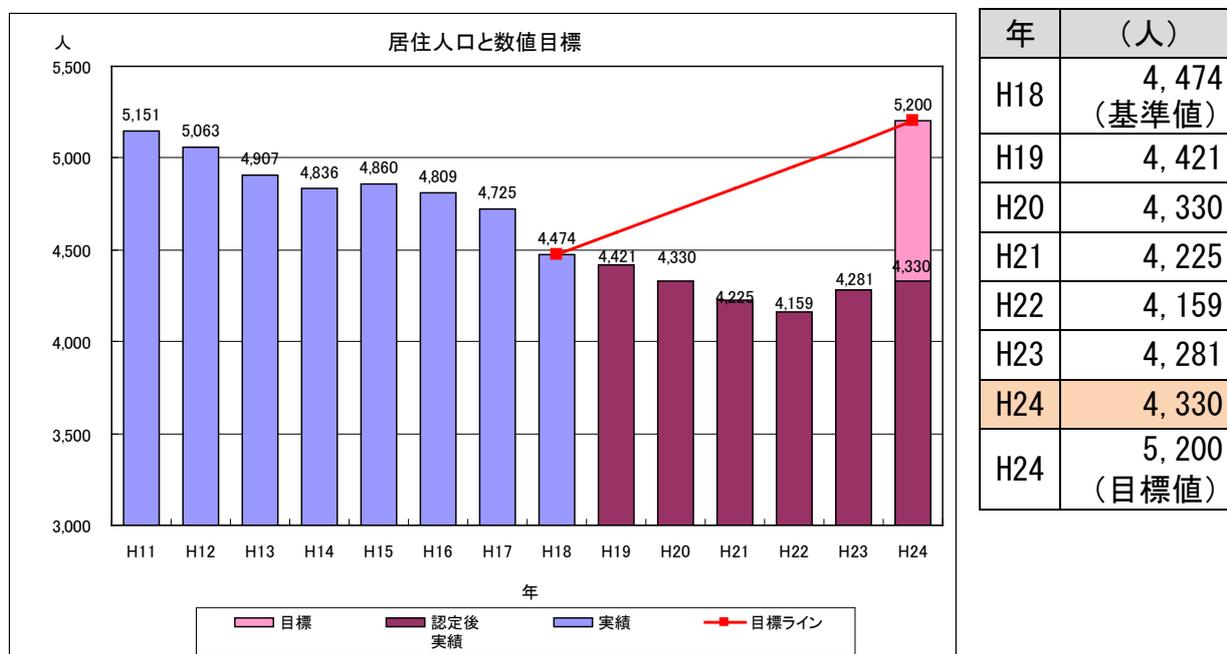
1) 目標に基づく目標指標の設定及び達成に向けた考え方

- ・ 居住する人を増やす目標指標として、居住人口を設定した。目標値は、目標年次とする平成 24 年に旧計画策定時（平成 11 年）の 5,151 人を超える 5,200 人とした。
- ・ 西口中央地区第一種市街地再開発事業、優良建築物等整備事業による住宅供給などを行うこととした。

■ 目標指標 居住人口

基準値（H18年）	目標値（H24年）
4,474人	5,200人

2) 目標指標の達成状況



資料：福井市住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

- ・ 居住する人を増やすの目標指標である居住人口は、目標値 5,200 人に対し 4,330 人にとどまり、目標値の 83%の水準となり、目標達成できなかった。
- ・ 目標達成できなかった原因としては、高齢化率が高く自然減の傾向が顕著であることや、生活利便施設の不足などが考えられる。
- ・ 平成 16 年以降中心市街地の人口は減少を続けてきたが、平成 23 年にはじめて増加に転じた。自然減は続いているものの、優良建築物等整備事業などによる 195 戸の住宅を含む 250 戸を超える住宅の供給により、平成 23 年に 146 人、平成 24 年に 84 人の社会増となるなど居住する人は増えている。

3) 取組の進捗状況の分析及び現時点の評価

(イ) 取組の進捗状況の分析及び現時点の評価 (まとめ)

- ・ 中心市街地の人口は減少し続けていたものの、平成 23 年に人口増加に転じた。優良建築物等整備事業が行われた地区（中央 3 丁目、大手 2 丁目）や新規にマンションが供給された地区（中央 2 丁目）で増加し、その他の地区では減少していることから、中心市街地において居住人口を増やすための事業に取り組んできたことで、一定の成果が表れた。
- ・ 年齢階層別の傾向をみると、高齢者の割合が高まる一方で、地域の担い手となるべき若年世代の減少が続いている。
- ・ 高齢者の割合が高いという中心市街地の人口構成を踏まえると、今後も自然減による人口減少の傾向が続くと予想される。
- ・ 目標達成に寄与する主要事業として位置付けていた事業の効果をみると、実施された事業で 250 戸を超える住宅が供給されたものの、リーマンショック後の景気低迷の影響により成約率が上がらず、販売戸数が 203 戸にとどまり、居住人口は 449 人の増加となり、当初想定していた事業効果が発現しなかった。
- ・ 主要な事業の一つに位置付けられている「福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業」の遅れも目標達成に深刻な影響を与えた。

(ロ) 居住人口に関する現状分析

○ 人口動態

- ・ 社会動態は、平成 22 年までマイナス傾向が続いていたが、平成 23 年以降は社会増（転入超過）に転じ、人口動態もプラスに転じている。
- ・ 自然動態は、死亡数が出生数を上回る自然減の傾向が続いており、大きな変化はみられない。

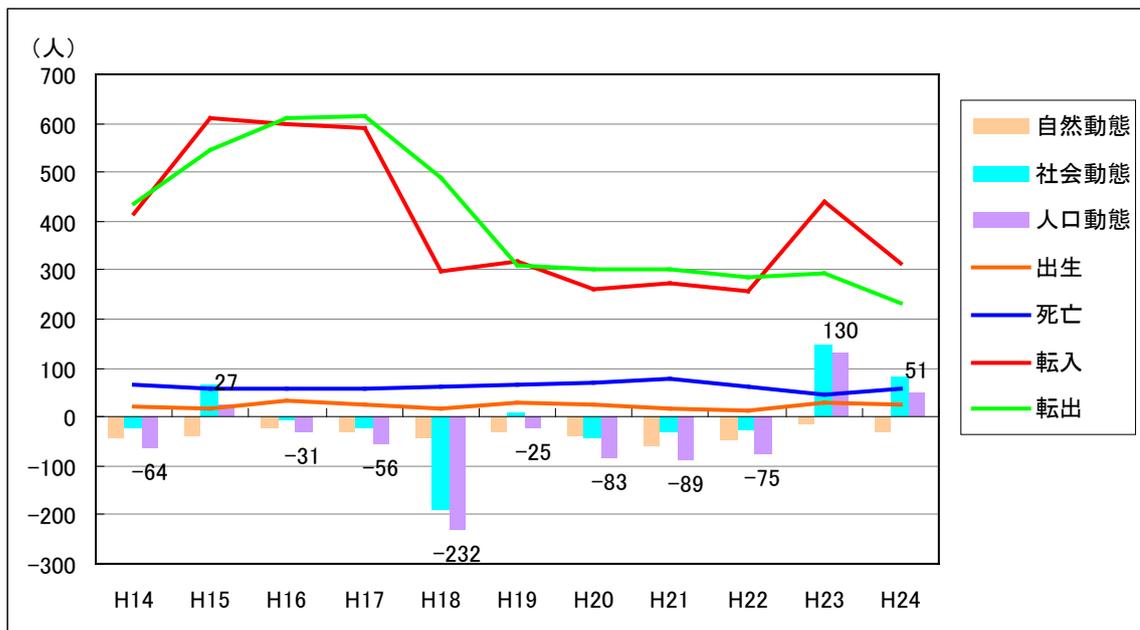


図 1-30 中心市街地の人口動態 資料：住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

○ 人口・世帯数

- ・ 中心市街地の人口は、基準年と比較して144人減少（基準年比3.2%減少）、世帯数は115世帯増加（基準年比6.4%増加）した。
- ・ 町丁目別人口は、基準年と比較して中央2・3丁目、大手2丁目で増加、その他の地区で減少した。
- ・ 町丁目別世帯数は、基準年と比較して中央1～3丁目、大手2丁目、日之出1丁目で増加、その他の地区で減少した。
- ・ 前年度との比較では、中央1・3丁目、大手2丁目、順化2丁目、日之出1丁目で人口増加となった。
- ・ 大手3丁目、手寄1丁目では、人口・世帯数ともに減少が続いている。

表 1-6 町丁目別人口・世帯数の増減

町名	基準年 (H18.10)		前年 (H23.10)		現況 (H24.10)		基準年比増減		基準年比増減率		前年比増減		前年比増減率	
	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数
中央1丁目	563	197	511	212	524	219	▲ 39	22	▲ 6.9%	11.2%	13	7	2.5%	3.3%
中央2丁目	595	243	640	283	637	283	42	40	7.1%	16.5%	▲ 3	0	▲ 0.5%	0.0%
中央3丁目	293	125	334	164	340	172	47	47	16.0%	37.6%	6	8	1.8%	4.9%
大手1丁目	248	89	211	76	207	77	▲ 41	▲ 12	▲ 16.5%	▲ 13.5%	▲ 4	1	▲ 1.9%	1.3%
大手2丁目	656	278	702	315	746	338	90	60	13.7%	21.6%	44	23	6.3%	7.3%
大手3丁目	144	42	134	42	131	40	▲ 13	▲ 2	▲ 9.0%	▲ 4.8%	▲ 3	▲ 2	▲ 2.2%	▲ 4.8%
順化1丁目	544	222	507	214	505	214	▲ 39	▲ 8	▲ 7.2%	▲ 3.6%	▲ 2	0	▲ 0.4%	0.0%
順化2丁目	841	324	727	298	728	298	▲ 113	▲ 26	▲ 13.4%	▲ 8.0%	1	0	0.1%	0.0%
日之出1丁目	324	156	282	152	289	159	▲ 35	3	▲ 10.8%	1.9%	7	7	2.5%	4.6%
手寄1丁目	266	111	233	108	223	102	▲ 43	▲ 9	▲ 16.2%	▲ 8.1%	▲ 10	▲ 6	▲ 4.3%	▲ 5.6%
計	4,474	1,787	4,281	1,864	4,330	1,902	▲ 144	115	▲ 3.2%	6.4%	49	38	1.1%	2.0%

資料：住民基本台帳（各年10月1日）

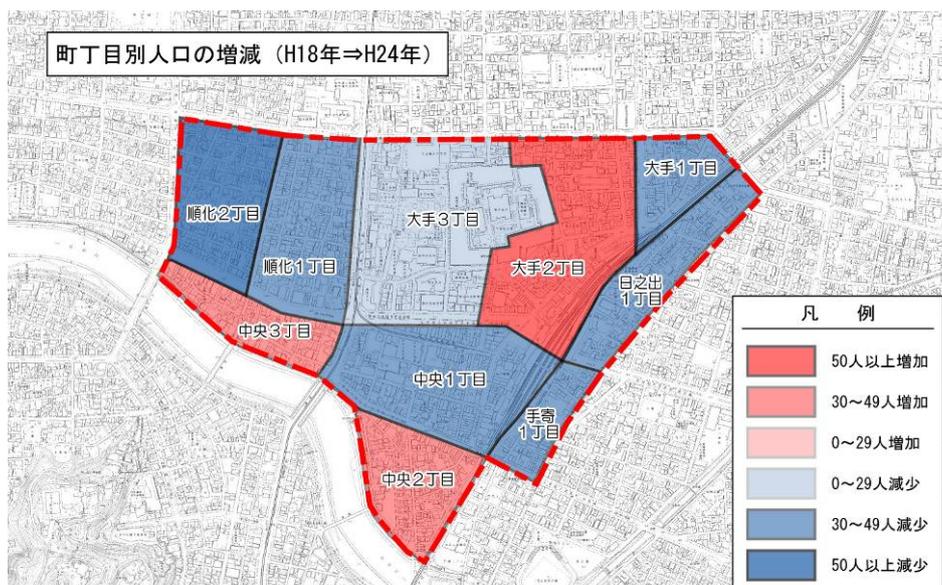


図 1-31 町丁目別人口の増減 資料：住民基本台帳

○ 年齢階層別人口

- ・ 中心市街地の高齢化率は、33.0%（平成24年）となっており、本市平均（24.4%）を大きく上回っている。
- ・ 平成18年と平成24年を比較すると、高齢人口（65歳以上）が増加している一方で、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）が減少していることから、地域の担い手となるべき若年世代の転出が進んでいる様子が伺える。

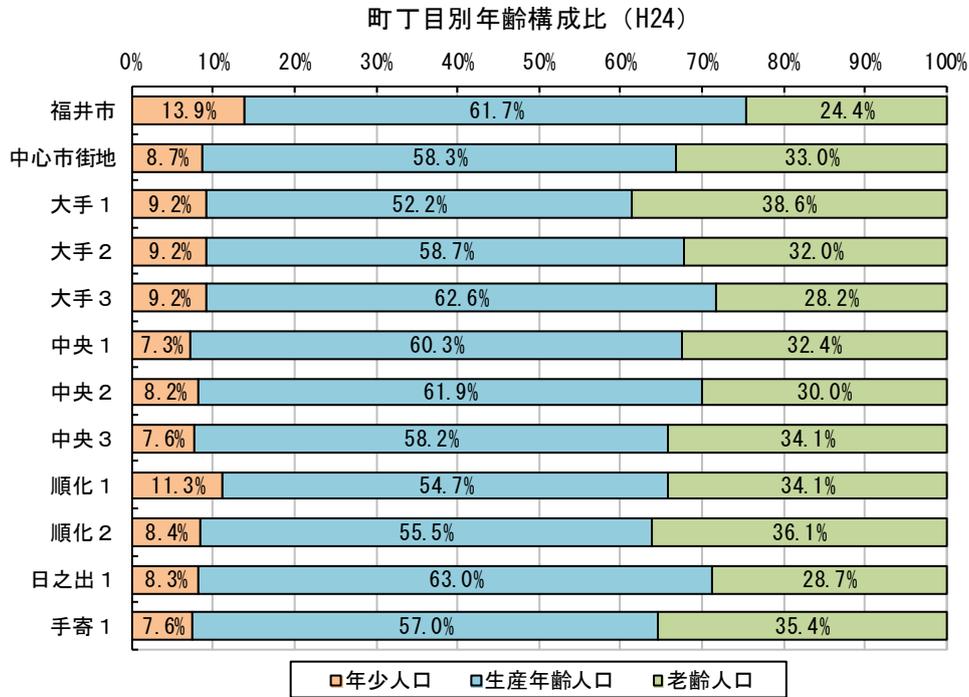


図 1-32 町丁目別年齢構成比（平成24年） 資料：住民基本台帳

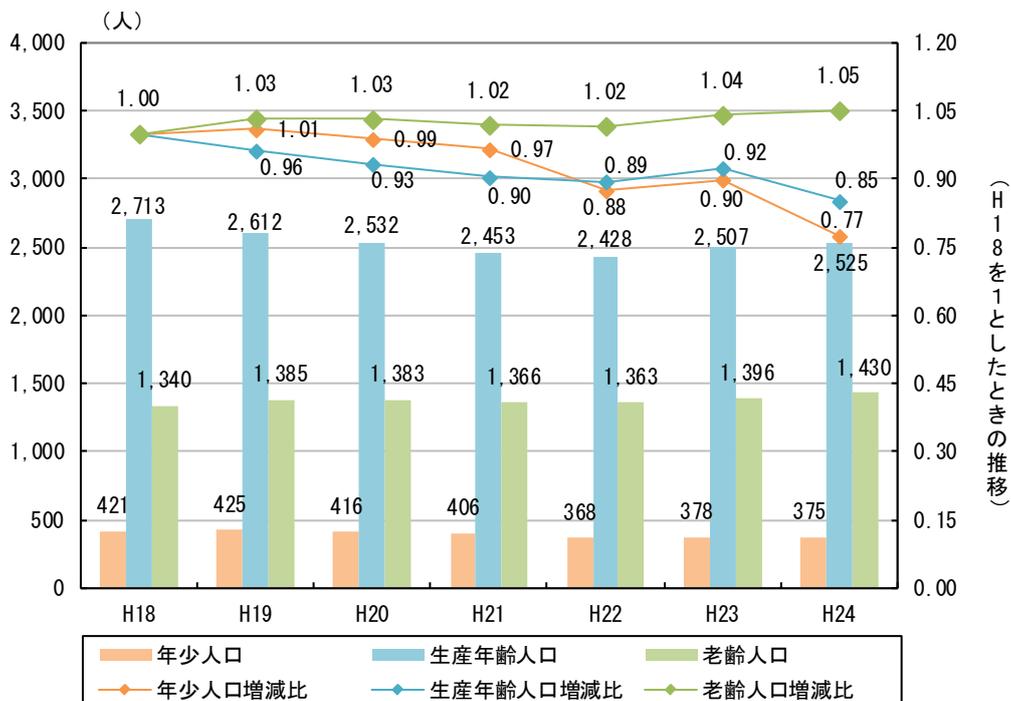


図 1-33 年齢階層別人口の推移 資料：住民基本台帳

(ハ) 目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果

○ 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業【再掲】

(福井駅西口中央地区市街地再開発組合)

事業完了時期	【未】平成 24 年度
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の住宅戸数見込み：130 戸 予定していた企業の事業参画が困難になったことから、事業の再構築を行い、公共公益・商業施設、共同住宅及び屋根付き広場などからなる再開発計画をとりまとめた。再開発組合設立認可申請を行い、平成 24 年 6 月に再開発組合が設立された。

○ 中央 1 丁目（駅前南通り）地区優良建築物等整備事業（合同開発株）

事業完了時期	【済】平成 22 年 1 月
事業概要	延床面積：約 10,000 m ² 、構造・階数：SRC 造・地上 14 階、居住施設、商業施設、駐車場
事業効果又は進捗状況	認定時の住宅戸数見込み：69 戸 施設建築物の工事が完了し、75 戸の住宅が供給された。

○ 中央 3 丁目地区優良建築物等整備事業（日本システムバンク株）

事業完了時期	【済】平成 21 年 12 月
事業概要	延床面積：約 4,000 m ² 、構造・階数：SRC 造・地下 1 階地上 12 階、居住施設、コミュニティルーム、駐車場
事業効果又は進捗状況	認定時の住宅戸数見込み：30 戸 施設建築物の工事が完了し、33 戸の住宅が供給された。

○ ウララまちなか住まい事業（福井市）

事業完了時期	【済】平成 21 年 3 月
事業概要	都心居住推進区域内【中心市街地の区域（105ha）及び市街地中心部（630ha）】での良質な住宅の供給を支援する（共同住宅建設補助、共同住宅リフォーム補助、戸建て住宅補助、若年・子育て世帯定住支援）。
事業効果又は進捗状況	認定時の住宅戸数見込み：22 戸 ウララまちなか住まい事業が完了し、53 戸（平成 19 年度）に対して補助を行った。

- これまでの推移から想定される住宅着工戸数、中心市街地共同住宅誘導事業による住宅建設支援、福井市再開発専門家派遣事業、まちなか居住推進事業による住宅建設促進や福井空き家情報バンクの活用による住宅供給の推進、県都活性化税制による住宅開発の民間投資の誘導

事業完了時期	<p>I. 大手2丁目地区優良建築物等整備事業（大和ハウス工業㈱） 【済】平成23年3月</p> <p>II. 城の橋通り地区優良建築物等整備事業（合同開発㈱） 【未】平成24年度</p>
事業概要	<p>I. 延床面積：約11,000㎡、構造・階数：RC造・地上14階、居住施設、診療所、駐車場</p> <p>II. 延床面積：約4,000㎡、構造・階数：SRC造・地上10階、居住施設、店舗、事務所、駐車場</p>
事業効果又は進捗状況	<p><u>認定時の住宅戸数見込み：145戸</u></p> <p>I. 施設建築物の工事が完了し、87戸の住宅が供給された。</p> <p>II. 施行者代表である民間事業者が、平成24年2月に自己破産し、施設建設の見通しが立たない。</p>

③ 目標③ 歩きたくなる魅力を高める（遊び）

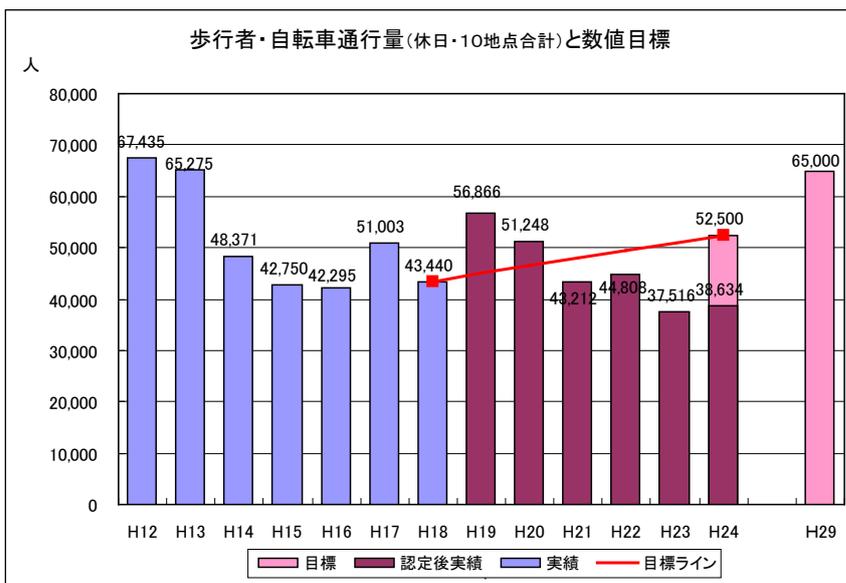
1) 目標に基づく目標指標の設定及び達成に向けた考え方

- 歩きたくなる魅力を高める数値目標として、歩行者・自転車通行量（休日）を設定した。目標値の設定に当たっては、第1期計画策定時（平成19年）に10年後（平成29年）までに生活創庫が閉店する前の年次（平成13年）の65,000人まで回復することを目指すこととし、目標年次とする平成24年においては、52,500人とした。
- 歩きたくなる魅力を高めるため、西口中央地区第一種市街地再開発事業、福井駅高架下の利用促進、公共交通機関利用者の増加による来街者の増加、居住者の増加による来街者の増加、その他のソフト事業を行うこととした。
- 第1期計画に記載された事業ではないものの、平成19年4月に開業したA O S S Aの開業による公共交通機関乗車数の増加も目標指標の根拠として見込んでいた。

■ 目標指標 歩行者・自転車通行量

基準値（H18年）	目標値（H24年）
43,440人/日	52,500人/日

2) 数値目標の達成状況



年	(人/日)
H18	43,440 (基準値)
H19	56,866
H20	51,248
H21	43,212
H22	44,808
H23	37,516
H24	38,634
H24	52,500 (目標値)

- 歩いてみたくなる魅力を高めるの目標指標である歩行者・自転車通行量（休日）は、目標値 52,500 人/日に対し、38,634 人/日にとどまり、目標値の 74% の水準となり、達成できなかった。

3) 取組の進捗状況の分析及び現時点の評価

(イ) 取組の進捗状況の分析及び現時点の評価（まとめ）

- 歩行者・自転車通行量（休日）は、第1期計画認定後も減少傾向が続いている。
- 中心市街地内での主な取組と歩行者・自転車通行量（休日）の関係をみると、平成17年のJR福井駅及びプリズム福井のオープンや平成19年のA O S S Aのオープン時には歩行者・自転車通行量が増加していることから、ハード事業による

事業効果は発現している。

- ・活性化のための多くの取組が最も集中している福井駅周辺の代表地点である駅前アーケードについてみると、まちづくり活動推進事業や中心市街地商業コーディネート事業などによる取組の効果が現れている。
- ・主要な事業として位置付けていた「西口中央地区第一種市街地再開発事業」、「えちぜん鉄道三国芦原線のLRT化」などの事業の遅れが目標達成に影響を与えた。
- ・目標指標としていた公共交通機関乗車数や居住人口が目標値を達成していないこと、すまいるバスの利用者数が平成19年をピークに減少に転じていることの影響もあわせて受けているものと思われる。
- ・JR福井駅及びプリズム福井のオープンや、AOSSAのオープンにより、一時的に歩行者・自転車通行量は増加したものの、総じて減少傾向にあることから、継続して対策を講じていく必要がある。
- ・アクティブスペースを整備したことにより、中心市街地において市民を主体とする文化イベントやライブ活動などが数多く実施されたこと、AOSSAがオープンしたこと、さらには第1期計画に位置付けている事業の推進などにより大手専門学校が開校したことにより、中心市街地内で若者の回遊が見られるようになってきた。
- ・年間を通してみた場合、冬季のイベントが少ないことや平日・休日を問わない日常的な賑わいが必要なことなどが挙げられる。

(ロ) 歩行者・自転車通行量に関する現状分析

○ 中心市街地内の主な取組との関係

- ・平成17年のJR福井駅及びプリズム福井のオープン後や平成19年のAOSSAのオープン後には歩行者・自転車通行量が増加していることから、これらの事業効果はあるといえる。
- ・ハード整備の事業効果発現後は再び徐々に減少する傾向がみられることから、継続して対策を講じていかなければ、減少に歯止めがかからないと考えられる。

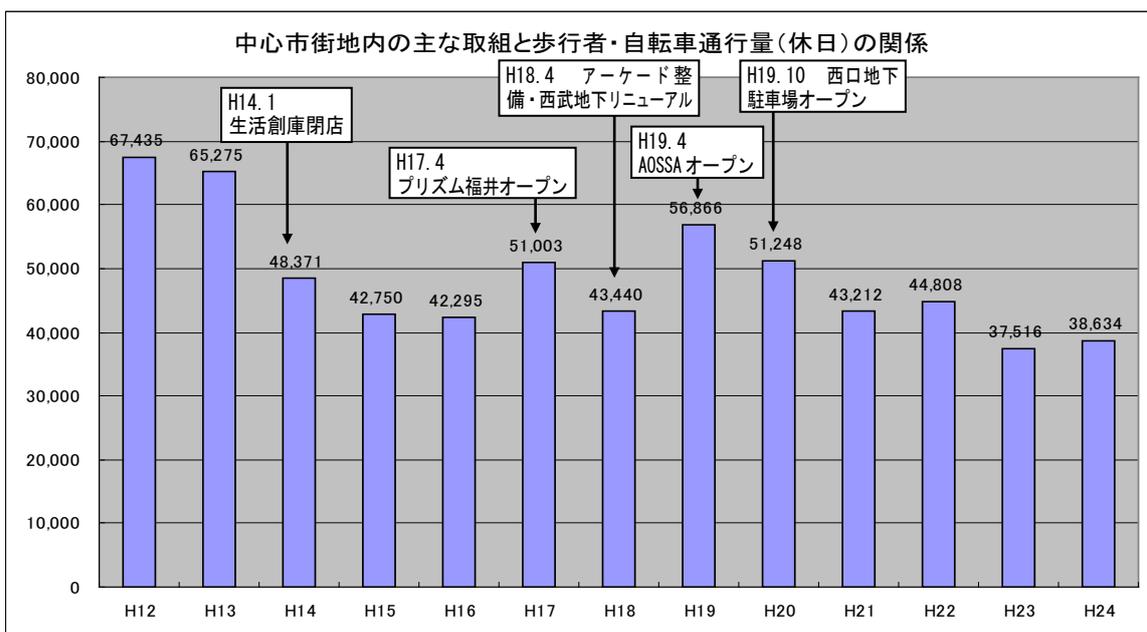


図 1-34 中心市街地内の主な取組と歩行者・自転車通行量(休日)の関係

○ 地点別

- ・ 歩行者・自転車通行量（休日）を地点別にみると、最も通行量が多い地点は、⑩駅前アーケードで8,253人、次いで④駅前電車通り南側7,106人、⑤駅前電車通りハニー前6,928人となっており、いずれの地点もAOSSA～プリズム福井～響のホール～西武福井店を結ぶにぎわい軸上の地点である。
- ・ 基準年（平成18年）と比較して交通量が増加した地点は、①シンボルロード南側501人増（ $H24/H18=1.23$ ）、⑤駅前電車通りハニー前376人増（ $H24/H18=1.06$ ）、⑩駅前アーケード153人増（ $H24/H18=1.02$ ）の3箇所で、減少が大きい地点は、⑧アップルロード西武横1,839人減（ $H24/H18=0.52$ ）、④駅前電車通り南側1,138人減（ $H24/H18=0.84$ ）で、⑧アップルロード西武横は減少率が最も大きく通行量がほぼ半減した。
- ・ 活性化のための多くの取組が最も集中している福井駅周辺の代表地点である駅前アーケードについてみると、平成19年以降減少傾向にあるものの、平成24年は8,253人であり、平成18年の8,100人を153人上回った。まちづくり活動推進事業や中心市街地商業コーディネート事業などによる取組の効果によると考えられる。しかしながら、減少傾向に歯止めがかかっておらず、継続して対策を講じていく必要がある。

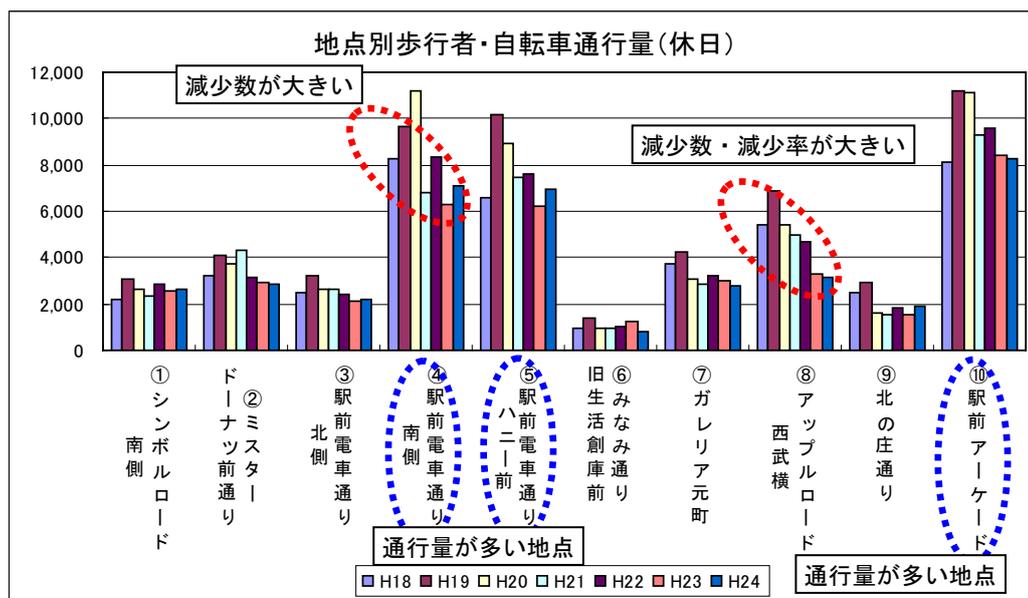
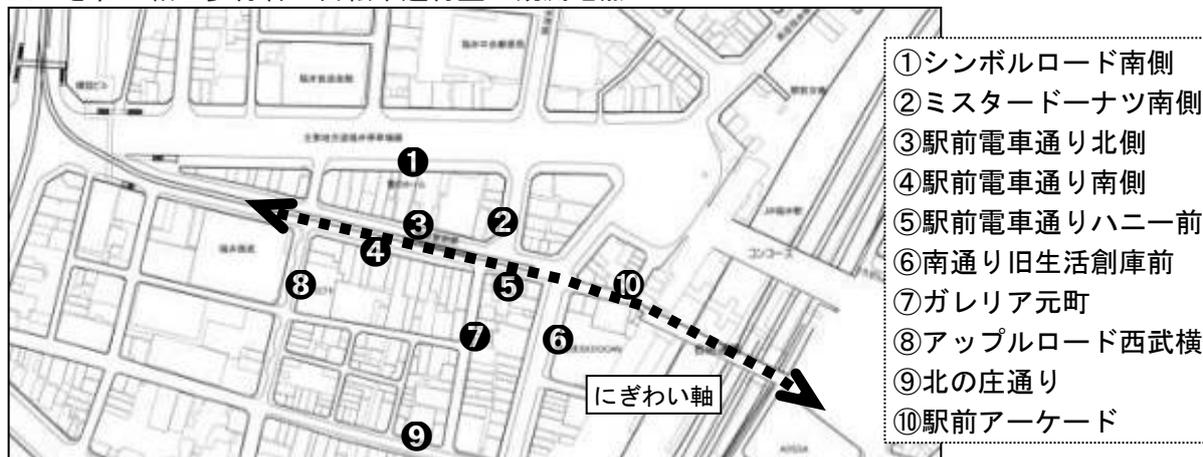


図 1-35 地点別歩行者・自転車通行量（休日）

※にぎわい軸と歩行者・自転車通行量の観測地点



○ 休日・平日別

- ・平日の歩行者・自転車通行量をみると、最も通行量が多い地点は休日と同じ駅前アーケードで7,458人となった。
- ・基準年（平成18年）と比較して交通量が増加した地点は、シンボルロード南側161人増で、それ以外の地点はすべて減少した。最も減少数が多い地点はアップルロード西武横で、1,839人減となった。
- ・平成24年の休日平日比についてみると、休日の通行量が多い1.0を超える地点は6地点で、平成18年より1地点増加した。

表1-7 地点別歩行者・自転車通行量（平日）

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H24-H18	H24/H18
①シンボルロード南側	3,453	3,123	3,292	3,147	3,677	3,624	3,614	+161	1.05
②ミスターーナツ前通り	4,620	3,979	4,733	4,780	3,986	3,882	3,965	-655	0.86
③駅前電車通り北側	2,945	2,331	2,663	2,176	2,316	2,335	2,210	-735	0.75
④駅前電車通り南側	7,209	5,412	6,450	4,547	6,498	5,321	6,071	-1,138	0.84
⑤駅前電車通りハニー前	6,411	6,122	6,554	5,959	6,199	6,307	6,257	-154	0.98
⑥みなみ通り旧生活創庫前	1,253	1,016	1,280	1,003	1,086	1,201	960	-293	0.77
⑦ギャラリー元町	3,702	3,338	3,138	3,004	3,162	2,765	2,823	-879	0.76
⑧アップルロード西武横	3,817	2,877	3,344	3,601	2,773	3,505	1,978	-1,839	0.52
⑨北の庄通り	1,849	1,334	1,428	1,238	1,309	1,248	1,362	-487	0.74
⑩駅前アーケード	8,130	7,451	8,985	7,981	8,440	7,479	7,458	-672	0.92
合計	43,389	36,983	41,867	37,436	39,446	37,667	36,698	-6,691	0.85
(参考)休日交通量	43,440	56,866	51,248	43,212	44,808	37,516	38,634	-4,806	0.89

※薄緑の網掛けは、にぎわい軸上の観測地点

表1-8 地点別休日／平日比

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
①シンボルロード南側	0.63	0.98	0.80	0.73	0.79	0.72	0.74
②ミスターーナツ前通り	0.70	1.03	0.79	0.90	0.78	0.75	0.72
③駅前電車通り北側	0.85	1.38	0.98	1.21	1.03	0.91	1.00
④駅前電車通り南側	1.15	1.79	1.74	1.50	1.29	1.18	1.17
⑤駅前電車通りハニー前	1.02	1.66	1.36	1.26	1.22	0.98	1.11
⑥みなみ通り旧生活創庫前	0.74	1.35	0.72	0.97	0.97	1.01	0.82
⑦ギャラリー元町	1.01	1.28	0.98	0.94	1.03	1.08	0.99
⑧アップルロード西武横	1.41	2.40	1.62	1.39	1.69	0.93	1.61
⑨北の庄通り	1.36	2.17	1.14	1.23	1.41	1.23	1.37
⑩駅前アーケード	1.00	1.50	1.24	1.17	1.14	1.13	1.11
合計	1.00	1.54	1.22	1.15	1.14	1.00	1.05

※薄緑の網掛けは、にぎわい軸上の観測地点

(ハ) 目標達成に寄与する主要事業の進捗状況及び事業効果

○ 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業【再掲】

事業完了時期	【未】平成24年度
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：2,710人/日 予定していた企業の事業参画が困難になったことから事業の再構築を行い、公共公益・商業施設、共同住宅及び屋根付き広場などからなる再開発計画をとりまとめた。再開発組合の設立認可申請を行い、平成24年6月に再開発組合が設立された。

○ 福井駅高架下利用促進事業【再掲】

事業完了時期	【済】平成21年11月
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：390人/日 現時点では商業施設を整備しても事業が成り立たないので、平成13年度に策定した当初の高架下利用計画にある駐車場として暫定的に整備した。

○ えちぜん鉄道新駅整備事業【再掲】

事業完了時期	【済】平成19年8月
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：400人/日 2駅による中心市街地来街者数は121人/日であることから、歩行者・自転車通行量は484人/日となり、当初の見込みより84人/日多い。

○ えちぜん鉄道三国芦原線のLRT化【再掲】

事業完了時期	【未】平成24年度
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：1,680人/日 平成20年度に福井市都市交通戦略を策定し、LRT化や交通結節機能の強化などの施策を位置付けた。しかしながら、えちぜん鉄道三国芦原線については、東側単独高架で福井駅に結節することになった。このため、えちぜん鉄道三国芦原線のLRT化については、関係者間で再検証を行う。

○ 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業【再掲】

事業完了時期	【未】平成24年度
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：490人/日（居住者増分による） 予定していた企業の事業参画が困難になったことから事業の再構築を行い、公共公益・商業施設、共同住宅及び屋根付き広場などからなる再開発計画をとりまとめた。再開発組合の設立認可申請を行い、平成24年6月に再開発組合が設立された。

○ 中央1丁目（駅前南通り）地区優良建築物等整備事業【再掲】

事業完了時期	【済】平成22年1月
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：281人/日 施設建築物の工事が完了して、75戸のうち成約戸数は47戸である。歩行者・自転車通行量は162人/日となり、当初の見込みより119人/日少ない。

○ 中央3丁目地区優良建築物等整備事業【再掲】

事業完了時期	【済】平成21年12月
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：124人/日 施設建築物の工事が完了して、33戸のうち成約戸数は22戸である。歩行者・自転車通行量は76人/日となり、当初の見込みより48人/日少ない。

○ ウララまちななか住まい事業【再掲】

事業完了時期	【済】平成21年3月
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：55人/日 優良建築物等整備事業を除く物件について、53戸に対して補助を行った。歩行者・自転車通行量は122人/日となり、当初の見込みより67人/日多い。

○ 大手2丁目地区優良建築物等整備事業【再掲】

事業完了時期	【済】平成23年3月
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：218人/日 施設建築物の工事が完了して87戸のうち成約戸数は73戸である。歩行者・自転車通行量は168人/日となり、当初の見込みより50人/日少ない。

○ 城の橋通り地区優良建築物等整備事業【再掲】

事業完了時期	【未】平成24年度
事業概要	前掲
事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量見込み：90人/日 施行者代表である民間事業者が自己破産し施設建設の見通しが立たない。

○ AOSSAの見込分

事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量の見込み：1,730人/日 平成19年5月の歩行者・自転車通行量（AOSSAオープン後）は、平成18年7月の歩行者・自転車通行量（AOSSAオープン前）と比較して、約1,730人/日増加していることから、これをAOSSAオープンによる歩行者・自転車通行量増分の見込み分とした。 AOSSAの来館者が減少していることから、現在の増加見込み分を算定すると、 $1,730 \text{人} \times \text{平成23年度の来館者数} (4,262 \text{人/日}) \div \text{想定来館者数} (5,827 \text{人/日}) = 1,265 \text{人/日}$ となり、当初の見込みより465人/日少ない。
------------	--

○ その他の商業活性化などの取組による効果

事業効果又は進捗状況	認定時の歩行者・自転車通行量の見込み：820人/日 響のホールの利用促進や賑わい創出事業、賑わいづくり支援事業など商業活性化などの取組や、さくらの小径・浜町通り境界の整備、浜町おもてなし空間づくり事業により歩きたくなる魅力を高める事業の実施により①～⑤までの合計の10%増を見込んだ。 ①～⑤の合計（2,277人/日） $\times 10\% = 228 \text{人/日}$ となり、当初の見込みより592人/日少ない。
------------	---

[6] 課題の整理

中心市街地の現状分析及びこれまでの取組と評価などを踏まえ、第2期計画策定にあたっての課題を以下のように整理する。

課題① 来街者の目的となり、交流が生まれる環境整備

- ・ 県都の玄関口として福井の魅力を発信・創造し、人が交流する場の整備
- ・ アクティブスペースをはじめ、活発な交流が繰り広げられるようなイベント空間の充実
- ・ 中心商業地にふさわしい商業環境の魅力向上
- ・ まちなか居住の環境向上のための生活利便施設の充実
- ・ 中心市街地における就労場所の充実
- ・ 中心市街地の歴史や文化を活かした景観整備の推進

課題② 官民が連携して、それぞれの役割を果たすことによる活性化の推進

- ・ 中心市街地活性化の進行管理
- ・ 市民活動の育成
- ・ 中心市街地の魅力的な情報発信

課題③ 第1期計画に掲げた事業のさらなる推進

- ・ 交通結節機能強化のためのJR福井駅周辺整備（西口駅前広場の整備、えちぜん鉄道の高架化）
- ・ 賑わい交流の拠点整備のための福井駅西口中央地区市街地再開発事業の推進
- ・ まちなか居住施策の充実

[7] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針

(1) 中心市街地のまちづくりの目指す方向の整理

① 第六次福井市総合計画（平成 24 年度～平成 28 年度）

本市は、平成 28 年度を目標年次として「第六次福井市総合計画」を策定し、将来都市像『自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい』の実現に向けて、「社会基盤」「市民生活・福祉」「産業」「教育」の 4 つの分野の面から具体的に取り組む方向性を基本目標として定め、取り組んでいる。

将来都市像

『**自然・活気・誇りにみちた 人が輝く かえりたくなるまち ふくい**』

基本目標

- みんなが快適に暮らすまち
- みんながつくる住みよいまち
- みんなが生き生きと働くまち
- みんなが学び成長するまち

政策 1 県都としての魅力を高め交流しやすいまちをつくる

県都の顔となる中心市街地や北陸新幹線の整備促進に積極的に取り組むとともに、地域の特色や個性を大切にしたい人にやさしいまちづくりを推進します。また、誰もが利用しやすい全域交通ネットワークの構築を図ります。

施策

・賑わいのある中心市街地をつくる

公共交通の利便性の向上や商店街等との連携による商業の振興、居住人口の拡大に取り組み、中心市街地の活性化を図り、にぎわいを創出します。

- ・良好な景観を形成する
- ・快適で秩序ある市街地を形成する
- ・誰もが使いやすい公共交通ネットワークを構築する
- ・北陸新幹線の整備をすすめる

② 福井市都市計画マスタープラン（目標年次：平成42年）

都市計画マスタープランは、都市計画に関する基本的な方針を示すもので、都市づくりの目標となる都市の将来像などの全体方針や都市利用などの分野別の方針、地域別のまちづくりの方針などを明らかにし、都市づくりを進めるための総合的な指針である。

その中で、中心市街地に関する事項について、次のように整理している。

□ 都市づくりの課題

・ 県都の顔の再生（中心市街地活性化）

中心市街地は、県都の中心として全県民共有の財産であることを再認識し、これまでの中心市街地活性化への取組を発展的に継続するとともに、既存の都市機能の集積を活かしながら市民と行政がともに創意工夫しながら質の高い魅力的な県都の顔づくりを進める必要があります。

□ 都市づくりの理念

福井市が今後も住みよいまちであり続けるために、過度に自動車に依存した生活から脱却し、人の行動の基本である「歩く」視点から暮らしの豊かさを実感できる都市づくりに取り組みます。

暮らしの豊かさを実感できる「歩きたくなる」まち

□ 目指すべき都市の将来像

- 1 自然環境との共生・調和を基本とした水と緑あふれる都市
 - ・ 市街地の拡散抑制と緑豊かな潤い空間の確保
 - ・ 農山漁村部の自然環境の保全と活用
- 2 中心市街地と地域拠点^①が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市
 - ・ にぎわい・観光・交流の拠点となる中心市街地の形成
 - ・ 日常生活に必要な機能を集約した地域拠点の形成
 - ・ 公共交通幹線軸の強化と幹線軸沿いへの都市機能の集積

□ 4つの視点ごとの推進方針

- ・ 魅力や活力を高める「多様な拠点づくり」
- ・ 安全に安心して快適に過ごせる「身近な生活空間づくり」
- ・ 誰もが自由に行動できる「移動の骨格づくり」
- ・ 誇りと愛着を育む「水と緑の空間づくり」

□ にぎわい交流拠点づくり

JR福井駅を中心とした中心市街地を県都の活力を支えるための「にぎわい交流拠点」として位置付けます。その上で、多くの人に関われる環境と回遊性、アクセスの利便性を向上させるとともに、市民・県民だけでなく、県外からの来訪者・観光客にとっても魅力のある空間づくりを、足羽川や福井城址などの地域資源を活かしながら進めます。

(2) 中心市街地活性化の意義

上位計画である「第六次福井市総合計画」、「福井市都市計画マスタープラン」では、中心市街地の活性化を最重要課題として位置付けている。

本市の中心市街地は、北の庄築城（1575年）から始まり、400年以上の歳月をかけて都市の基盤を構築してきた。その結果、現在も歴史・文化の集積地として、また、多様な都市機能（住宅、事務所、商業など）の集積地として、さらにJR福井駅を中心に交通結節点であることから、市内、県内及び県外どこからも誰もが利用しやすい場所といえる。また、中心市街地は、本市の面積536.19k㎡の0.2%という狭い範囲で、土地・建物の固定資産税の7.0%を占めており、まさに、中心というべき場所である。

しかし、過去に経験のない人口減少・超高齢社会の到来を迎え、このまま放置すると、更なる人口の郊外への移動により購買力が市街地周辺部に分散し、中心市街地の商業基盤としての商圈が縮小する。そのことによって、商店の閉鎖など商業環境の魅力が低下し、その結果、都市機能の更新に向けた投資が行われないうことで、都市空間、居住空間としての魅力が低下し、来街者や居住人口が更に減少するという悪循環が懸念される。

また、モータリゼーションの過度な進展は、環境負荷を増大させるほか、公共交通機関の利用者を減少させ、便数削減や廃線を招くことで、中心市街地への来街手段の減少と周辺住民の移動に関する利便性を低下させている。

さらに、公共施設をはじめ、都市機能が分散化することにより、施設間のアクセシビリティが悪化し、結果的に全体としての公共サービスの質を低下させている。

本市の中心市街地は、福井県、福井市及び市街地の中心であり、「県都の顔」といえる。中心市街地の活性化は、県民・市民が誇りを持ち、便利で豊かな暮らしを実現するためには欠かせないことである。

人口が本格的に減少する時期に入った今、先人達により数百年の歳月をかけて蓄積された投資と現在行われている中心市街地内での投資を活かすことが必要である。さらに、北陸新幹線の整備など将来への対応を見据えて、市内外、県内外、国内外から多くの方々に誇りを持ってあたたかく迎える場、「県都の顔」として次世代に引き継いでいくことが必要である。

本市は、過度に都市経営コストのかからない持続可能な都市、そして都市間競争に勝ち残る都市を目指す。そのため、これまでに多くの投資によるストックが蓄積された中心市街地の活性化をさらに強力に推進していく。

中心市街地の持つ機能と機能を満たす可能性

【機能】

■ 交通ネットワーク拠点

将来の北陸新幹線の開業により、現在の交通結節機能がより強化される。新幹線、電車、バス、徒歩などの交通ネットワーク拠点である。

■ 県都の顔

「県都の顔」として、「福井の玄関口」として、市内外から多くの方々をお迎えする大切な場所である。誇りを持って迎えたい場所である。

■ 福井市全体の活力を維持する機能

本市全体が発展し、活力を維持していくためには、住む人を選ばず、誰にもやさしく住みやすい都市である必要がある。交通弱者にとっても、中心市街地はアクセスしやすい場所であり、中心市街地が存在することにより、誰もが住みやすい都市となる。

■ 公共公益性の視点から求められる機能

防災拠点、広場や公園、公開空地などのオープンスペース、情報の拠点としての機能が求められている。

■ 市民・県民ニーズから求められる機能

職住近接を含む都市型居住機能の充実が求められている。

■ 社会的潮流や目指すべき将来像から求められる機能

少子高齢化が進む中で、子育て支援機能や高齢者が生きがいを持って過すことができる機能の充実が求められている。

【機能を満たす可能性】

■ 都市基盤の蓄積

中心市街地には、過去数百年に亘り築かれた都市基盤（道路、公園、広場、上下水道、電車、バスなど）や民間資本など多くの既存ストックがある。

■ 福井固有の歴史文化の蓄積

中心市街地には、福井固有の歴史や文化が蓄積されている。将来へ継承していく必要がある。

■ 持続可能な都市の実現

人口減少社会、超高齢社会の到来を迎え、都市全体が経営コストを抑えたコンパクトで持続可能な都市として、中心市街地は都市機能が最もコンパクトに集まっている場所である。

■ 福井都市圏の中心

情報、交流などのグローバル化を迎え、生活ニーズの多様化に対応した情報、交流の受発信の拠点として、また、福井都市圏及び嶺北地域一円の産業、商業、地域経済の活性化を牽引する拠点としての役割を担っている地域である。

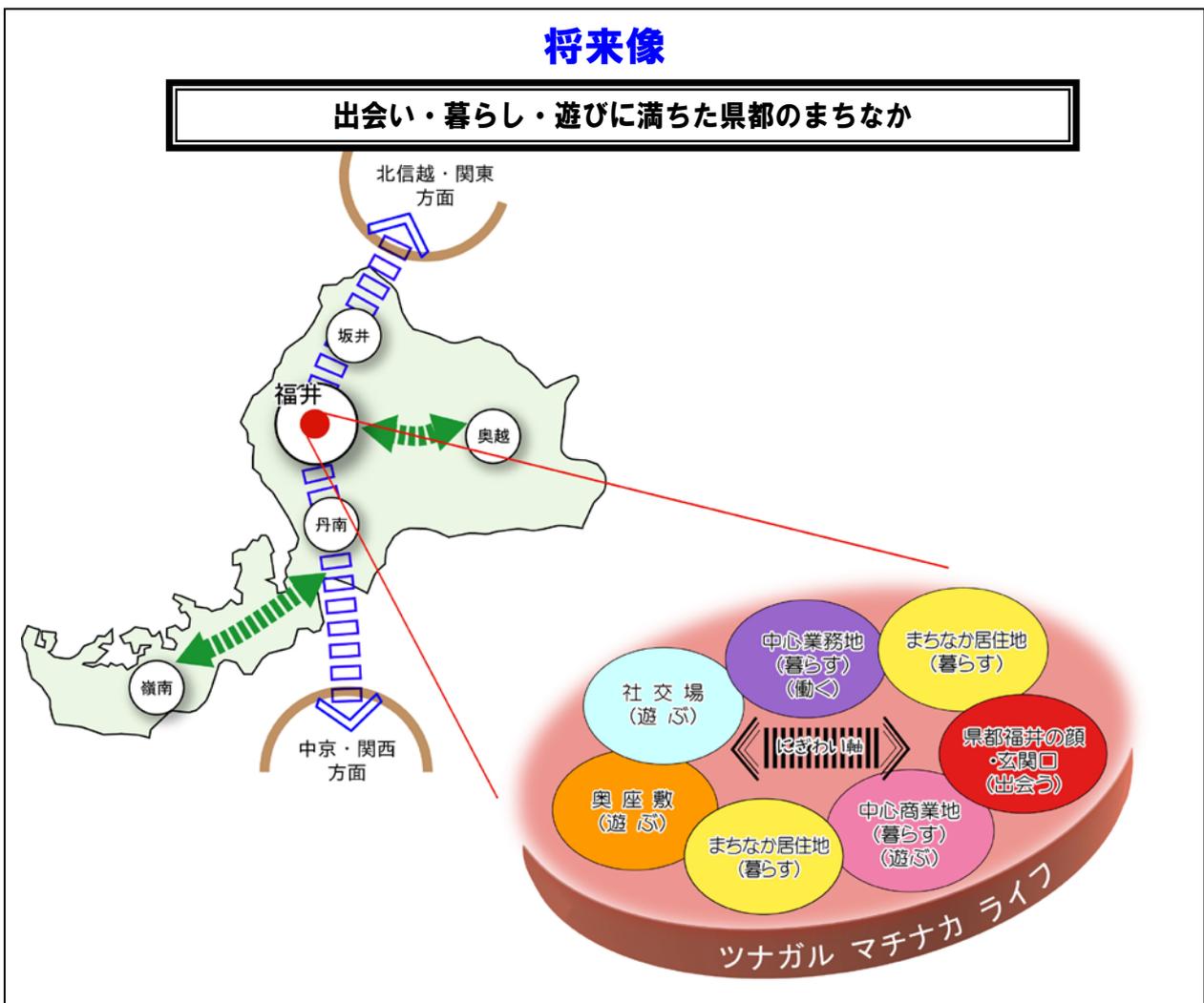
(3) 中心市街地が目指すべき将来像

「第六次福井市総合計画」や「福井市都市計画マスタープラン」の上位計画をはじめ、北陸新幹線福井開業を見据えた福井駅周辺の整備、さらには県・市共同で検討を進めている長期的なビジョン「県都デザイン戦略」を踏まえて、中心市街地が目指すべき将来像を整理する。

将来像としては、にぎわい軸を中心に、県都福井の顔・玄関口（出会う）、まちなか居住地（暮らす）、中心業務地（暮らす・働く）、中心商業地（暮らす・遊ぶ）、奥座敷（遊ぶ）、社交場（遊ぶ）がバランスよく配置されている必要がある。

その上で、出会い（人）とツナガル（交流、観光、交通）、暮らし（生活）とツナガル（居住、ライフスタイル）、遊び（文化）とツナガル（食、歴史、自然）、まち（地域）とツナガル（エキマエ⇄片町⇄呉服町、市内の生活圏、県内の他市町、北信越など他の地域）ことが重要である。つまり、出会い・暮らし・遊びといったまちなかでのライフスタイルがツナガルことでまちなかでの生活を謳歌できると考える。

このような様を「ツナガル マチナカ ライフ」と表現し、様々なライフスタイルの要素が相まって、本当ににぎわいにあふれたまちなかを表すものとして、「出会い・暮らし・遊びに満ちた県都のまちなか」を中心市街地の将来像とする。



中心市街地の将来像を踏まえ、中心市街地の目指すべき姿（将来構想図）は、都市計画マスタープランとの整合を図りつつ、次のとおりとする。

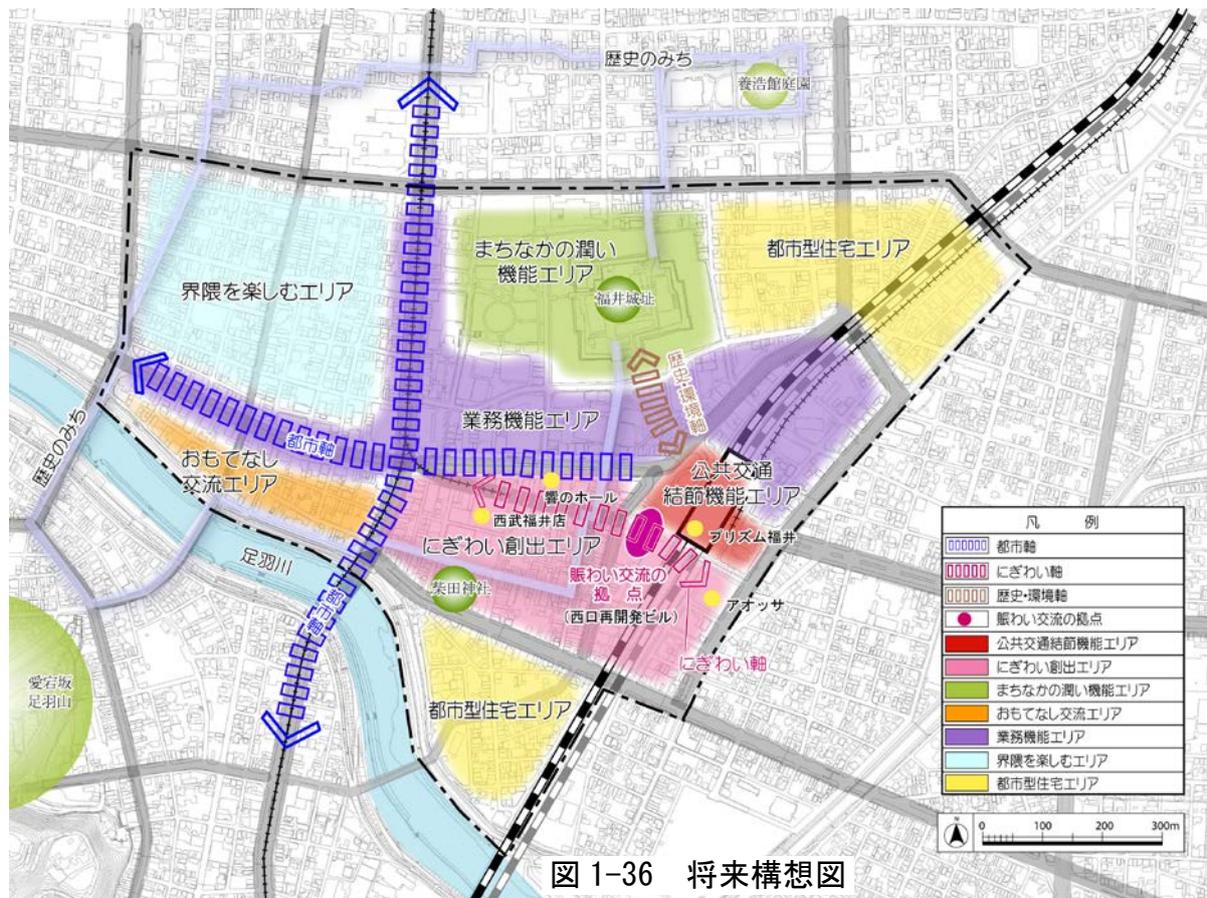


図 1-36 将来構想図

区分	3つの軸、1つの拠点、7つのエリアの考え方
都市軸	<ul style="list-style-type: none"> ・県都福井市として嶺北地域一円の各市町との連携を維持・強化し、県都としての役割をより一層高める。また、魅力ある都市景観を創出する。
にぎわい軸	<ul style="list-style-type: none"> ・A O S S A、プリズム福井、西口再開発ビル、響のホール、西武福井店を結ぶ線をにぎわい軸と位置付け、この軸の歩行環境の充実と、より一層の店舗などの魅力向上を図る。 ・この軸上の賑わいの効果を周辺商業地に波及させる。
歴史・環境軸	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 福井駅から福井城址及びまちなか潤いエリアに至る線を歴史・環境軸と位置付け、歴史のみちとの連携により歴史的資源をつなぐ回廊を強化し、歴史と環境を感じるまちなみを形成する。
賑わい交流の拠点 (西口再開発ビル)	<ul style="list-style-type: none"> ・県都の玄関口にふさわしいシンボル空間を創出し、「賑わい交流の拠点」として位置付ける。また、観光、情報発信、生活支援、文化機能の充実を図る。
公共交通結節機能 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・J R 福井駅を中心として多様な交通手段により来街できる環境の整備や、交通機関相互の乗換えの利便性向上を図るなど交通結節機能強化を図る。また、県内外からの来街者をもてなす県都の顔として、機能強化を図る。
にぎわい創出 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・大型店や専門店、飲食店など多様な業態の商業機能の集積を推進し、中心市街地内外からの来街を促す。また、響のホールを中心に文化機能の集積を推進する。
まちなかの潤い機能 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・福井城址や中央公園など都市内の緑地空間として、まちなかの潤い機能を強化する。また、福井市の歴史とふれあうことのできる空間整備を推進する。
おもてなし交流 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・福井を訪れた人をもてなし、交流を深めることができる機能の維持・向上や、魅力ある景観の形成を図る。
業務機能 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・県都福井市の業務機能の中心地として、更なる集積を推進する。また、まちなかの潤い空間と調和しつつ、都市軸沿いは、洗練された街並みの形成を図る。
界隈を楽しむ エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、業務、娯楽機能の誘導を推進し、昼夜を問わない都市の賑わいを感じられる空間の演出を図る。
都市型住宅 エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・商業、業務機能などと調和した良好な居住環境を創出する。また、職住近接の受け皿として、住宅の供給を促進する。

(4) 第2期計画の必要性と位置付け

① 第2期計画の必要性

第1期計画では、人口減少・少子高齢社会の到来を迎え、多様な都市機能がコンパクトに集積され、過度に自動車に依存しない持続可能な都市へと転換し、交通弱者を含む誰にとっても住みやすく、住みたくなる環境にやさしいまちづくりをすすめるため、「社会基盤」「居住」「交流」「福井らしさ」をキーワードとした。また、「多様な手段で行動ができる交通体系の維持・強化を図る」「まちなか居住を愉しむ定住を促進する」「にぎわい交流空間の形成を図る」「福井駅を玄関口とする自然と歴史が調和した魅力ある都市環境を創出する」の4つを基本的な方針とするとともに、「訪れやすい環境をつくる」「居住する人を増やす」「歩いてみたくなる魅力を高める」の3つを中心市街地活性化の目標と掲げ、目標を達成するための76事業を推進してきた。

その結果、大変厳しい社会・経済情勢を反映して、中心市街地の地価の下落傾向や年間商品販売額の減少傾向が継続しているという状況ではあるものの、北陸新幹線の金沢敦賀間の工事認可、福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業の事業計画認可などに関しては、スケジュールも明確になってきており足踏みすることが許されない状況になっている。

平成30年の福井国体、平成37年の北陸新幹線の開業など、福井市にとってのビッグイベントが控えていることや、平成26年度末の北陸新幹線金沢開業を見据え、今まさに動き始める西口再開発事業などこれまで蓄積した中心市街地の活性化に向けた取組を大きく前進させ、活性化の効果をより確実なものとしていくために、危機感、緊張感を持って重点的に中心市街地の活性化に取り組んでいく。

② 第2期計画の方向性

本市の都市づくりを進めるための総合的な指針である「福井市都市計画マスタープラン」では、商業施設や業務施設をはじめとした都市機能の集積を活かしながら、中心市街地をにぎわい交流拠点として位置付け、にぎわい交流拠点づくりを先導するのが中心市街地の活性化であるとしている。つまり、にぎわい交流拠点づくりに中心市街地の活性化は欠かせない。

したがって、第2期計画では、にぎわい交流拠点づくりを重視して中心市街地活性化に取り組んでいくこととする。

そのため、市民が文化活動の発表の場を中心市街地に求めている状況を踏まえ、市民活動の力を活かしていくような、来街者の目的となりうる施設やイベントの開催により、中心市街地にさまざまなジャンルの人が集うことを目指していく。

また、目前に迫った北陸新幹線の金沢開業に対し、中心市街地での観光強化は必須である。増加が予測される関東・信越方面からの観光客を福井にまで呼び寄せ、リピーターとする必要がある。そこで、福井の強みである「食」を活かしたおもてなしを強化するための新規事業を立ち上げる。加えて、名君の誉れ高い松平春嶽や、橋本左内、由利公正など幕末の志士達の活躍の舞台となり「歴史」が色濃く残る場所を生かし、歴史の厚みを感じられる緑豊かな空間形成に向けた取組を強化する。

さらに、第1期計画が道半ばという状況を踏まえ、第1期計画で取り組んできた多

くの事業をベースとして、民間の活力や創意工夫をまちづくりに積極的に取り込む。活発な交流が生まれるような市民や民間事業者の活動に対して、行政の支援体制を整えるという方向性も加えて、商業者（商店街）、地元関係者、市民団体・NPO、まちづくり会社、中心市街地活性化協議会と行政が力を合せて中心市街地の活性化に取り組んでいくこととする。

③ 第2期計画の位置付け

第2期計画は、上位計画である「第六次福井市総合計画」「福井市都市計画マスタープラン」と整合性を図りながら、中心市街地が目指すべき将来像を達成するため、今後5年間における具体的な取組の方向性を示すアクションプログラムとして位置付ける。

(5) 中心市街地活性化に関する基本的な方針

目指すべき中心市街地の将来像の実現に向けて、基本的な方針及び協働して取り組むための活動のテーマを設定する。

第2期計画では、旧基本計画の理念『出会い・暮らし・遊びが彩るまちづくり』の方向性である「出会い」「暮らし」「遊び」は維持しつつも、行動へと転換を図る。そのため、キーワードを名詞から動詞へと発展させ、方針① 出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどのいろどりを整える」、方針② 暮らす「魅力ある住まい、生活、働く環境を充実する」、方針③ 遊ぶ「歩きたくなる素敵な界限形成と多様な余暇活動の舞台として演出する」の3つを基本方針とする。

さらに、これらの3つの方針の根底の考え方として、第1期計画の評価や中心市街地活性化協議会での議論を踏まえ、「市民活動の力を活かす」と「官民協働ですすめる」の2つを据える。

その上で、中心市街地を市民活動が繰り広げられる舞台として、官民協働で創り上げていくことを表すものとして、本計画のテーマを「官民協働のまちなかにぎわいステージづくり」とする。

また、テーマをわかりやすく表現するものとしてサブテーマを設定する。テーマのにぎわいステージを、市民がまちなかに訪れたときに、時めきやきらめきを感じることでできるまちと表現し、官民協働である市民参加の下、ともに取り組み続けること「永続性・ともに作り育てる」と表して、「～時めきときらめきに満ちた永続性のあるまちをともに作り育てる～」をサブテーマとする。

■ 第2期計画の基本的な方針

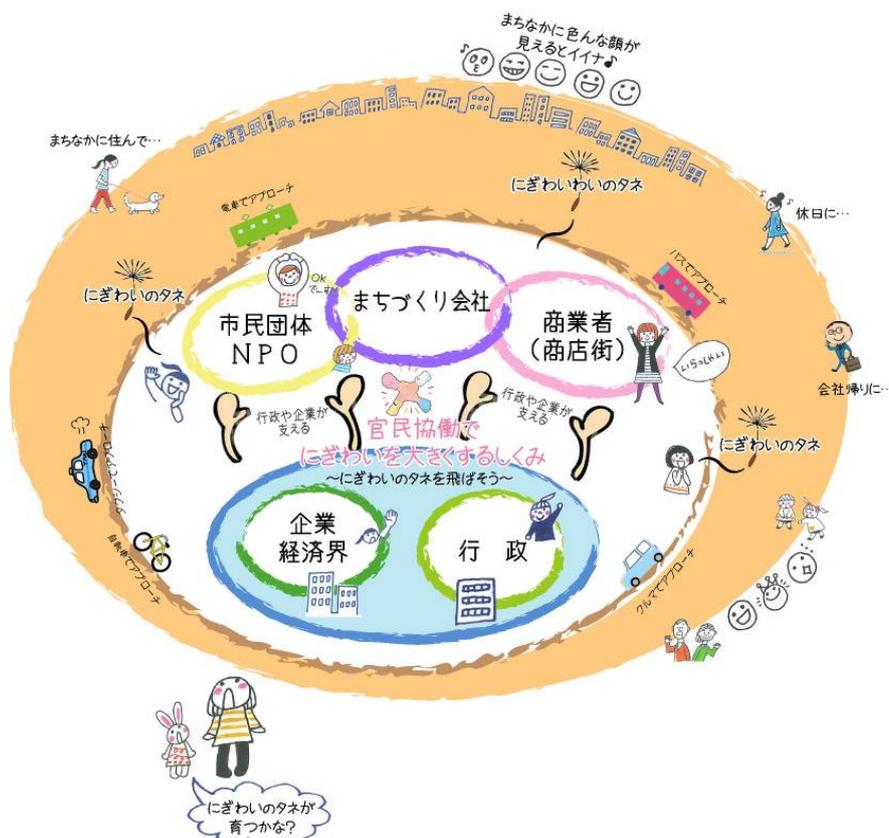
方針① 出会う	観光客・来街者の行き交い、 おもてなしなどいろどりを整える	市民活動の 力を活かす
方針② 暮らす	魅力ある住まい、生活、働く 環境を充実する	
方針③ 遊ぶ	歩きたくなる素敵な界隈形成と 多様な余暇活動の舞台として演出する	官民協働で すすめる

■ 第2期計画のテーマ

官民協働のまちなかにぎわいステージづくり

～時めきときらめきに満ちた永続性のあるまちをともにつくり育てる～

「時めき」は時勢に合い栄えることを、「きらめき」は美しく光かがやく、大いにもてなす様子を表す。



(6) 基本的な方針に基づく事業展開

方針① 出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどいろどりを整える」

JR福井駅を中心とする中心市街地は、平成26年度末の北陸新幹線金沢開業、さらには平成37年の福井延伸が決まり、福井県嶺北地域一円からだけでなく、関東や信越方面からも直接来ることができる立地特性を有することになり、県都の玄関口として、ますます重要な位置付けを持つことになる。このことを踏まえ、特に「食」と「歴史」に重心を置き、JR福井駅周辺で福井の食を提供する「食の拠点」整備事業や「食の拠点」と連携したイベントの継続的な実施、歴史資源を活かした福井城址周辺整備事業など、以下のように展開する。

【行き交いのいろどりを整える事業の展開】

誰もが移動・行動しやすい中心市街地の交通環境を確保し、行き交いのいろどりを整えるため、以下の事業を展開する。

- ・東西市街地の一体化や骨格道路のネットワークの強化など都市構造の再編・強化
- ・鉄道やバスなど相互乗換の利便性向上に向けた交通結節機能の強化
- ・利用促進に向けた公共交通サービスの向上
- ・まちなかで気軽に移動できる自転車利用環境の向上

【おもてなしのいろどりを整える事業の展開】

おもてなしのいろどりを整えるため、以下の事業を展開する。

- ・福井らしさを創造・発信・体感できる賑わい交流の拠点の形成
- ・福井の食や歴史といった魅力を発見できるまちなか観光資源の魅力向上
- ・来街者をもてなすコンシェルジュサービスの充実

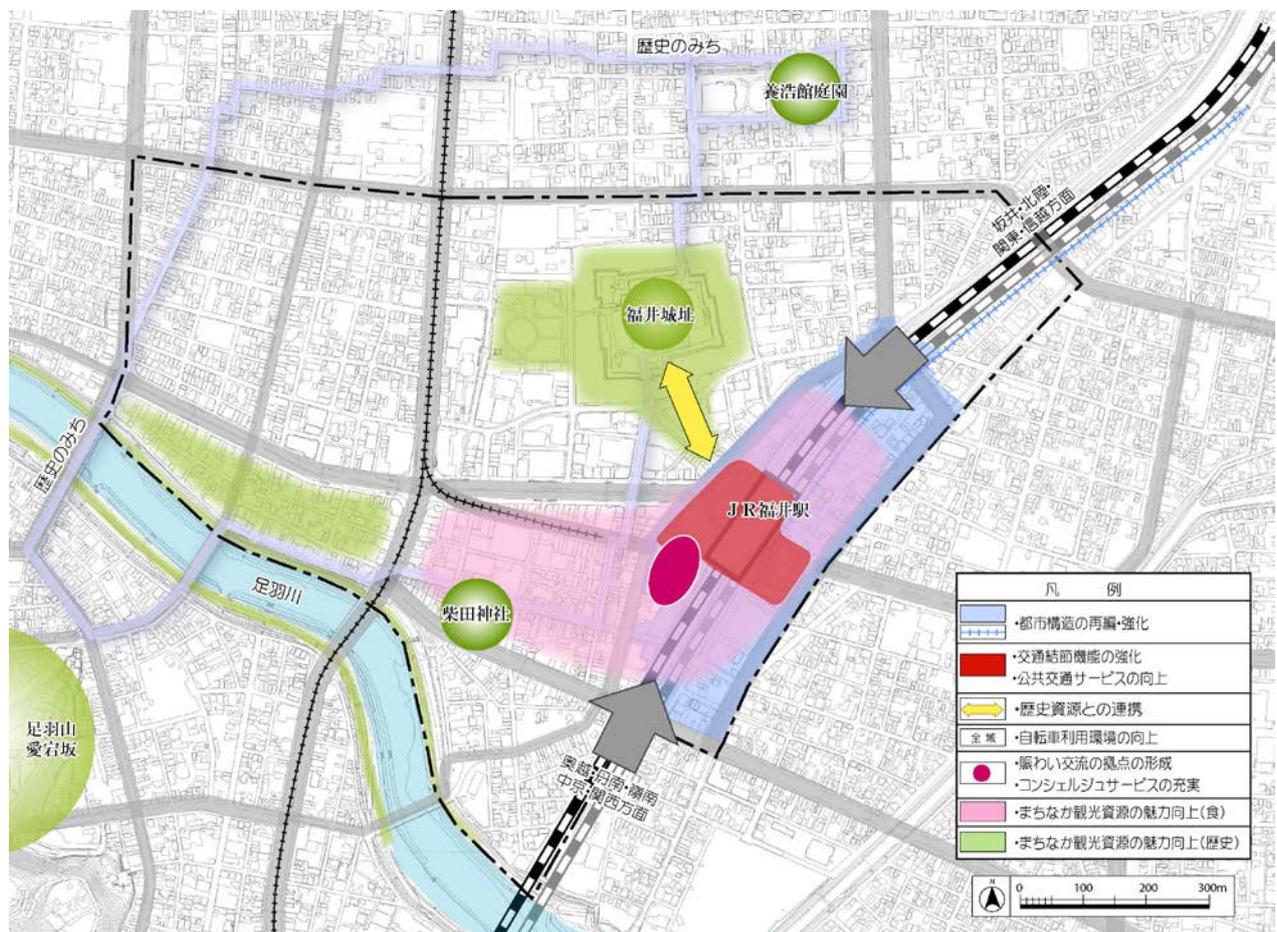


図 1-37 方針①事業の展開

方針① 出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどいろどりを整える」ための主な事業

	展開の方向性	第1期からの継続事業	第2期の新規事業	
行き交いの いろどりを 整える	都市構造の再編・強化	◇福井駅付近連続立体交差事業 〔えちぜん鉄道の福井ー福井口間を高架化することで、東西に分断されている中心市街地の状況を改善する。〕		
	交通結節機能の強化	◇福井駅周辺土地区画整理事業 〔えちぜん鉄道高架化と併せて効率的な土地利用や西口駅前広場を整備する。〕	◇低床車両（LRV）への更新 〔福井鉄道に利用しやすく、利便性の高い低床車両（LRV）を導入する。〕	
	公共交通サービスの向上	◇コミュニティバス事業 〔コミュニティバス「すまいる」を運行する。〕	◇まちなかフリー切符導入事業 〔福井鉄道、えちぜん鉄道、京福バス、すまいるバスの共通フリー切符を導入する。〕	
	自転車利用環境の向上	◇JR福井駅南側自転車駐車場整備事業 〔JR福井駅の南側に自転車駐車場を整備する。〕	◇中心市街地分散型自転車駐車場整備事業 〔中央1丁目内の青空駐車場を借り上げ、駐輪場を整備する。〕	
おもてなし のいろどりを 整える	賑わい交流の拠点の形成	★(仮称)福井にぎわい交流拠点整備事業 〔西口再開発事業と併せてにぎわいと交流の核となる多目的ホールを整備する。〕		
	まちなか観光資源の魅力向上	食	◇福井駅西口中央地区市有施設等整備事業 〔物産展示販売機能を有する観光関連施設を整備する。〕 ◇福井市観光キャンペーン事業 〔食の魅力や、四季折々の花、自然、歴史などの観光資源を活用したPRを実施する。〕	◇「食の拠点」整備事業 〔JR福井駅周辺に地魚や伝統野菜が買える「市場」やおろしそばなどを提供する店を集める。〕 ◇中心市街地「食」催事促進事業 〔中心市街地内の商店街や百貨店を会場とした物産展などの「食」に関する催事を促進する。〕
		歴史	◇「まちなか」滞在拠点化事業（ご当地グルメ発信事業） 〔福井特有のご当地グルメを設定し、誘客拡大につなげる。〕 ◇浜町おもてなし空間づくり事業 〔住民が主体となった景観づくりやイベントなど、ソフト事業を展開する。〕 ◇お堀の灯り設置事業 〔お堀のライトアップに合わせて多様なイベントを実施する。〕	◇越前・若狭のさかな販売力強化支援事業（ふくい地魚情報発信事業） 〔地魚情報発信拠点を整備し、高鮮度・高品質の県産水産物をPRする。〕 ◇福井城址周辺整備事業 〔中心市街地の歴史・文化を活かし、緑に満ち溢れた居心地の良い場として再整備する。〕 ◇歴史空間形成事業 〔通り名や旧町名の復活など歴史が感じられる風格と奥行きのある都市をつくる。〕
	コンシェルジュサービスの充実		◇観光おもてなし市民運動推進事業 〔おもてなしの心を持った質の高いサービスの提供を目指す。〕	

★：強化・発展する事業

方針② 暮らす「魅力ある住まい、生活、働く環境を充実する」

中心市街地における居住・生活環境の維持・増強や就業環境の充実、地域コミュニティの維持はもちろん、中心商業地の機能存続や魅力の再生を図る上でも重要な要素である。そのため、以下のように展開する。

【魅力ある住まいの環境を充実する事業の展開】

魅力ある住まい環境の充実に向けて、以下の事業を展開する。

- ・居住ニーズに柔軟に対応するための既存ストックの有効活用
- ・居住環境の改善に向けた建替え居住の促進
- ・コミュニティの維持、強化に向けたまちなか居住に対するPRの強化

【魅力ある生活の環境を充実する事業の展開】

中心市街地での魅力ある生活環境を充実するため、以下の事業を展開する。

- ・生活利便性の向上をはじめとした中心商業地の機能の充実
- ・住み続けたいと思えるような暮らしやすさを支える基盤施設の充実

【魅力ある働く環境を充実する事業の展開】

中心市街地での就業環境を充実し、魅力ある働く環境を充実するため、以下の事業を展開する。

- ・企業立地を促進し、働く場としての受け皿の充実や魅力向上

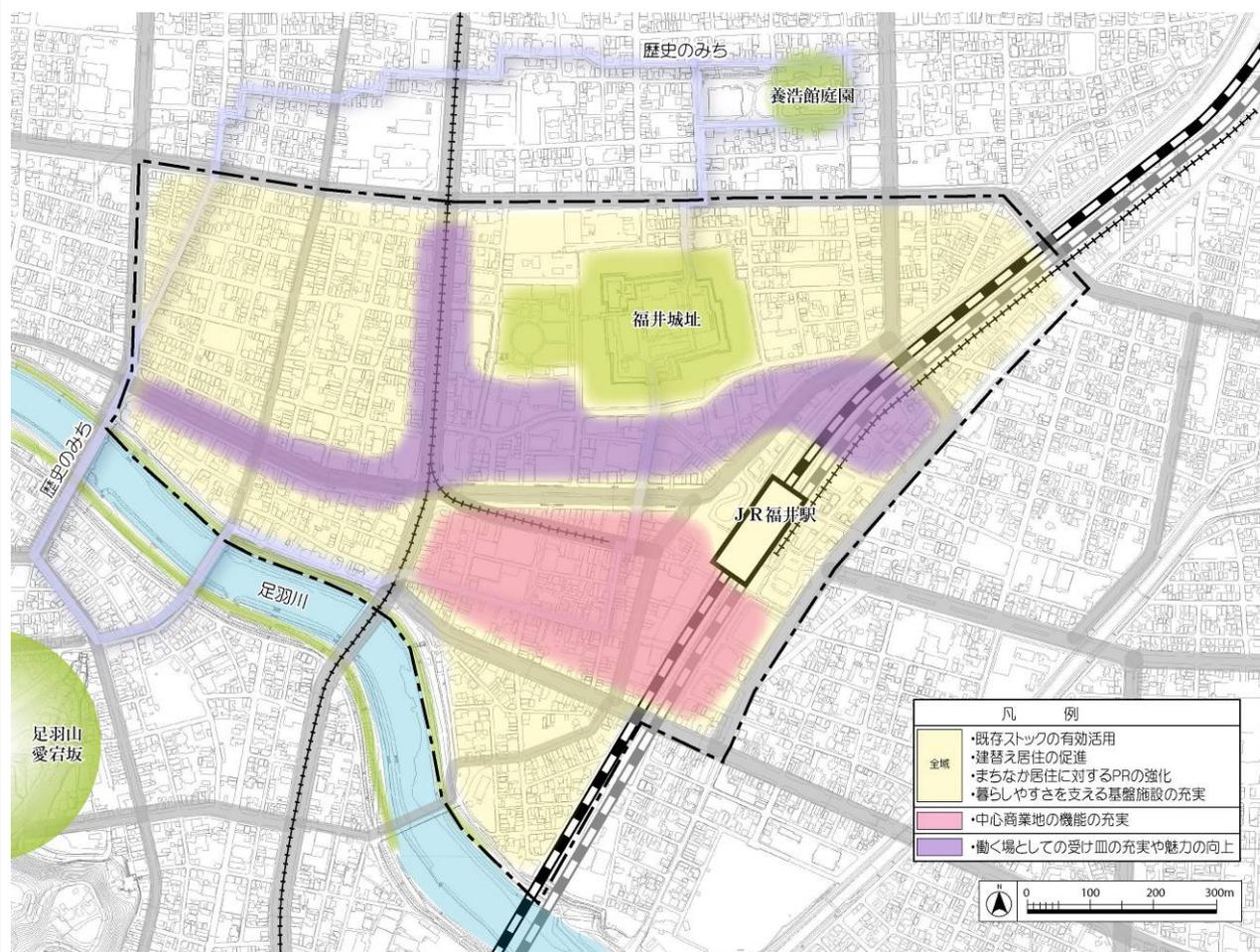


図 1-38 方針②事業の展開

方針② 暮らす「魅力ある住まい、生活、働く環境を充実する」ための主な事業

	展開の方向性	第1期からの継続事業	第2期の新規事業
魅力ある住まいの環境を充実する	既存ストックの有効活用	<p>★戸建て住宅リフォーム補助 〔戸建て住宅を良質にするためのリフォームに補助する。〕</p> <p>★共同住宅リフォーム補助 〔共同住宅を良質にするためのリフォームに補助する。〕</p>	<p>◇空き家活用促進補助 〔自宅を賃貸住宅として活用するためのリフォームに補助する。〕</p> <p>◇職住近接住宅リフォーム補助 〔職住近接住宅のリフォームに補助する。〕</p> <p>◇若年夫婦・子育て世帯家賃・駐車場料補助 〔若年夫婦・子育て世帯の家賃(駐車場料含む)に補助する。〕</p>
	建替え居住の促進	<p>◇福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業 〔西口中央地区再開発事業により、共同住宅を整備する。〕</p> <p>★共同建て住宅建設補助 〔隣接地の所有者と共同した住宅建設などに補助する。〕</p> <p>★二世帯型戸建て住宅建設等補助 〔二世帯型住宅の新築又は購入に補助する。〕</p> <p>★アドバイザー派遣 〔建設などを検討する民間事業者に対して建築士などの専門家を派遣する。〕</p>	<p>◇小規模集合住宅建設補助 〔小規模集合住宅(2~4戸)の建設に補助する。〕</p> <p>◇まちなか隣接地購入支援事業 〔住宅用スペースなどとしての隣接地購入を支援する。〕</p>
	まちなか居住に対するPRの強化	<p>◇福井空き家情報バンク 〔市場化されていない空き家を掘り起こすための空き家情報バンクを整備する。〕</p>	
魅力ある生活の環境を充実する	中心商業地の機能の充実		<p>◇ふくい商業者魅力アップ支援事業 〔飲食やファッションなどの県外一流店で修業した商業者の起業支援や飲食業・観光地での宿泊業などに従事する者の県外一流店で修業支援を行う。〕</p>
	暮らしやすさを支える基盤施設の充実		<p>◇日之出公園整備事業 〔土地区画整理事業でまちなか回遊の拠点となる公園を整備する。〕</p>
魅力ある働く環境を充実する	働く場としての受け皿の充実や魅力の向上		<p>◇オフィス等立地促進事業 〔業種、雇用人数(3名以上)などの条件を満たした事業者に対し、家賃などを助成する。〕</p>

★：強化・発展する事業

方針③ 遊ぶ「歩きたくなる素敵な界隈形成と多様な余暇活動の舞台として演出する」

本市の中心市街地は、鉄道駅に近接し、自動車や自転車、公共交通機関などの多様な交通手段で、人が集まることができる立地特性を有している。

この特性を活かしながら、来街者が雨や雪を避けて回遊できる魅力的な空間づくりと、市民を主体とした様々な活動を支援し、中心市街地におけるにぎわいを創出するために、以下のように展開する。

【歩きたくなる素敵な界隈形成を推進する事業の展開】

にぎわい軸や浜町界隈をはじめ、中心市街地全体で歩きたくなる素敵な界隈形成を推進するため、以下の事業を展開する。

- ・ 歩行空間と沿道の店舗などが一体となった洗練された魅力的な空間形成
- ・ 若者によるまちなかへの出店、積極的な起業支援による新たな魅力の創造
- ・ 継続的ににぎわいの舞台づくりの推進

【多様な余暇活動の舞台として演出する事業の展開】

長い時間楽しむことができる多様な余暇活動の舞台を演出するため、以下の事業を展開する。

- ・ 市民や来訪者による多様な交流を育むまちなか交流施設の整備
- ・ 既存イベントの活性化や、新たなイベントの開催など、にぎわいを生むイベントの展開
- ・ 官民が連携した効果的なPRと情報発信

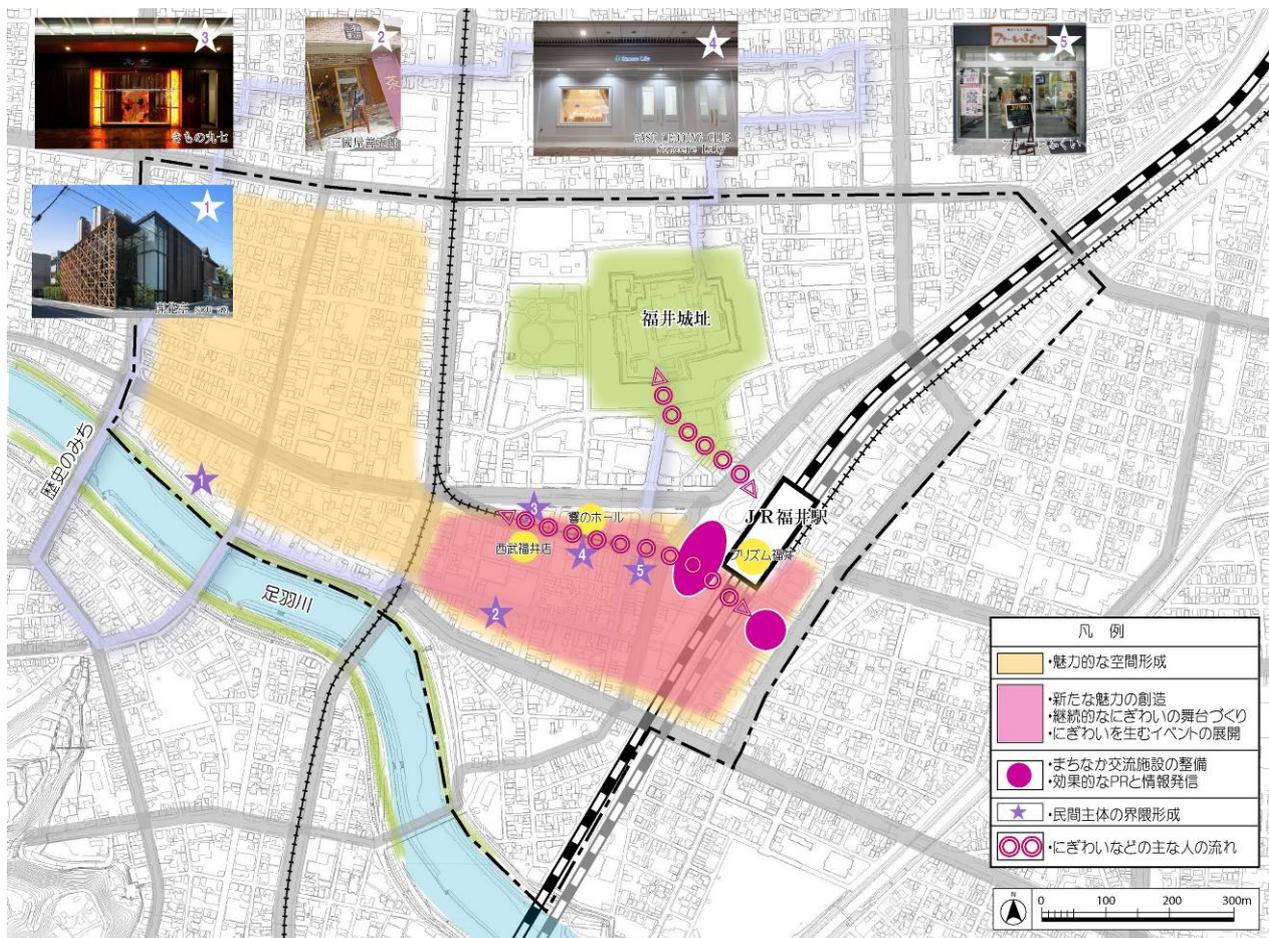


図 1-39 方針③事業の展開

方針③ 遊ぶ「歩きたくなる素敵な界隈形成と多様な余暇活動の舞台として演出する」
ための主な事業

	展開の方向性	第1期からの継続事業	第2期の新規事業
歩きたくなる 素敵な界隈形成を推 進する	魅力的な 空間形成	◇浜町おもてなし空間づくり事業 〔住民が主体となった景観づく りやイベントなど、ソフト事 業を展開する。(再掲)〕 ★景観支援事業 〔良好なまちなみ向上を図るた め、民間による建築物の新築 などに対し支援する。〕	◇駅前広場空間デザイン整備事業 〔西口・東口駅前広場にシェル ター設置と緑化を行う。〕
	新たな 魅力の創造	◇中心市街地チャレンジ開業 支援事業 〔若者の空き店舗での新規創業 促進や、空き店舗出店者への 家賃補助などを行う。〕 ◇起業家支援セットメニュー 〔空き店舗を活用した際の家賃 補助や広告宣伝費の補助、診 断士による相談を実施する。〕 ◇まちづくり活動推進事業 〔まちづくりに取り組んでいる 関係者が連携したイベントの 開催を支援する。〕	
	継続的な にぎわいの舞台 づくり		◇県都づくり推進事業 〔中心市街地活性化に向けたセ ミナーなどを開催する。〕
多様な余暇 活動の舞台 として演出 する	まちなか交流 施設の整備		◇福井駅西口中央地区都市機能 集約事業 〔再開発ビル内にプラネタリウ ム(ドームシアター)や展示ス ペースを整備する。〕
	にぎわいを生む イベントの展開	★賑わい創出事業 〔意欲のある商店街や団体が実 施するイベントに支援すること で地元主導による特色ある イベントを創出する。〕 ◇中心市街地文化活動推進事業 〔響のホールを核として、中央 1丁目での市民主導・参加型 の文化イベントを支援する。〕	
	効果的な PRと情報発信	★アートでまちなか文化発信事業 〔新進プロによるアートを素材 とした活動や発表の場を提 供・支援する。〕 ★情報化推進事業 〔中心市街地の店舗と市民の双 方が一つのサイト上で情報の 受発信を行う。〕	

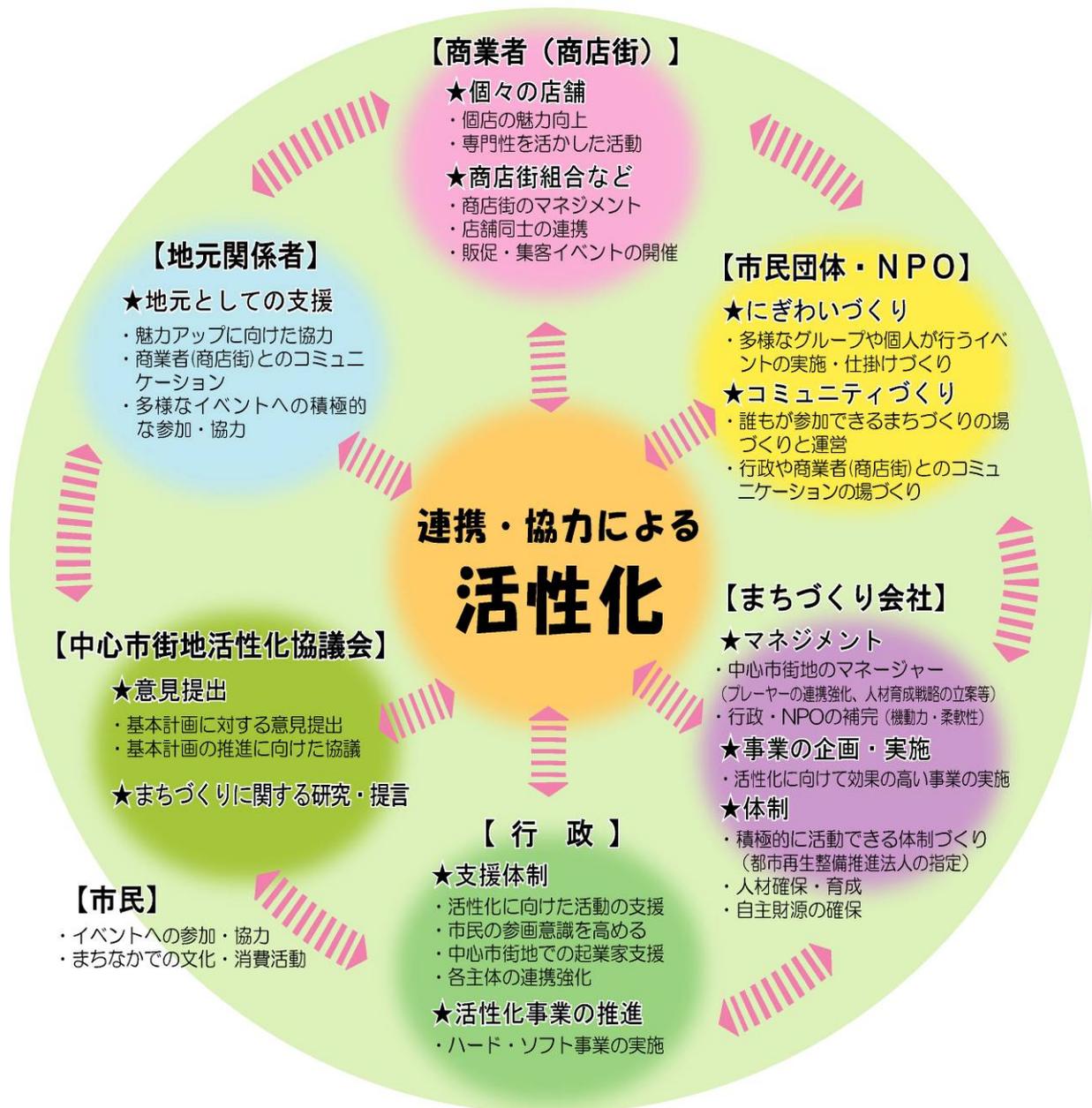
★：強化・発展する事業

(7) 中心市街地の活性化を図るための推進体制

中心市街地の活性化の推進にあたり、多様な主体が協働で行うための体制を整える。

推進体制

事業者（商店街）、地元関係者、市民団体・NPO、まちづくり会社、中心市街地活性化協議会、行政すべての組織と市民が、（仮称）中心市街地活性化マネジメント会議を通して、連携協力しながら中心市街地の活性化を推進



2. 中心市街地の位置及び区域

[1] 位置

位置設定の考え方

J R福井駅周辺に広がる市街地は、安土桃山時代に北の庄城の築城により城下町として形成され、その後鉄道の開通や織物産業の興隆によって、政治・経済・文化の中心として発展してきた。しかし、過去の戦災や震災、水害などによって壊滅的な打撃を受けたものの、戦災復興土地区画整理事業をはじめとした都市基盤整備を推進した結果、広域的な圏域を対象とする行政機能や商業・業務機能が集積し、本市の中心的な市街地として復興・発展してきた。

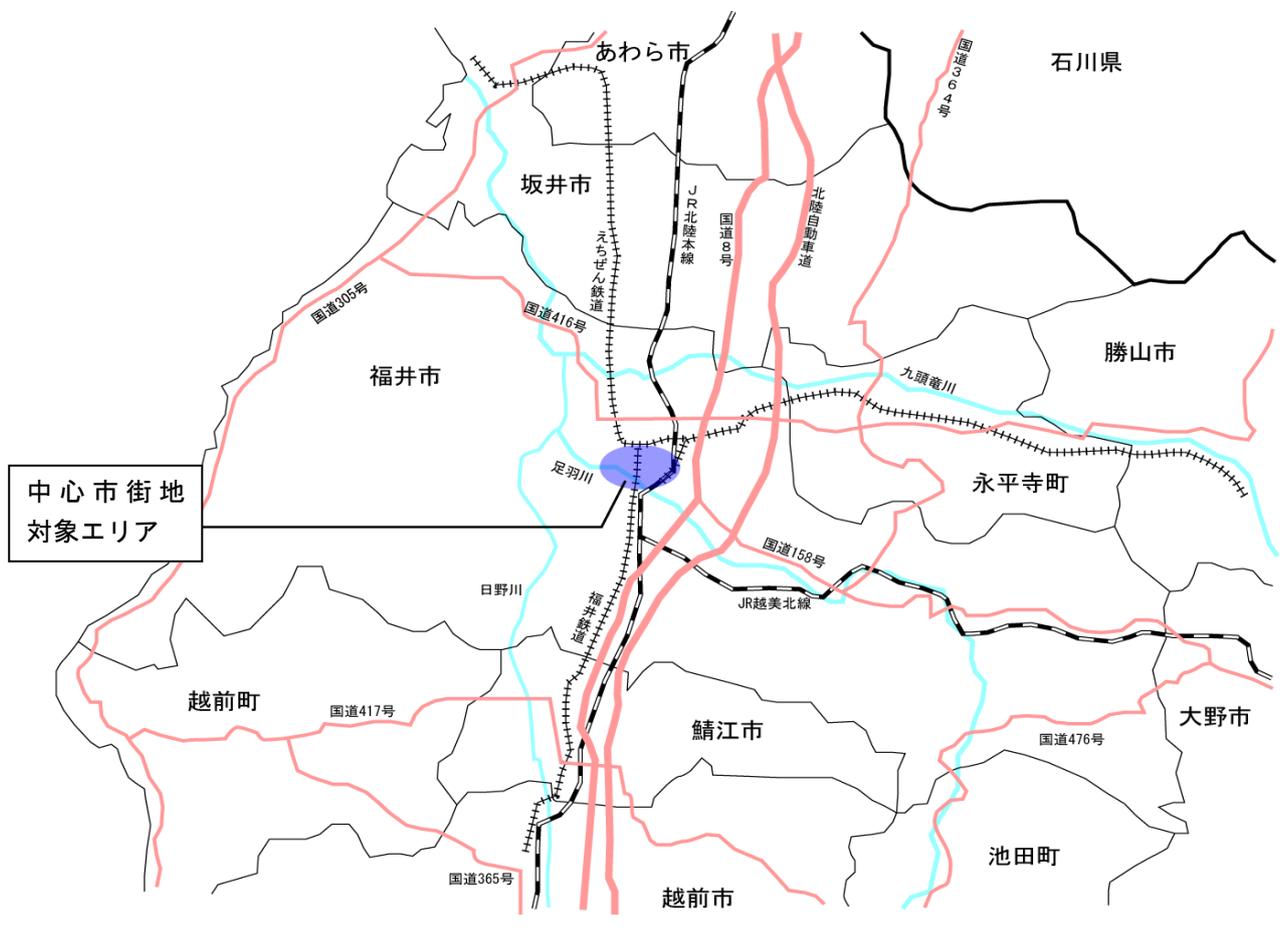
今日では、市街地の復興を記念して始まった「福井フェニックスまつり」や、勇壮な時代絵巻を繰り広げる「ふくい春まつり」の会場であり、音楽や演劇鑑賞、市民活動の発表の場など、文化活動の場として県民、市民に活用されている。

さらに、福井駅付近連続立体交差事業による東西市街地の一体化や北陸新幹線開業に向けた工事など次世代につながる都市基盤整備が行われており、グローバル化時代の県都の玄関口として期待されている。

このようにJ R福井駅周辺に広がる市街地は、福井県の県都としての重要な役割を担ってきた地域であり、今後とも重要な地域として期待されている地域である。

そこで、今回の基本計画においても中心市街地として位置付ける。

(位置図)



[2] 区域

区域設定の考え方

《区域》

J R福井駅周辺の市街地を中心に、多様な都市機能が集積する商業地域を中心とした区域を中心市街地として設定する。

《区域設定の考え方》

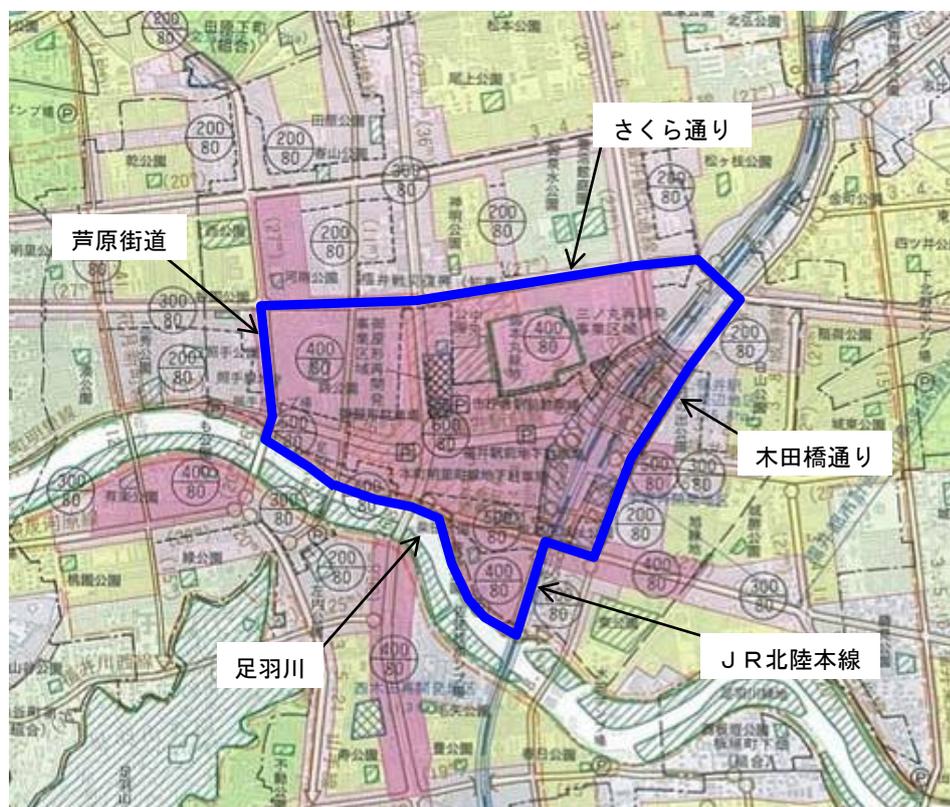
平成 11 年策定の福井市中心市街地活性化基本計画で設定された中心市街地であり、これまで展開してきた活性化事業により社会基盤などのストックが蓄積してきている。また、主要な事業として福井駅周辺の事業(福井駅周辺土地区画整理事業、西口中央地区第一種市街地再開発事業)を継続して行っている。これらの事業により J R福井駅を中心に交通結節機能を活かし、商業、業務、文化などの様々な都市機能を集約させることで、来街者の増加など本市及び福井県全体に大きな効果をもたらす。

以上から、旧中心市街地の範囲を引き続き本計画における中心市街地の範囲と定め、今後もここを中心に事業を集中的に取り組むことにより、中心市街地を活性化していく。

《中心市街地の境界となる部分》

- ・ 東側の境界は、木田橋通り ((都) 東口都心環状線、(都) 日之出志比口線)、J R北陸本線
- ・ 南側の境界は、足羽川
- ・ 西側の境界は、芦原街道 ((主) 福井加賀線)
- ・ 北側の境界は、さくら通り ((県) 吉野福井線、(県) 殿下福井線)

(区域図)



中心市街地面積：105.4ha

[3] 中心市街地要件に適合していることの説明

要 件	説 明			
<p>第1号要件</p> <p>当該市街地に、相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地であること</p>	<p>・小売商業について、店舗数においては、本市全体の10.9%、売場面積については10.2%、年間販売額については8.8%が集積している。</p>			
		中心市街地	福井市	福井市域内シェア
	店舗数	352	3,237	10.9%
	売場面積(m ²)	49,456	482,567	10.2%
	年間販売額(億円)	338.0	3,860.5	8.8%
	資料：平成19年商業統計調査			
	<p>・事業所については本市全体の12.8%が集積し、従業員数については11.6%が集積している。特に、金融・保険業については、市全体の事業所の27.9%が集積し、また従業員数は49.3%が集積しており、本市における経済・金融の中心地といえる。</p>			
		中心市街地	福井市	福井市域内シェア
	事業所数(全体)	2,226	17,365	12.8%
	従業者数(全体)	17,782	153,830	11.6%
事業所数(金融・保険業)	116	416	27.9%	
従業員数(金融・保険業)	2,862	5,801	49.3%	
資料：平成21年経済センサス				
<p>・福井市役所、福井県庁、響のホール、A O S S A、病院・医院など公共公益施設が中心市街地に立地している。</p> <p>・福井城址や柴田公園など福井の歴史資源が集積している。</p> <p>・福井市は嶺北北部を中心とした広い商圈を有しており、その中で中心市街地がその核として形成されている。</p>				
<p>以上のとおり、本市の中心市街地は、一定の小売商業、各種事業所、公共公益施設が、市街化区域の約2%という限られた区域の中に密度高く集積し、様々な都市活動が展開されている。</p> <p>また、中心市街地を核として本市における商圈、及び通勤圏が形成されていることから、本市における中心としての役割を果たしている市街地といえる。</p>				

第2号要件

当該市街地の土地利用及び商業活動の状況等からみて、機能的な都市活動の確保又は経済活力の維持に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる市街地であること

・小売商業について、平成19年は平成3年と比較して、商店数は44.4%、年間販売額は51.0%、売場面積は31.1%減少している。

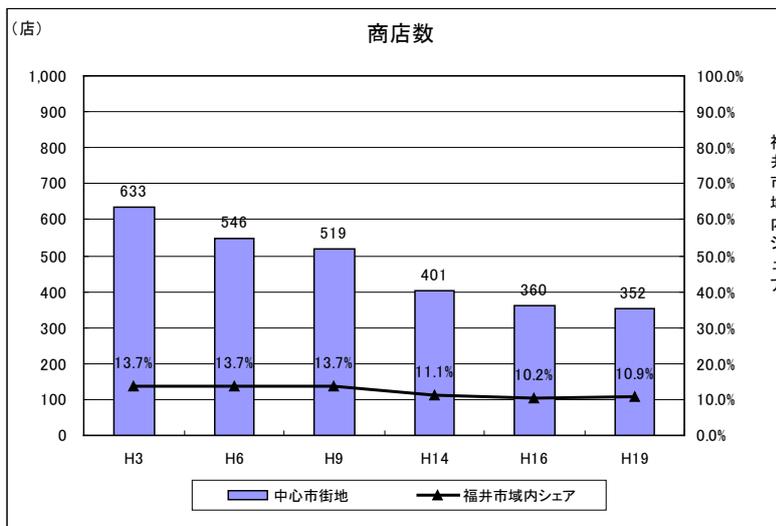


図 2-1 商店数の推移

資料：商業統計調査

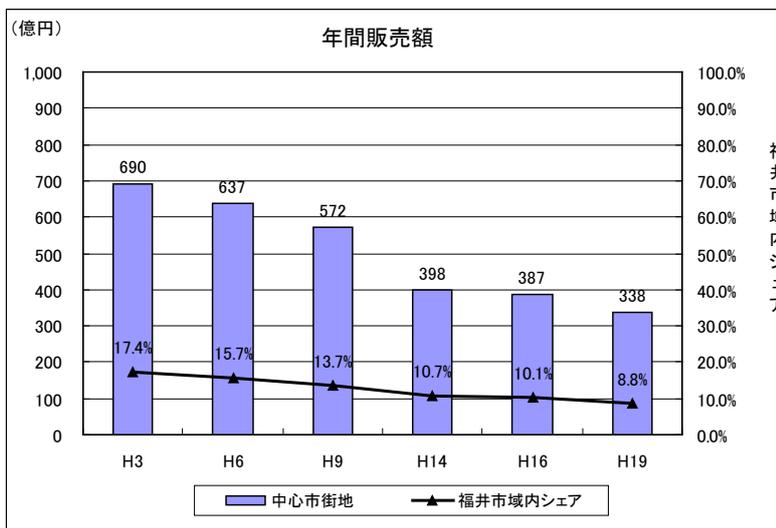


図 2-2 年間販売額の推移

資料：商業統計調査

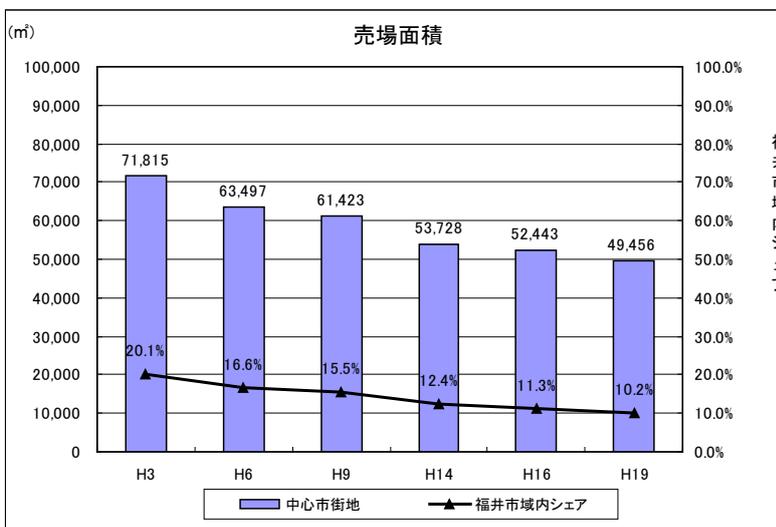


図 2-3 売場面積の推移

資料：商業統計調査

- ・事業所数について、平成 21 年は平成 3 年と比較して、33.1%減少している。

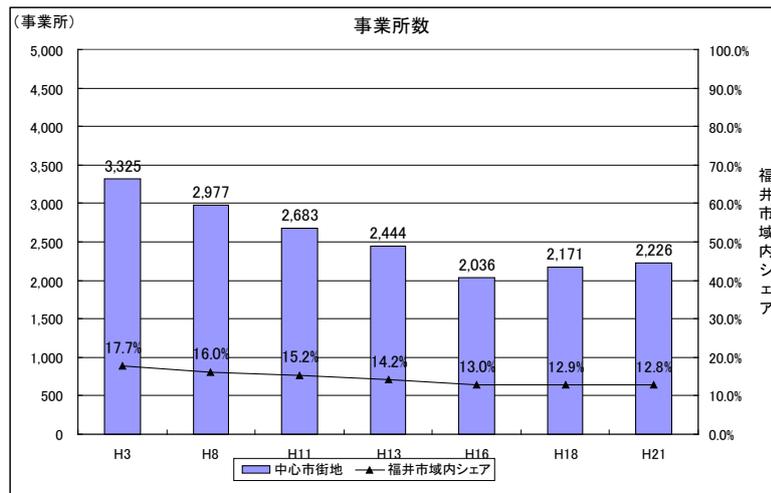


図 2-4 事業所数の推移 資料：事業所・企業統計調査 (H3~18)、経済センサス (H21)

- ・空き店舗数(中央 1 丁目)は 26 店舗 (H13. 12) から 75 店舗 (H24. 8) に増加している。

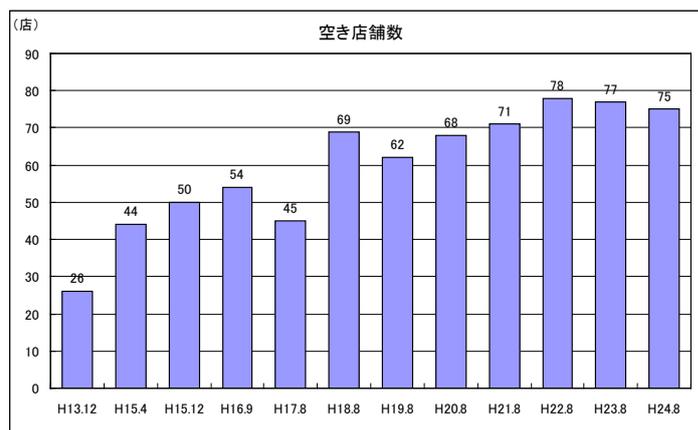


図 2-5 空き店舗数の推移 資料：まちづくり福井

- ・低未利用地について、平成 24 年は中心市街地に 12.5ha あり、中心市街地面積に対して 11.9%を占めている。
- ・平成 8 年と比較すると 5.0ha 増加している。

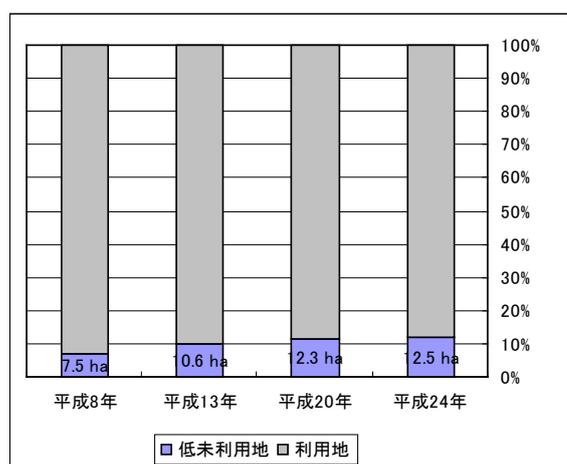


図 2-6 低未利用地の推移 資料：都市計画基礎調査

	<p>以上のとおり、福井市中心市街地は商業などの都市活動の面で衰退が見られ、今後この傾向が続いた場合、本市の機能的な都市活動の確保、経済活力の維持に支障が生じるおそれがある。</p>
<p>第3号要件 当該市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上と総合的かつ一体的に推進することが、当該市街地の存在する市町村及びその周辺の地域の発展にとって有効かつ適切であると認められること</p>	<p>○当該地域を中心市街地に設定するにあたり、以下のように位置付けられている。</p> <p>①第六次福井市総合計画（平成24年3月策定） 居住人口、商店数、従業者数、純小売額の割合が低下するなど、まちの活力が失われつつある。そのため、公共交通の利便性向上や商店街などとの連携による商業の振興、居住人口の拡大に取り組み、中心市街地の活性化を図り、賑わいを創出することとしている。</p> <p>②福井市都市計画マスタープラン（平成22年3月改訂） 中心市街地は市民・県民の共有の財産として、福井市全体や福井都市圏の発展にも繋がる賑わいと活力あるまちづくりを進めるため、既存の都市基盤や集積している各種都市機能を活かしながら居住を推進している。さらに、まちなかの再生を目指すとともに、福井固有の資源を活かしながら、自然や歴史に触れあえる回遊性の高いまちづくりを進めることとしている。</p> <p>○当該中心市街地は、本市及び周辺市町の中心として形成され、都市機能の集積と公共交通の利便性が高いことの効果を周辺へ波及させ地域全体の活力向上につなげていく。</p> <p>本市の周辺市町の住民は、当該中心市街地を含む本市での買い物機会が高く、本市は、地域経済の活性化を牽引する重要な役割を担っている。</p> <p>当該中心市街地は、古くから道路、公園、公共交通機関などの都市基盤が整備され、県下有数の商業、業務機能の集積があり、行政機関が集中している。響のホール、県民ホール、図書館など文化機能も整備され、都市機能の集積がさらに進んでいる状況である。</p> <p>また、「福井フェニックスまつり」や「ふくい春まつり」など、福井を代表する祭りや福井城址、足羽川など県内有数の歴史、文化資源を有しており、これらを目的に市内外から多くの人々が中心市街地へ来街している。</p> <p>来街する手段として、JR福井駅を中心に多くの公共交通機関があり、多様な手段によるアクセスが可能な利便性の高い地域である。</p> <p>都市機能の集積と公共交通の利便性が高い中心市街地をさらに活性化することで、その効果を周辺へ波及させ地域全体の活力向上につなげることができる。</p>

3. 中心市街地の活性化の目標

[1] 中心市街地活性化の目標

本計画における中心市街地活性化のテーマ「官民協働のまちなかにぎわいステージづくり」、サブテーマ「時めきときらめきに満ちた永続性のあるまちをともに作り育てる」を実現するため、方針① 出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどのいろどりを整える」、方針② 暮らす「魅力ある住まい、生活、働く環境を充実する」、方針③ 遊ぶ「歩きたくなる素敵な界限形成と多様な余暇活動の舞台として演出する」を設定した。その方針を踏まえ、それぞれの方針の下に目標を次のとおり設定する。

方針① 出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどのいろどりを整える」

目標1：出会う人を増やす

京都の玄関口として、ますます重要な位置付けとなることから、都市構造の再編・強化、交通結節機能の強化、公共交通サービスの向上、自転車利用環境の向上などによる行き交いのいろどりを整えること、賑わい交流の拠点の形成、「食」や「歴史」などまちなか観光資源の魅力向上、コンシェルジュサービスの充実などによるおもてなしのいろどりを整えることによって出会う人を増やす。

方針② 暮らす「魅力ある住まい、生活、働く環境を充実する」

目標2：暮らす人を増やす

地域コミュニティの維持や中心市街地の存続と魅力の向上は、中心市街地の人口増加を図るためには重要であることから、既存ストックの有効活用、建替え居住の促進、まちなか居住に対するPRの強化などによる魅力ある住まいの環境を充実すること、中心商業地の機能の充実、暮らしやすさを支える基盤施設の充実などによる魅力ある生活環境を充実すること、働く場としての受け皿の充実や魅力の向上による魅力ある働く環境を充実することによって暮らす人を増やす。

方針③ 遊ぶ「歩きたくなる素敵な界限形成と多様な余暇活動の舞台として演出する」

目標3：遊ぶ人を増やす

多様な交通機関で人が集まることができる特性を活かした、歩きたくなる魅力的な空間形成と市民を主体とした様々な活動は、中心市街地におけるにぎわいを創出することにつながることから、魅力的な空間形成、新たな魅力の創造、継続的なにぎわいの舞台づくりなどによる歩きたくなる素敵な界限形成を推進すること、まちなか交流施設の整備、にぎわいを生むイベントの展開、効果的なPRと情報発信などによる多様な余暇活動の舞台として演出することによって遊ぶ人を増やす。

[2] 計画期間

基本計画の計画期間は、平成25年4月から、目標達成のための事業が完了し、実施事業の効果が現れると考えられる平成30年3月までの5年とする。

[3] 数値目標

(1) 目標指標設定の考え方

本計画では、中心市街地を活性化していくために設定した3つの目標に、それぞれ定量的な目標指標を設定する。また、目標指標を補完し、第2期計画の進捗状況の把握と検証を行うため、各目標にサブ指標を設定する。

目標1「出会う人を増やす」に対応する目標指標

「出会う人を増やす」に対応する目標指標として、以下のような考え方から、**公共交通機関乗車数（一日平均）**、**観光案内所利用者数**を、目標指標として設定する。

公共交通機関乗車数（一日平均）

- ・公共交通機関の充実を図ることで、多様な人が「出会う」ことが可能となること。
- ・中心市街地への来街者数としてある程度の傾向が把握可能なこと。
- ・交通事業者の調査により定期的に数値が把握可能なこと。

サブ指標

指標	対象	測定方法	意味付け
駐車台数	中心市街地にある主要駐車場（市駐車場、県駐車場、カトー立体パーク、サカエパーキング）	事業者から提供	来街者数の推移を見るため

観光案内所利用者数

- ・観光客や来街者のもてなし・行き交いの場として、「出会う」の傾向が示されること。
- ・定期的、継続的に数値が把握可能なこと。

サブ指標

指標	対象	測定方法	意味付け
ホテル稼働率	中心市街地にある主要ホテル（ホテルフジタ福井、ユアーズホテルフクイ、リバージュアケボノ、エースイン福井、福井パレスホテル）	旅館業組合から提供	観光、ビジネス客など宿泊を伴う来街者数の推移を見るため
観光買い物客数	西武福井店、プリズム福井、ファーレ福井、西口再開発で整備する観光物産センター	事業者から提供	観光、ビジネス客及び非日常の買い物客などの来街者の推移を見るため

目標2「暮らす人を増やす」に対応する目標指標

「暮らす人を増やす」に対応する目標指標として、以下のような考え方から、**人口の社会増減数**を目標指標として設定する。

- ・居住人口の社会増減の実数が、「暮らす」の事業効果を測る適切な指標であること。
- ・住民基本台帳により市が継続して把握可能なこと。

サブ指標

指標	対象	測定方法	意味付け
住宅供給戸数	中心市街地での分譲及び賃貸数	建築確認申請から調査	中心市街地内での住宅供給戸数の推移を見るため
空き店舗率	中心市街地での1階部分空き店舗数/1階店舗数	市調査	絶対数としての空き店舗数では、単に空き店舗を減らすとの方向性となるため、率として経年的な推移を把握するため
県、市来庁者数	—	県から提供及び市調査	生活者としての来街者数の推移を見るため
事業所数	—	経済センサス調査	中心市街地内の機能として欠かせないオフィス機能の推移を見るため
昼間人口	—	国勢調査	昼間の賑わいとしての滞在人口を測るため

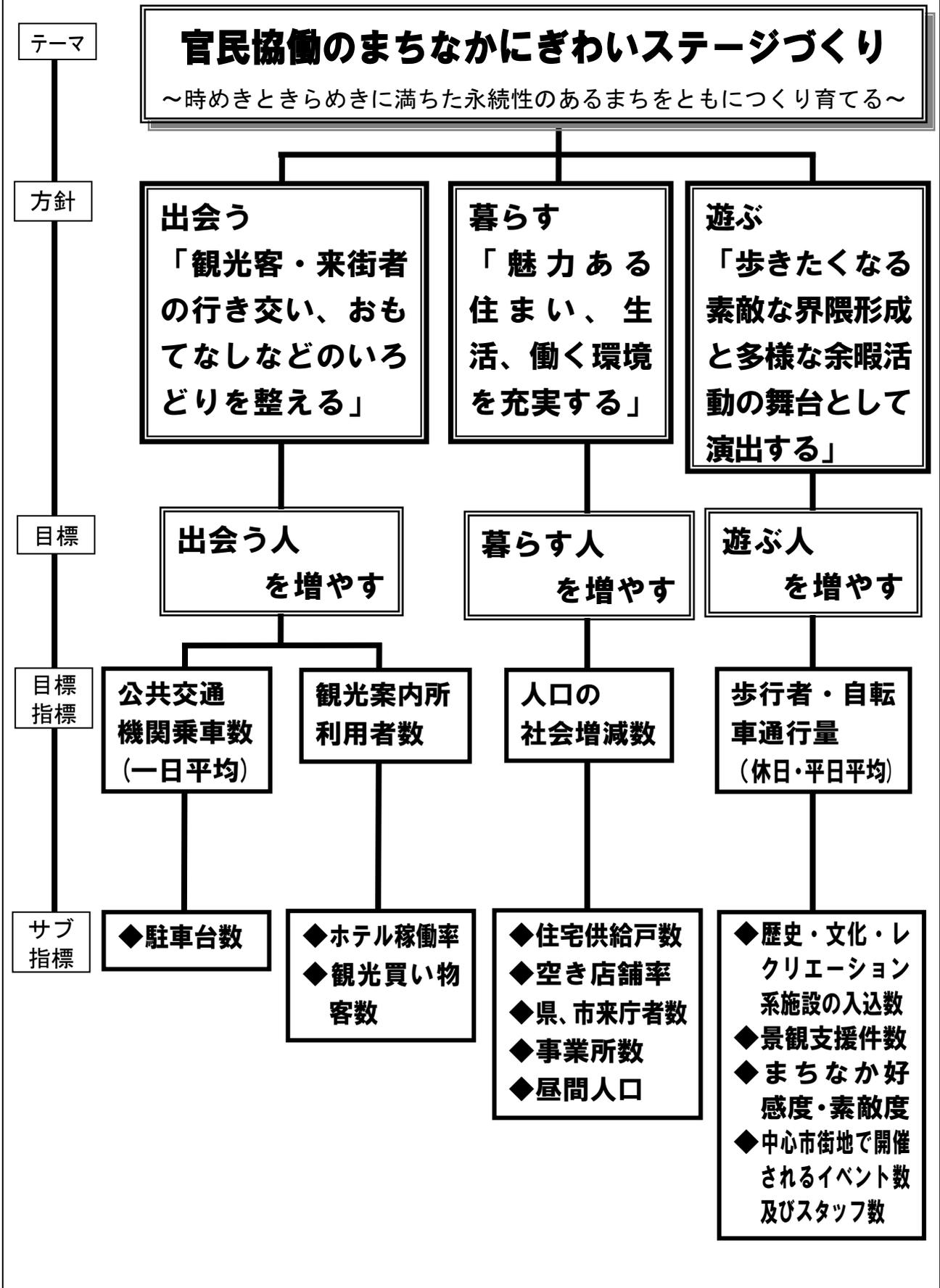
目標3「遊ぶ人を増やす」に対応する目標指標

「遊ぶ人を増やす」に対応する目標指標として、以下のような考え方から、**歩行者・自転車通行量（休日・平日平均）**を目標指標として設定する。

- ・ 中心市街地内を回遊することが賑わい創出につながることから、歩行者・自転車通行量が「遊び」のある程度の傾向を示すと考えられること。
- ・ 毎年定期的（7月・10月）に観測を行っており、数値が把握可能なこと。
- ・ 休日のみではなく日常の賑わいを捉え、気象状況などによる影響を受けにくくする必要のあること。

サブ指標

指 標	対 象	測定方法	意味付け
歴史・文化・レクリエーション系施設の入込数	映画館、北の庄城址資料館、AOSSA（公共施設入館者数）、響のホール、西口再開発で整備する施設	各施設から提供	文化的な利用目的で中心市街地内に来ている人の推移を見るため
景観支援件数	—	市調査	中心市街地にふさわしい景観の創出を行う取組の推移を見るため
まちなか好感度・素敵度	来街者	アンケート調査	来街者の視線で中心市街地の推移や来街者のニーズを把握するため（調査項目：景観に関すること、中心市街地の滞在時間・立ち寄り件数、まちづくり参加度に関すること）
中心市街地で開催されるイベント数及びスタッフ数	市、まちづくり福井(株)、商店街などが主催又は共催するイベント	各イベントの実施者から提供	イベントによる効果と市民活動の状況を見るため



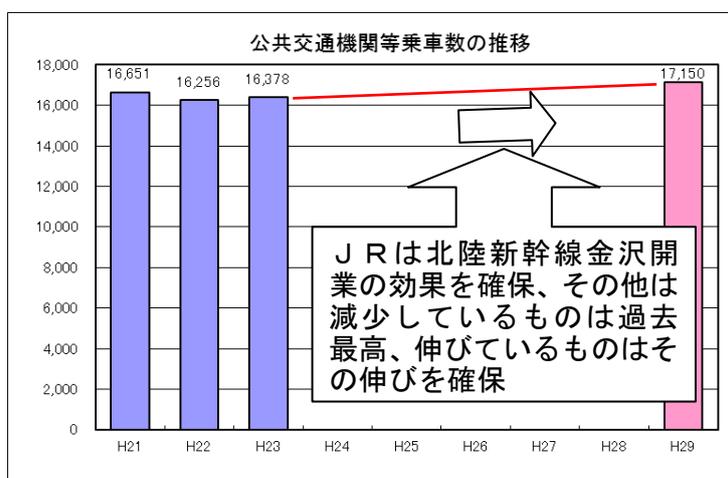
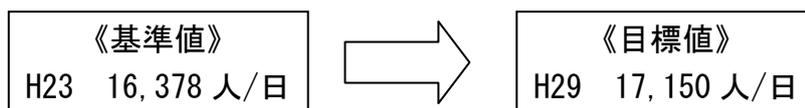
(2) 具体的な数値目標の設定

目標① 出会う人を増やす

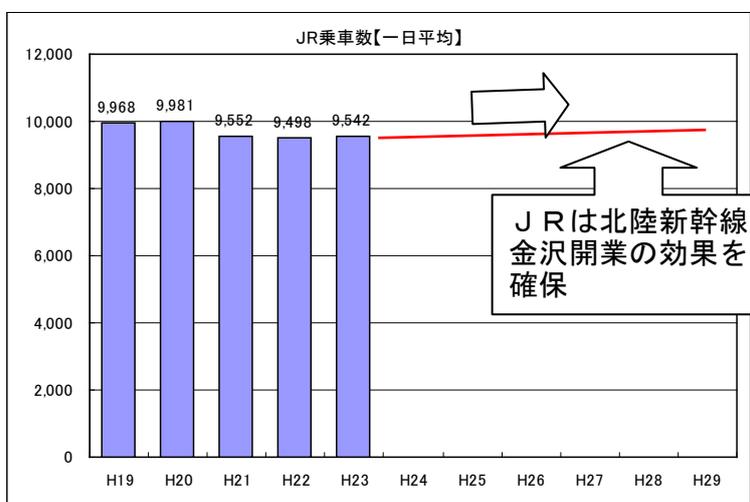
目標指標：公共交通機関乗車数（一日平均）

対象施設：中心市街地を発着点とする主要な公共交通機関（JR、えちぜん鉄道、福井鉄道、京福バス、すまいるバス）の中心市街地エリアにある全ての停留所及び駅での乗車数

目標値：JRは北陸新幹線金沢開業の効果を確保、その他は減少しているものは過去最高、伸びているものはその伸びを確保することを目指す。

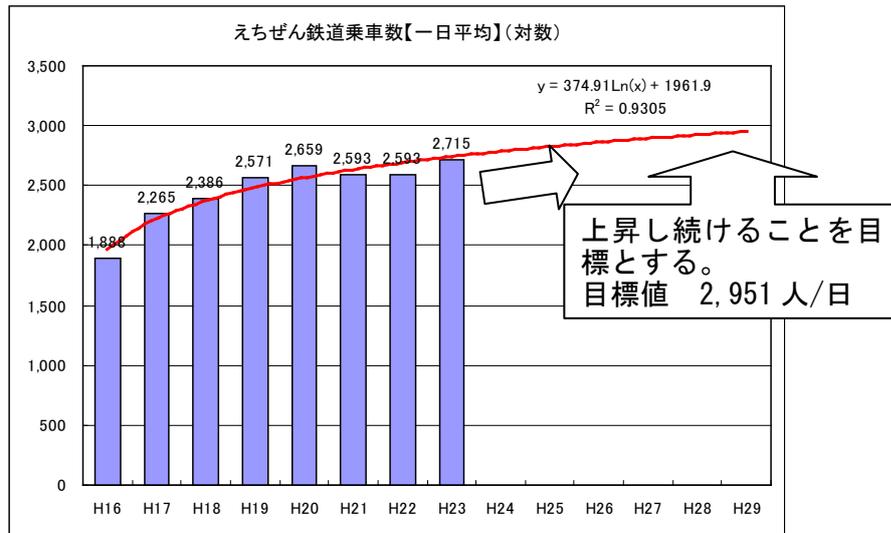


JR：平成16年の福井豪雨に伴う越美北線の運転休止後、平成19年に運転再開したが乗車数は減少し続け、近年は9,500人前後で推移している。これに、北陸新幹線金沢開業による鉄道流動は、現行の886千人から940千人に54千人（148人/日）増加（※1）と推計されている。このことから目標値は平成24年度の9,542人/日に148人/日を加えた9,690人/日とする。

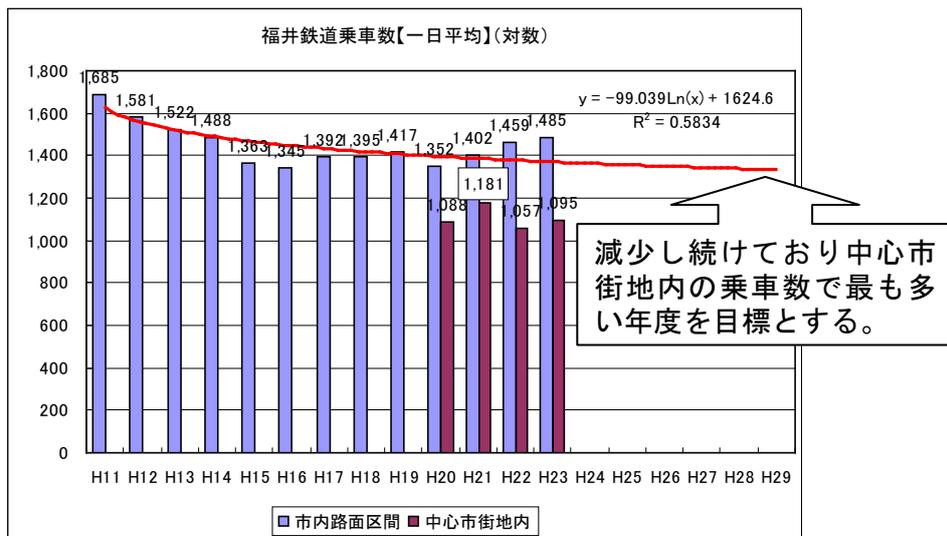


※1：福井県新高速交通ネットワーク活用・対策プラン（H24.3）

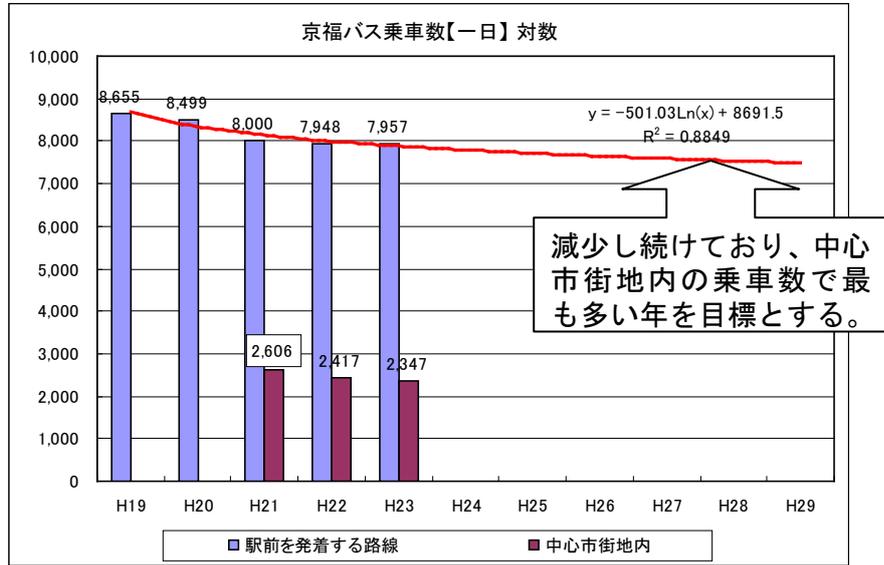
えちぜん鉄道：えちぜん鉄道が開業した平成16年度以後の実績から、上昇のトレンドを確保し続けることを目標とし、目標値は2,951人/日とする。



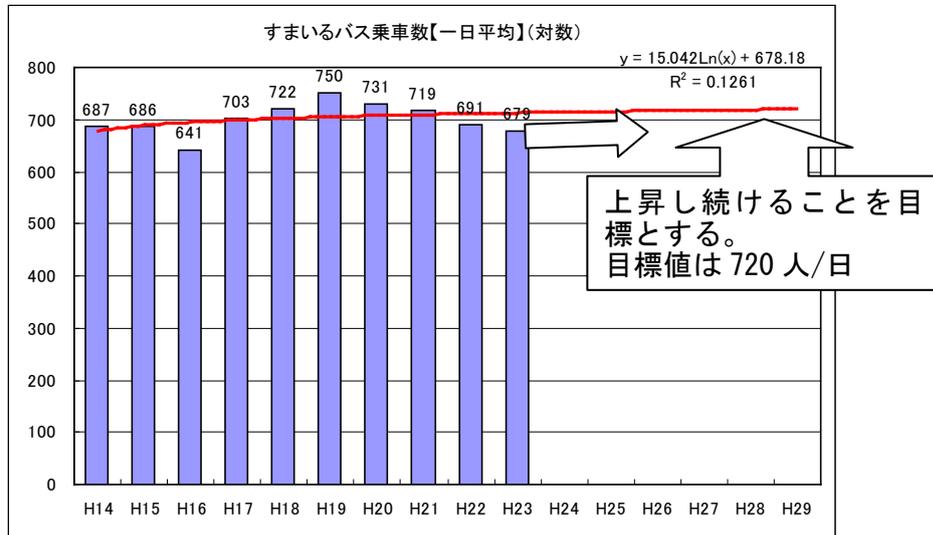
福井鉄道：減少傾向にあることから、目標値は中心市街地内の停留所の乗車数が最も多い年度（平成21年度）の1,181人/日とする。



京福バス: 減少し続けており、平成 23 年には 7,957 人/日となり、平成 19 年の 8,655 人/日より 698 人/日少なく、92%の水準となっている。
 このままの推移で減少すると、平成 29 年には 7,500 人/日程度まで減少すると予測される。そこで、目標値は中心市街地内の乗車数が把握できる最も多い年（平成 21 年）の 2,606 人/日とする。



すまいるバス: 乗車数は近年減少傾向にあるものの、4路線での運行体制となった平成 14 年度以降の実績から平成 29 年度を予測すると、増加傾向を示すので目標値は 720 人/日とする。



※すまいるバスに関しては、全乗車数の半分が中心市街地エリア内で乗車すると考える。

・各公共交通機関乗車数の目標値は、下記のとおりとする。

	基準値 (H23)	目標値 (H29)	目標値/基準値
①JR	9,542	9,690	1.02倍
②えちぜん鉄道	2,715	2,951	1.09倍
③福井鉄道	1,095	1,181	1.08倍
④京福バス	2,347	2,606	1.11倍
⑤すまいるバス	679	720	1.06倍

●目標達成のための事業

事業1 福井駅西口中央地区都市機能集約事業（新規）：事業効果 34 人

【事業概要】

事業主体：福井市、面積：約 0.2ha、整備内容：プラネタリウムなど

【事業効果】

$2,100 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※}1) \times 0.2\text{ha} (\text{※}2) \div 2 \times (10.7\% (\text{鉄道分担率}\text{※}3) + 5.6\% (\text{路線バス分担率}\text{※}3))$

= 34 人

※1：事務所施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所 中心市街地への交通手段

事業2（仮称）福井駅西口中央地区市有施設等整備事業（継続）：事業効果 249 人

【事業概要】

事業主体：福井市、面積：ボランティアセンターなど 0.65ha、屋根付き広場 0.16ha、整備内容：総合ボランティアセンター、屋根付き広場など

【事業効果】

ボランティアセンターなど：事業効果 111 人

$2,100 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※}1) \times 0.65\text{ha} (\text{※}2) \div 2 \times (10.7\% (\text{鉄道分担率}\text{※}3) + 5.6\% (\text{路線バス分担率}\text{※}3))$

= 111 人

※1：事務所施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所 中心市街地への交通手段

屋根付き広場：事業効果 138 人

$10,600 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※}1) \times 0.16\text{ha} (\text{※}2) \div 2 \times (10.7\% (\text{鉄道分担率}\text{※}3) + 5.6\% (\text{路線バス分担率}\text{※}3))$

= 138 人

※1：商業施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所 中心市街地への交通手段

事業3 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業（継続）：事業効果 202 人

【事業概要】

事業主体：福井駅西口中央地区市街地再開発組合、面積：約 1.23ha、整備内容：商業・業務施設、住宅、公共公益施設、駐車場ほか

【事業効果】

商業施設：事業効果 151 人

$10,600 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※1}) \times (0.33\text{ha} (\text{※2}) - 0.155\text{ha} (\text{※3})) \div 2 \times (10.7\% (\text{鉄道分担率}\text{※4}) + 5.6\% (\text{路線バス分担率}\text{※4}))$

= 151 人

※1：商業施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：既存施設面積（ha）

※4：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所 中心市街地への交通手段

住宅：事業効果 51 人

$700 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※1}) \times 0.9\text{ha} (\text{※2}) \div 2 \times (10.7\% (\text{鉄道分担率}\text{※3}) + 5.6\% (\text{路線バス分担率}\text{※3}))$

= 51 人

※1：住宅施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所 中心市街地への交通手段

事業4 （仮称）福井にぎわい交流拠点整備事業（福井駅西口中央地区暮らし・にぎわい再生事業）（継続）：事業効果 34 人

【事業概要】

事業主体：福井市、面積：約 0.2ha、整備内容：多目的ホール

【事業効果】

$2,100 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※1}) \times 0.2\text{ha} (\text{※2}) \div 2 \times (10.7\% (\text{鉄道分担率}\text{※3}) + 5.6\% (\text{路線バス分担率}\text{※3}))$

= 34 人

※1：事務所施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所 中心市街地への交通手段

事業5 その他の商業活性化事業などの取組による効果：事業効果 67 人

【事業概要】

イベント開催の促進、ハードを含めた景観整備、コミュニティバスの利用促進など商業活性化の取組を実施し、にぎわい軸を中心に魅力の向上を図る。この相乗効果として、来街者の 10%増を見込む。

【事業効果】

519 人/日 (※1) ×10%+922 人/日 (※2) ×10%× (10.7% (鉄道分担率※3) + 5.6% (路線バス分担率※3))
= 67 人

※1：西口再開発関連（事業1～4）で公共交通機関を利用した来街者

※2：自転車駐輪場の整備 622 人（本事業で整備予定の駐輪台数は 1,000 台である。現在えきまえKOOCANの駐輪台数は 378 台なので、その差分。）+中心市街地チャレンジ開業支援 300 人（12 件/年×5 年間×50%×10 人/店）

※3：福井市中心市街地活性化に関する意識調査（平成 24 年度 福井商工会議所）中心市街地への交通手段

事業6 交通結節機能の強化による乗車数の増加：事業効果 251 人

【事業概要】

土地区画整理事業により福井駅西口広場にバス停の設置、路面電車の延伸を行うことにより交通結節機能の強化を図る。

【事業効果】

・路面電車の乗車数増加：事業効果 101 人

562 人/日 (※1) ×17.9% (※2) = 101 人

※1：福井鉄道福井駅前乗車数（平成 23 年度）

※2：路面電車のターミナル駅への延伸による他事例の増加率の平均

・路線バスの乗車数増加：事業効果 150 人

2,347 人/日 (※3) ×6.4% (※4) = 150 人

※3：京福路線バス中心市街地内バス停一日乗車数（平成 23 年）

※4：岐阜駅北口駅前広場内にバス乗降場を整備したことによる効果。バス年間利用者数 16,625 千人/年→17,692 千人/年に 6.4%増加。

事業7 LRV導入による乗車数の増加：事業効果 34 人

【事業概要】

福井鉄道が LRV 車両の導入を行う。

【事業効果】

LRV 車両の導入による乗車数増加：事業効果 34 人

(2,715 人/日 (※1) +1,095 人/日 (※2)) ×0.9% (※3) = 34 人

※1：えちぜん鉄道中心市街地内駅一日平均乗車数（平成 23 年度）

※2：福井鉄道中心市街地内駅一日平均乗車数（平成 23 年度）

※3：福井鉄道に低床車両導入（H18.4）により、市内路面区間の乗車数が 1,392 人/日（H17 年）→1,405 人/日（平成 18～23 年度の 5 年間平均乗車数）に 0.9% 増加。

まとめ

事業	事業効果
福井駅西口中央地区都市機能集約事業	34人
(仮称) 福井駅西口中央地区市有施設等整備事業	249人
福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業	202人
(仮称) 福井にぎわい交流拠点整備事業	34人
その他の商業活性化事業などの取組による効果	67人
交通結節機能の強化による増加	251人
LRVの導入による効果	34人
合計	871人

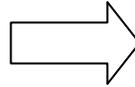
16,378人(H23) + 871人(事業効果) = 17,249人 > 17,150人(目標値) であり達成可能である。

目標指標：観光案内所利用者数

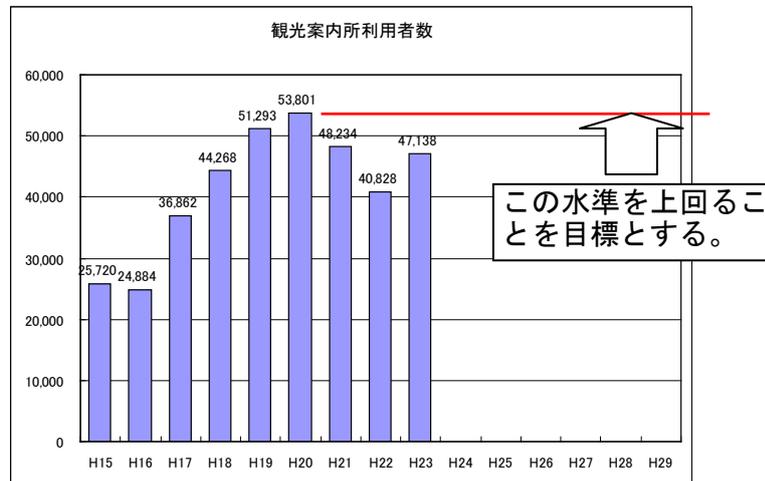
対象施設：福井駅周辺の観光案内所

目標値：最も利用者が多かった平成20年度の水準を目指す。

《基準値》
H23 47,138 人/年



《目標値》
H29 54,000 人/年



●目標達成のための事業

事業1 (仮称) 福井駅西口中央地区市有施設等整備事業(継続)

: 事業効果 22,626 人

【事業概要】

現在福井駅構内に設置されている観光案内所を西口再開発ビルに移転整備する。

面積：約 100 m²

【事業効果】

47,138 人/年 (※1) × 48% (※2) = 22,626 人

※1：平成23年度の利用者数

※2：平成17年度に現在の観光案内所が開設されたことによる利用者の増加率

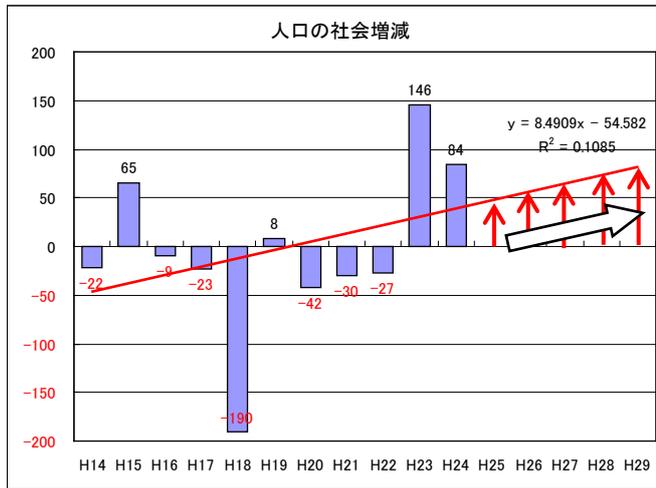
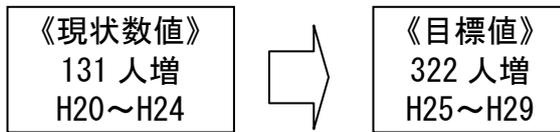
まとめ

47,138 人 (H23) + 22,626 人 (事業効果) = 69,764 人 > 54,000 人 (目標値)
であり達成可能である。

目標② 暮らす人を増やす

目標指標：人口の社会増減数

目標値：人口の社会増加を維持することであり、計画期間終了時(平成 29 年)まで推計される社会増を確保するよう今後 5 年間で 322 人増を目指す。



社会増の右肩上がりの傾向を維持することを目標とする。

●目標達成のための事業

事業 1 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業：事業効果 205 人

【事業概要】

事業主体：福井駅西口中央地区市街地再開発組合、面積：約 1.23ha、整備内容：商業・業務施設、住宅、公共公益施設、駐車場ほか

【事業効果】

住宅戸数 90 戸 × 2.28 人/戸 (※1) = 205 人

※1：中心市街地内の世帯あたり人員 (平成 24 年)

事業 2 (仮称) 福井市まちなか住まい支援事業：事業効果 189 人

【事業概要】

まちなかへの居住を促進するため、戸建て住宅のリフォームや二世帯型戸建て住宅の建設などを補助

【事業効果】

住宅戸数 83 戸 (※1) × 2.28 人/戸 (※2) = 189 人

※1：都心居住推進プランによる本事業の支援目標戸数

※2：中心市街地内の世帯あたり人員 (平成 24 年)

まとめ

事業	事業効果
福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業	205 人
(仮称) 福井市まちなか住まい支援事業	189 人
合計	394 人

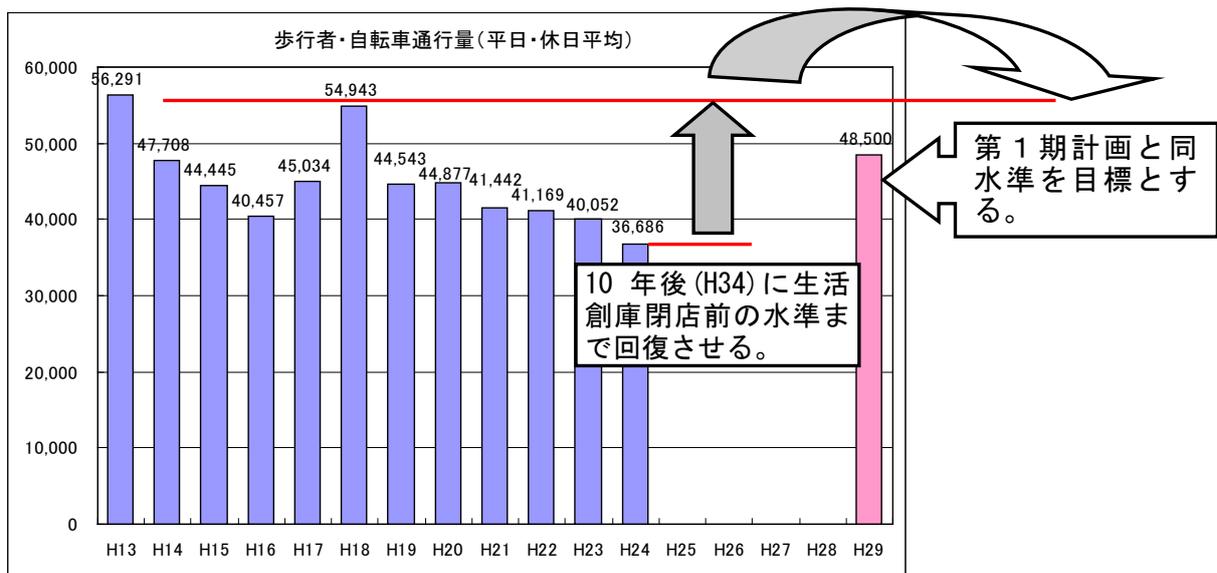
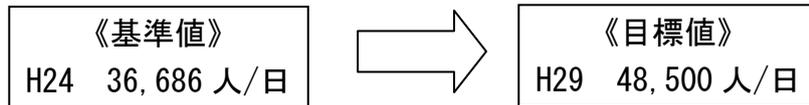
394 人 (事業効果) > 322 人 (目標値) であり達成可能である。

目標③ 遊ぶ人を増やす

目標指標：歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）

測定地点：中心市街地内の 10 地点、測定時期 7 月と 10 月

目標値：第 1 期計画では 10 年後（H35）年に生活創庫閉店（H14）前の水準まで回復させることを目標とし、休日の歩行者・自転車通行量として 52,500 人/日を目標としている。今計画でも平日・休日の平均に換算して、同じ目標値まで回復させることを目標とする。（48,500 人/日）



【算出根拠】

第 1 期計画期間中の平成 19 年度から平成 24 年度における 7 月の歩行者・自転車通行量の休日/平日比は 1.18（H19：1.54、H20：1.22、H21：1.15、H22：1.14、H23：1.00、H24：1.05）である。

この比から、平日の目標値を求めると、

$$52,500 \div 1.18 = 44,492 \text{ 人/日}$$

となる。したがって、平日・休日の平均の目標値は

$$(52,500 + 44,492) \div 2 = 48,496 \rightarrow 48,500$$

となるので、48,500 人/日を目標とする。

●目標達成のための事業

事業 1 福井駅西口中央地区都市機能集約事業（新規）：事業効果 441 人

【事業概要】

事業主体：福井市、面積：約 0.2ha、整備内容：プラネタリウムなど

【事業効果】

$$2,100 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\ast 1) \times 0.2 \text{ ha} (\ast 2) \div 2 \times 2.1 (\ast 3)$$

= 441 人

※1：事務所施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、中心市街地への来街者 376 人は調査地点を 776 回通過しており、平均 2.1 回カウントされている。

事業 2 （仮称）福井駅西口中央地区市有施設等整備事業（継続）：事業効果 3,214 人

【事業概要】

事業主体：福井市、面積：ボランティアセンターなど 0.65ha、屋根付き広場 0.16ha、整備内容：総合ボランティアセンター、屋根付き広場など

【事業効果】

ボランティアセンターなど：事業効果 1,433 人

2,100 人 TE/ha・日（※1）×0.65ha（※2）÷2×2.1（※3）

= 1,433 人

※1：事務所施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、中心市街地への来街者 376 人は調査地点を 776 回通過しており、平均 2.1 回カウントされている。

屋根付き広場：事業効果 1,781 人

10,600 人 TE/ha・日（※1）×0.16ha（※2）÷2×2.1（※3）

= 1,781 人

※1：商業施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、中心市街地への来街者 376 人は調査地点を 776 回通過しており、平均 2.1 回カウントされている。

事業 3 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業（継続）：事業効果 1,948 人

【事業概要】

事業主体：福井駅西口中央地区市街地再開発組合、面積：約 1.23ha（うち、商業施設 0.33ha）、整備内容：商業・業務施設、住宅、公共公益施設、駐車場ほか

【事業効果】

10,600 人 TE/ha・日（※1）×（0.33ha（※2）－0.155ha（※3））÷2×2.1（※4）

= 1,948 人

※1：商業施設発生集中原単位（大規模開発地区関連交通計画マニュアル（国土交通省 2007 改訂版））

※2：施設面積（ha）

※3：既存施設面積（ha）

※4：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、中心市街地への来街者 376 人は調査地点を 776 回通過しており、平均 2.1 回カウントされている。

事業4 (仮称) 福井にぎわい交流拠点整備事業 (福井駅西口中央地区暮らし・にぎわい再生事業) (継続) : 事業効果 441 人

【事業概要】

事業主体 : 福井市、面積 : 約 0.2ha、整備内容 : 多目的ホール

【事業効果】

$$2,100 \text{ 人 TE/ha} \cdot \text{日} (\text{※1}) \times 0.2\text{ha} (\text{※2}) \div 2 \times 2.1 (\text{※3}) \\ = 441 \text{ 人}$$

※1 : 事務所施設発生集中原単位 (大規模開発地区関連交通計画マニュアル (国土交通省 2007 改訂版))

※2 : 施設面積 (ha)

※3 : 平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、中心市街地への来街者 376 人は調査地点を 776 回通過しており、平均 2.1 回カウントされている。

事業5 JR 福井駅南側自転車駐輪場整備事業 (継続) : 事業効果 1,804 人

【事業概要】

事業主体 : 福井市、事業内容 : JR 福井駅南側に駐輪場を整備

【事業効果】

$$622 \text{ 人} (\text{※1}) \times 2.9 (\text{※2}) = 1,804 \text{ 人}$$

※1 : 本事業で整備予定の駐輪台数は 1,000 台である。現在えきまえKOOCANの駐輪台数は 378 台なので、その差が歩行者・自転車通行量に加算される。

※2 : 平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、福井駅周辺の自転車での来街者 30 人は調査地点を 87 回通過しており、平均 2.9 回カウントされている。

事業6 中心市街地チャレンジ開業支援事業 (新規) : 事業効果 630 人

【事業概要】

事業主体 : 民間事業者、支援 : 福井県・福井市、事業内容 : 空き店舗への出店者に開業経費などを支援

【事業効果】

$$12 \text{ 件/年} (\text{※1}) \times 5 \text{ 年間} \times 50\% (\text{※2}) \times 10 \text{ 人/店} (\text{※3}) \times 2.1 (\text{※4}) = 630 \text{ 人}$$

※1 : 当該事業での年間支援件数

※2 : 平成 18~21 年度まで開業支援を行なった店舗の現時点における開業率

※3 : 開業支援を行なっている店舗の平均来店者数

※4 : 平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、中心市街地への来街者 376 人は調査地点を 776 回通過しており、平均 2.1 回カウントされている。

事業 7 居住者増分：事業効果 1,383 人

【事業効果】

394 人 (※1) × 1.003 (※2) × 3.5 (※3) = 1,383 人

※1：目標 2 の事業による居住者増分

※2：パーソントリップ調査による帰宅トリップ数 (平均的な外出回数)

※3：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、徒歩での来街者 13 人は調査地点を 45 回通過しており、平均 3.5 回カウントされている。

事業 8 交通結節機能の強化により公共交通利用者が増加し、来街者が増加

：事業効果 1,079 人

【事業効果】

交通結節機能の強化による事業により増加する公共交通機関などの利用者が中心市街地内を回遊するものと想定する。

251 人 (※1) × 4.3 (※2) = 1,079 人

※1：交通結節機能の強化により増加する公共交通機関などの利用者数

※2：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、公共交通機関を利用した来街者 59 人は調査地点を 251 回通過しており、平均 4.3 回カウントされている。

事業 9 LRVの導入により公共交通利用者が増加し、来街者が増加

：事業効果 146 人

【事業効果】

LRVの導入により増加する公共交通機関などの利用者が中心市街地内を回遊するものと想定する。

34 人 (※1) × 4.3 (※2) = 146 人

※1：交通結節機能の強化により増加する公共交通機関などの利用者数

※2：平成 21 年度に実施した福井駅周辺動態調査によると、公共交通機関を利用した来街者 59 人は調査地点を 251 回通過しており、平均 4.3 回カウントされている。

事業 10 その他の商業活性化などの取組による効果：事業効果 1,109 人

【事業効果】

11,086 人 (※1) × 10% (※2) = 1,109 人

※1：歩行者・自転車通行量増加に向けた事業合計

※2：イベント開催の促進、ハードを含めた景観整備、響きのホールやAOS SAの利用促進など商業活性化などの取組を実施し、にぎわい軸を中心に魅力の向上を図ることにより、相乗効果として目標 3 の増加分の 10% 増を見込む。

まとめ

事業	事業効果
福井駅西口中央地区都市機能集約事業	441人
(仮称) 福井駅西口中央地区市有施設等整備事業	3,214人
福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業	1,948人
(仮称) 福井にぎわい交流拠点整備事業	441人
JR福井駅南側自転車駐輪場整備事業	1,804人
中心市街地チャレンジ開業支援事業	630人
居住者増分	1,383人
交通結節機能の強化による来街者の増加	1,079人
LRVの導入による来街者の増加	146人
その他の商業活性化事業などの取組による効果	1,109人
合計	12,195人

36,686人(H24) + 12,195人(事業効果) = 48,881人 > 48,500人(目標値)
であり達成可能である。

(3) フォローアップ

それぞれの目標指標については、適宜、以下の方法により市と中心市街地活性化協議会が連携を図りながら数値を把握する。

事業の進捗状況及び数値目標の達成状況については、計画期間の中間年にあたる平成27年度末に福井市中心市街地活性化協議会に報告し、必要に応じて目標達成への措置を講ずるものとする。

目標① 出会う人を増やす

◆公共交通機関乗車数（一日平均）

中心市街地内に乗り入れている各公共交通機関などが毎年公表する乗車人員などを把握し、数値目標の達成状況を確認する。具体的には、JR福井駅、えちぜん鉄道福井駅及び新福井駅、福井鉄道市役所前駅及び福井駅前駅、すまいるバス、京福バスの中心市街地エリア内のバス停の各乗車人員を把握し、数値目標の達成状況を確認する。

◆観光案内所利用者数

JR福井駅周辺にある観光案内所の利用者数を把握し、数値目標の達成状況を確認する。

目標② 暮らす人を増やす

◆人口の社会増減数

市が毎月更新し、公表している住民基本台帳に基づく人口（基準日10月1日）により数値目標の達成状況を確認する。

目標③ 遊ぶ人を増やす

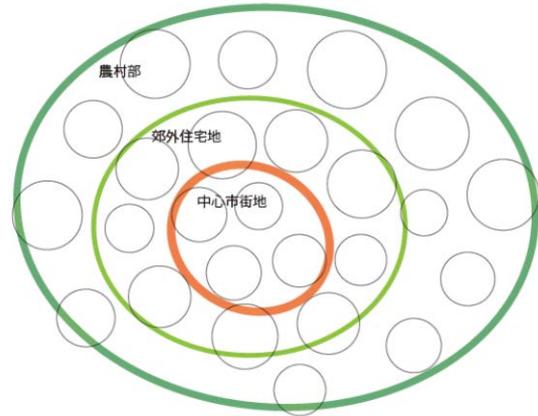
◆歩行者・自転車通行量（休日・平日平均）

毎年2回（7月及び10月の平日・休日）実施する歩行者・自転車通行量調査により、歩行者・自転車通行量を把握し、数値目標の達成状況を確認する。

【参考】 中心市街地の活性化に向けた考え方（都市計画家西郷真理子氏講演会資料より）

・ マネジメントの単位

中心市街地の活性化を推進するマネジメントの単位は、人が帰属意識を持てる地域単位を基本に捉える。たとえば、中心市街地、小学校区、町内会、農村集落などである。



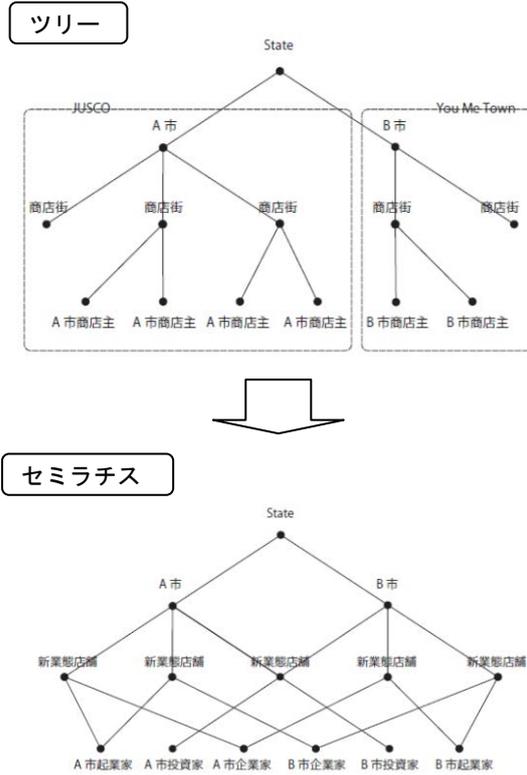
エリアマネジメントの単位のイメージ

・ ツリー構造からセミラチス構造へ

中心市街地の再生に向けて、地域の連携を強化する。「国→県→市→コミュニティ」というツリー構造から地域コミュニティ相互が協力しあうセミラチス（ネットワーク型）構造へと転換を図る。

セミラチス構造は、地域同士が連携し、連携によって相互に補完しあう。

目指すところは、外部に依存しない、自立する、持続可能な中心市街地の再生である。そのため、各地域で成功している起業家が連携する。地域間でノウハウを交換しながら、地域の産品と文化に基づいた事業を展開する。



4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

【現状】

- ・北陸新幹線の福井延伸を見据え、東西市街地の一体化を目指した連続立体交差事業や土地区画整理事業など長期的な視点に立った大規模な市街地の改造に取り組んでいる。平成17年の新JR福井駅開業と同時にオープンした食料品スーパーや土産物、飲食店などが入った駅に併設するプリズム福井や、平成19年4月にJR福井駅に隣接する再開発ビルAOSSAのオープンなど、徐々に県都の玄関口が生まれ変わってきている。
- ・このような状況の中で、平成19年11月に「福井市中心市街地活性化基本計画」の認定を受け、中心市街地の活性化に取り組んできた。
- ・その結果、平成21年5月に福井駅西口・東口交通広場が暫定整備され、西口広場には自家用車やタクシーの乗降場、東口広場には高速バスやタクシー、自家用車の乗降場と短時間駐車場が整備されるなど、交通結節機能の強化に向けた取組により、JRや高速バスなどの乗継が便利になり、周辺の景観も一新した。

【市街地の整備改善に関する必要性】

- ・東西市街地の一体化を目指した事業に取り組んでいるものの、えちぜん鉄道が高架化されていないため東西市街地の一体化が十分に図られていない状況であり、確実に事業を進めていく必要がある。
- ・JR福井駅の西口広場が未整備であり、JR福井駅を中心とした交通結節機能の更なる強化が求められている。
- ・誰もが来街しやすい環境を形成していくために、道路環境の向上を図っていく必要がある。
- ・道路空間と沿道空間が一体となった景観の維持向上など、回遊を促す取組が必要である。
- ・福井の魅力を感じられる空間形成を進めていく必要がある。

【市街地の整備改善に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・土地区画整理事業やえちぜん鉄道の高架化など都市基盤整備の着実な実施
- ・市街地再開発事業などによる都市拠点施設の整備
- ・道路の高質化
- ・道路空間と沿道空間が一体となった景観整備による回遊性の向上
- ・福井城址を中心に、中央公園周辺を歴史を生かした空間として整備

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 1. 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業</p> <p>●事業内容 周辺地区との連携機能、駅前広場の補完機能、まちなか居住機能などの整備を市街地再開発事業で実施</p> <p>●実施時期 H19年度～H27年度</p>	<p>福井駅西口中央地区市街地再開発組合</p>	<p>【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「賑わい交流の拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図る。</p> <p>【必要性】 交通結節機能の充実や都市機能の集中的配置、シンボル性のある景観の創出を図るなど、集客力のある拠点施設として整備することから、出会う人や遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）</p> <p>●実施時期 H19年度～ H27年度</p>	
<p>●事業名 2. JR福井駅南側自転車駐車場整備事業</p> <p>●事業内容 JR福井駅の南側に自転車駐車場を整備</p> <p>●実施時期 H22年度～H26年度</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 放置自転車のない快適な歩行空間を創出することにより回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 放置自転車のない歩きやすい環境を整えることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H22年度～ H26年度</p>	
<p>●事業名 3. 公共サイン設置事業</p> <p>●事業内容 歩行者などの案内サイン設置</p> <p>●実施時期 H26年度～</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 分かりやすい案内サインを設置することにより回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 まちなかを回遊しやすい環境を整えることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H26年度 (2期) H27年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 4. 福井城址周辺整備事業</p> <p>●事業内容 中央公園や城址周辺の道路などの環境整備</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 地区の歴史・文化を活かし、緑に満ち溢れた居心地の良い場として中央公園や城址周辺の道路を再整備することで、地区の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 地区の歴史・文化や自然が感じられる環境を整えることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H25年度～ H26年度 (2期) H27年度～ H31年度</p>	
<p>●事業名 5. 日之出公園整備事業</p> <p>●事業内容 土地区画整理事業区域における街区公園の整備</p> <p>●実施時期 H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 まちなか回遊の拠点となる公園を整備することにより、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 回遊しやすい環境を整えることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H29年度</p>	
<p>●事業名 6. 福井駅西口中央地区市有施設等整備事業</p> <p>●事業内容 再開発ビルにおけるボランティアセンター、観光関連施設、屋根付き広場などの整備</p> <p>●実施時期 H24年度～H26年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「賑わい交流の拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図る。</p> <p>【必要性】 交通結節機能の充実や都市機能の集中的配置、シンボル性のある景観の創出を図るなど、集客力のある拠点施設として整備することから、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H24年度～ H26年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 7. 駅前広場空間デザイン整備事業</p> <p>●事業内容 西口・東口駅前広場におけるシェルターの設置及び緑化</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 西口・東口駅前広場の歩行環境をグレードアップすることにより、目的地への移動の円滑化を図る。</p> <p>【必要性】 歩行環境の充実を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H25年度～ H26年度 (2期) H27年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 8. 駅周辺道路整備事業</p> <p>●事業内容 土地区画整理区域における区画道路の整備</p> <p>●実施時期 H26年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 新たに生み出された都市空間の道路環境を整備することにより、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 回遊しやすい環境を整えることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H26年度 (2期) H27年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 9. 福井駅西口中央地区都市機能集約事業</p> <p>●事業内容 再開発ビルにおけるプラネタリウム（ドームシアター）や展示スペースの整備</p> <p>●実施時期 H24年度～H27年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 多様な都市機能を集約し、再開発ビル全体が魅力的な情報を広く内外に発信することにより、中心市街地のみならず、市全体の活性化に貢献する。</p> <p>【必要性】 都市機能の集中的配置により集客力のある拠点施設として整備することから、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業及び暮らし・にぎわい再生事業と一体となった効果促進事業）</p> <p>●実施時期 H24年度～ H27年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 13. 中心市街地分散型自転車駐車場整備事業</p> <p>●事業内容 中央1丁目内の空地や空き店舗等を活用した自転車駐車場を整備</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 路上駐輪のない快適な歩行空間を創出することにより回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 路上駐輪のない歩きやすい環境を整えることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H27年度～ H31年度</p>	
<p>●事業名 89. まちなか回遊整備事業</p> <p>●事業内容 西口再開発ビルから商店街、百貨店への回遊性を高める歩行者専用道路の整備</p> <p>●実施時期 H26年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 まちなかの回遊性を高めることで、まちなかを歩きながら楽しむ人を増やし、まちの賑わい創出を図る。</p> <p>【必要性】 歩行環境の充実を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H26年度 (2期) H27年度～ H28年度</p>	都市再生整備計画事業(福井中心市街地地区)における道路(歩行者専用道路)

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 10. 福井駅付近連続立体交差事業</p> <p>●事業内容 鉄道により分断されている中心市街地の状況を改善するための鉄道の高架化</p> <p>●実施時期 H4年度～H30年度</p>	福井県	<p>【位置付け】 J R北陸線とえちぜん鉄道により東西に分断されている中心市街地において、東西交通の円滑化や東西市街地の均衡ある発展を図るため、鉄道の高架化や関連道路の整備を行う。</p> <p>【必要性】 鉄道の高架化や関連道路の整備によって東西交通の円滑化を図ることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（道路事業（街路））</p> <p>●実施時期 H4年度～ H30年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 11. 福井駅周辺土地 区画整理事業</p> <p>●事業内容 東口都心環状線・福 井駅北通り線・北の 庄線など道路整備と 西口広場、東口広場、 自由通路などの整備</p> <p>●実施時期 H3 年度～H30 年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 鉄道による市街地の分断を解 消し、東西一体となった都市整 備をすることにより、駅周辺の 効率的な土地利用や、交通渋滞 の解消、駅前広場整備による交 通結節機能強化を図る。</p> <p>【必要性】 鉄道の高架化と併せて、効率的 な土地利用や駅前広場の整備 による交通結節機能の強化を 図ることは、出会う人を増やす ことを目標とする中心市街地 の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整 備総合交付 金（道路事 業（区画））</p> <p>●実施時期 H3 年度～ H30 年度</p>	
<p>●事業名 95. (仮称)福井市中 央1丁目10番地地区 優良建築物等整備事 業</p> <p>●事業内容 延床面積：約 9,000 ㎡ 構造：階数：RC 造・ 鉄骨造、地上 10 階、 地下 1 階 用途：商業施設、宿 泊施設、駐車場</p> <p>●実施時期 H27 年度～H29 年度</p>	(仮称)福 井市中央 1丁目10 番地再開 発協議会	<p>【位置付け】 中心市街地において、細分化さ れ有効活用されていない土地 の共同化・高度利用を図ること によって、市街地環境の整備改 善及び中心市街地の賑わい創 出につなげていく。</p> <p>【必要性】 都市機能の集中的配置により 魅力ある生活の環境を充実させ、暮らす人を増やすことを目 標とする中心市街地の活性化 に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整 備総合交付 金（優良建 築物等整備 事業）</p> <p>●実施時期 H27 年度～ H29 年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 12. 市道日之出志比 口線整備事業</p> <p>●事業内容 日之出志比口線の歩 道のバリアフリー化 及び消雪施設の整備</p> <p>●実施時期 H24 年度～H25 年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 東口都心環状線を補完して本 市の中心市街地を南北に縦貫 する重要幹線において、円滑で 安全な歩行環境を確保する。</p> <p>【必要性】 医療施設、小学校、保育園など の文教施設などが多く立地し ている路線であり、安全な通行 を確保することは、暮らす人を 増やすことを目標とする中心 市街地の活性化に必要な事業 である。</p>	<p>●支援措置 地域再生基 盤強化交付 金（道整備 交付金）</p> <p>●実施時期 H24 年度～ H25 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 14. 緑と花のふるさとづくり事業</p> <p>●事業内容 駅西・駅東広場へのフラワータワー、フラワーカーペットの設置</p> <p>●実施時期 H24年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 緑や花を愛する機運を醸成するとともに、美しいふるさとの創出を図る。</p> <p>【必要性】 美しい景観を創出することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 15. 花いっぱい運動推進事業</p> <p>●事業内容 駅前広場へのプランター設置、足羽川河川敷をコスモスで修景</p> <p>●実施時期 H24年度～H26年度</p>	福井県	<p>【位置付け】 花づくり活動の輪を県全域に広げるため、県都の玄関口を花で修景し、県民と来県者を花で歓迎する機運を高める。</p> <p>【必要性】 美しい景観を創出することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 16. お堀の灯り設置事業</p> <p>●事業内容 お堀のライトアップに合わせて多様なイベントを実施</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	お堀の灯り実行委員会	<p>【位置付け】 地区の歴史・文化を偲びながら市民参画によるまちづくりを推進することで、地区の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 地区の歴史・文化が感じられる機会を設けることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 誇りと夢・わがまち創造事業</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	
<p>●事業名 17. 順化地区融雪設備更新事業</p> <p>●事業内容 順化地区における融雪設備の更新</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 融雪設備を更新し、降雪時でも来訪者が長靴に履き替えずに歩けるようにすることにより、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 降雪時でも回遊しやすい環境を整えることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 90. 福井城山里口御門整備事業</p> <p>●事業内容 山里口御門の復元</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	福井県	<p>【位置付け】 福井城址において、山里口御門を復元することにより、まちなか観光資源の魅力向上を図る。</p> <p>【必要性】 県都の歴史を感じられる環境を整備することは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 91. 足羽川魅力向上事業</p> <p>●事業内容 足羽川における船着場の整備など</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	福井県	<p>【位置付け】 足羽川の水辺環境を整備することにより、憩い楽しめる魅力の高い空間の形成を図る。</p> <p>【必要性】 憩い楽しめる魅力の高い空間を整備することは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

5. 都市福利施設を整備する事業に関する事項

[1] 都市福利施設の整備の必要性

【現状】

- ・ 中心市街地では平成 16 年に響のホールが供用開始され、様々な文化活動の展開に寄与している。また、平成 19 年 4 月には A O S S A (図書館、県民ホール) がオープンし、中心市街地において文化機能の集積、賑わいの創出を図っている。
- ・ 商業、居住機能の集積が市街地周辺部で進んでおり、併せて病院や文化施設、スポーツ施設などの公共公益施設についても市街地周辺部での立地が見られる。
- ・ 養浩館や国際交流会館、郷土歴史博物館などの文化施設は、中心市街地周辺部に立地すると共に、歴史のみちで連絡されており、回遊性の向上や歴史が感じられる環境の向上に貢献している。
- ・ 中心市街地内では、「子ども一時預かりセンター」や「いきいき長寿よろず茶屋」が整備・運営され、子育て世代や高齢者が訪れやすい環境となりつつある。

【都市福利施設に関する必要性】

- ・ 都市福利施設の整備は、中心市街地における市民の文化活動の場としての受け皿となり、福井市全体の文化水準を高めていくとともに、中心市街地の賑わい創出につながることから、西口中央地区第一種市街地再開発事業により県都の玄関口にふさわしい広域交流機能の強化を図っていく必要がある。
- ・ 響のホール、A O S S A などの都市福利施設において、継続的に多様なイベントなどを行うことにより、施設の利用促進を図る必要がある。
- ・ にぎわい軸を中心に、広域的な集客機能、福井のイメージを伝える機能(福井の食やその他情報)、市民・県民の文化活動の場、その他公共公益的な機能などの集積を図っていく必要がある。
- ・ これまで市街地周辺部に立地してきた都市福利施設について、今後、建物の更新時には、中心市街地へ立地するように誘導するとともに、中心市街地に適地を創出し、多様な都市機能を集積する必要がある。
- ・ 中心市街地における文化の集積、賑わい創出をさらに高めるために、中心市街地周辺部に立地している施設などとの連携を図っていく必要がある。

【都市福利施設に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・ 文化機能（福井の食文化に触れる、市民活動の発表の場を充実するなど）の受け皿の整備
- ・ 子どもや高齢者の憩い・交流の場づくり
- ・ 歴史や文化に触れる機会づくり

【フォローアップの考え方】

- ・ 事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 18. (仮称)福井にぎわい交流拠点整備事業</p> <p>●事業内容 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と併せて県都の玄関口にふさわしい広域交流機能として福井の魅力を発信・創造するとともに、人々が交流するための多目的ホールなどの整備を暮らし・にぎわい再生事業で実施</p> <p>●実施時期 H21年度～H27年度</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「賑わい交流の拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図る。</p> <p>【必要性】 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業と併せてにぎわいと交流の核となる都市機能を同地区に配置することは、J R福井駅に隣接する要の位置にありながら空洞化が進行している同地区を再生させることになり、出会う人や遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（暮らし・にぎわい再生事業（西口中央地区））</p> <p>●実施時期 H21年度～ H27年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 19. 福井市夏休み子ども文化祭開催事業</p> <p>●事業内容 子どもが伝統文化に触れるためのイベントを開催</p> <p>●実施時期 H25 年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 文化遺産の担い手である子どもたちに対し、文化遺産の周知を図るとともに、自ら伝統文化を体験することにより文化振興を図る。</p> <p>【必要性】 参加したくなるイベントを開催することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 文化庁文化芸術振興費補助金</p> <p>●実施時期 H25 年度</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 20. N P O 支援センター運営事業</p> <p>●事業内容 市民活動の促進や協働の実現のためのセミナー及びパネル展を開催</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 市民、市民活動団体、事業者及び市が対等のパートナーとして協働するための、かつ市民活動を強力に促進するための拠点とする。市民(団体)が自主的な運営を行う。</p> <p>【必要性】 行政と市民活動団体が連携・協働するまちづくりが求められている。市民活動の促進や協働の実現のため、各種事業を開催することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 21. いきいき長寿「よろず茶屋」の運営</p> <p>●事業内容 順化公民館内に設置した高齢者の交流拠点を住民主体で運営</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 高齢者の憩いの場づくりを地域住民とともにすすめ、高齢者の生きがいを創出し、地域内のネットワークづくりを図る。</p> <p>【必要性】 高齢者の憩いの場を運営することにより、地域住民の居住環境を向上させることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 22. 歴史空間形成事業</p> <p>●事業内容 通りの名称変更や旧町名の復活事業</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 歴史が感じられる風格と奥行きのある都市をつくりだすため、歴史資源を保全・活用するなど、歴史を大切にした空間を形成する。</p> <p>【必要性】 地区の歴史が感じられる環境を整えることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 23. 童謡の日さわやかコンサート</p> <p>●事業内容 7月1日の童謡の日にちなみ、アオッサでコンサートを開催</p> <p>●実施時期 ～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 市民による文化事業を支援し、多様な文化活動の推進を図るとともに、中心市街地でコンサートを開催することで、より多くの市民に文化に触れる機会を提供する。</p> <p>【必要性】 参加したくなるイベントを開催することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 24. 郷土歴史博物館魅力向上事業</p> <p>●事業内容 ミュージアムグッズの充実やエントランスなどの整備</p> <p>●実施時期 H25 年度～H27 年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 オリジナルのミュージアムグッズの充実などにより、利用者と博物館のつながりを強めるとともに、福井のイメージアップを図る。</p> <p>【必要性】 「歴史のみち」沿いにある既存施設の機能強化を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 25. 暮らしと下水道展開催事業</p> <p>●事業内容 下水道の普及啓発、相談などのイベントを開催</p> <p>●実施時期 H23 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 生活に不可欠な下水道に関するイベントを中心市街地で行うことにより活性化を図る。</p> <p>【必要性】 参加したくなるイベントを開催することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 26. 出張！ボランティアセンター</p> <p>●事業内容 ボランティア活動の発表・体験・相談などのイベントを開催</p> <p>●実施時期 H21 年度～</p>	福井市社会福祉協議会	<p>【位置付け】 一定の集客が見込めるイベントを中心市街地で開催することにより活性化を図る。</p> <p>【必要性】 参加したくなるイベントを開催することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び 実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現す るための位置付け及び必要性	国以外の支 援措置の内 内容及び実施 時期	その他の 事項
<p>●事業名 27. 総合ボランティアセンター開設事業</p> <p>●事業内容 再開発ビルにおけるボランティアセンターの開設</p> <p>●実施時期 H21 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 ボランティア活動の支援などを行う拠点を整備することにより、ボランティア活動への関心や意欲を高める。</p> <p>【必要性】 活動の拠点を整備することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 28. 「食の拠点」整備事業</p> <p>●事業内容 J R 福井駅周辺における「食の拠点」の整備</p> <p>●実施時期 H26 年度～H29 年度</p>	福井市 福井県	<p>【位置付け】 J R 福井駅周辺に、おろしそば、地場の農産物及び海産物などを提供する「食の拠点」を整備することにより、福井の食文化を発信する。</p> <p>【必要性】 「食の拠点」を整備することは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

6. 公営住宅等を整備する事業、中心市街地共同住宅供給事業その他の住宅の供給のための事業及び当該事業と一体として行う居住環境の向上のための事業等に関する事項

[1] 街なか居住の推進の必要性

【現状】

- ・近年、中心市街地の人口は減少し続けていたものの、優良建築物等整備事業や福井市まちなか住まい支援事業などの効果により平成23年に人口増加に転じ、平成24年も増加するなど、まちなか居住の推進に向けた事業の一定の成果が表れている。
- ・一方、優良建築物等整備事業により250戸を超える住宅が供給されたものの、リーマンショック後の景気低迷の影響などにより成約率が上がらず、販売戸数が203戸にとどまっている。また、主要な事業の一つに位置づけられている「福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業」に遅れが生じている。
- ・中心市街地内に空き家・空き室や低未利用地が点在・増加している。

【まちなか居住推進の必要性】

- ・居住人口の維持・増加は、中心市街地における賑わい創出やコミュニティの維持の観点から必要であり、流出しているファミリー層などの若い世代が中心市街地に住み続けることができるような環境づくりが必要である。
- ・意識調査の結果から、中心市街地の住宅用地は郊外に比べて平均的に面積が小さいことから「駐車スペースを確保しにくい」「戸建住宅用地を確保しにくい」といった問題を抱えているため、その解消を図ることが必要である。

【まちなか居住に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・現在居住されている方の中心市街地内での住居の建て替え支援
- ・民間事業者による住宅供給促進のための支援（建設費の補助、市独自の補助制度の継続）
- ・新たに中心市街地に居住する方に対する支援
- ・居住環境の改善事業に対する支援
- ・空き家・空き室、低未利用地の解消に向けた取組（空き家情報バンクなど）

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 1. 福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業（再掲）</p> <p>●事業内容 周辺地区との連携機能、駅前広場の補完機能、まちなか居住機能などの整備を市街地再開発事業で実施</p> <p>●実施時期 H19年度～H27年度</p>	<p>福井駅西口中央地区市街地再開発組合</p>	<p>【位置付け】 県都の玄関口にふさわしい「賑わい交流の拠点」を形成していくことにより交流人口の増大を図る。</p> <p>【必要性】 交通結節機能の充実や都市機能の集中的配置、シンボル性のある景観の創出を図るなど、集客力のある拠点施設として整備することから、出会う人や遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（市街地再開発事業）</p> <p>●実施時期 H19年度～ H27年度</p>	
<p>●事業名 29. ビル等の熱環境改善対策助成事業</p> <p>●事業内容 建築物や駐車場における熱環境改善対策への助成</p> <p>●実施時期 H26年度～</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 ビル屋上や壁面などの緑化を進め、中心市街地の良好な景観の創出や、自然環境の向上を図る。また、建築・環境関連産業に携わる市内中小企業などの振興を図る。</p> <p>【必要性】 快適で潤いのある市街地空間を形成することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H26年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 30. 地域優良賃貸住宅整備事業</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、地域優良賃貸住宅(一般型・高齢者型)の整備補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 地域優良賃貸住宅(一般型・高齢者型)の整備補助により、良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 31. 共同住宅リフォーム補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、共同住宅リフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 共同住宅リフォーム補助により、良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 32. 戸建て住宅リフォーム補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、戸建て住宅リフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 戸建て住宅リフォーム補助により良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(地域住宅計画に基づく事業)</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 33. 二世帯型戸建て住宅建設等補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、二世帯型住宅の新築又は購入補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 二世帯型住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 34. 共同建て住宅建設補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、共同建て住宅の建設補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 共同建て住宅の建設を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 35. 職住近接住宅リフォーム補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、職住近接住宅のリフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 職住近接型リフォーム補助により良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 36. 小規模集合住宅建設補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、小規模集合住宅の建設補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 小規模集合住宅の建設補助により良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 37. 若年夫婦・子育て世帯家賃・駐車場料補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、若年夫婦・子育て世帯の家賃・駐車場料の補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 若年夫婦・子育て世帯の家賃・駐車場料の補助により居住を推進することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 38. マイホーム借上制度</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、マイホーム借上制度を行うことにより、住替を推進し、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 まちなかへの住替を促進することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 39. 空き家活用促進補助</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、空き家のリフォーム補助を行うことにより、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 空き家のリフォーム補助により、良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	
<p>●事業名 40. アドバイザー派遣</p> <p>●事業内容 まちなか地区(625ha)における良質な住宅の供給支援</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 都市計画マスタープランにおけるまちなか地区内で、建設などを検討する民間事業者に対して建築士などの専門家を派遣することにより、まちなかへの良質な住宅の供給を誘導し、まちなかの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 建築士などの専門家を派遣することにより、良質な住宅の供給を支援することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（地域住宅計画に基づく事業）</p> <p>●実施時期 H25年度～ H29年度</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 41. まちなか隣接土地購入支援事業</p> <p>●事業内容 住宅整備のための所有地隣地の土地購入にかかる資金の利子補給</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 住宅用スペースとしての隣接土地購入にかかる資金の利子を補給することで、中心市街地に新たに居住する人を増やす。</p> <p>【必要性】 中心市街地に居住しやすい補助制度を設けることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 42. 中心市街地活性化アドバイザー派遣事業</p> <p>●事業内容 安全で快適なまちづくりに寄与する団体などに対し、アドバイザーを派遣しまちづくり活動への支援を実施</p> <p>●実施時期 H18 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 安全で快適なまちづくりに寄与する団体などを対象にアドバイザーを派遣することにより自主的なまちづくり活動への支援を図る。</p> <p>【必要性】 自主的なまちづくり活動への支援を図り、安全で快適なまちづくりを促進することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 43. 福井空き家情報バンク</p> <p>●事業内容 HPにより空き家情報を提供し、既存ストックの有効活用により定住を促進</p> <p>●実施時期 H19 年度～</p>	福井市 福井県	<p>【位置付け】 県と市が連携し、市場化されていない空き家の掘り起こしのため空き家情報バンクを整備する。空き家情報を一元化することで、既存ストックの有効活用を図り定住促進を推進する。</p> <p>【必要性】 空き家情報を一元化し既存ストックの有効活用を図ることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 44. 中心市街地共同住宅誘導事業</p> <p>●事業内容 民間事業者による共同住宅開発整備を誘導</p> <p>●実施時期 H20 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 中心市街地において民間事業者が共同住宅を建設する際、基本計画の認定と連携した支援措置を活用することで、民間事業者の建設を誘導し、まちなかへの定住促進を図る。</p> <p>【必要性】 基本計画の認定と連携した支援措置を活用し、民間事業者の建設を誘導することは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

7. 中小小売商業高度化事業、特定商業施設等整備事業その他の商業の活性化のための事業及び措置に関する事項

[1] 商業の活性化の必要性

【現状】

- ・商業活性化策として、アーケード整備や無電柱化などによる来街者の回遊性の向上や、チャレンジショップ事業など空き店舗対策事業を実施している。
- ・響のホールやA O S S A、プリズム福井など拠点となる施設がオープンし、一時的に歩行者・自転車通行量が増加したものの、その効果は持続的ではない。
- ・空き店舗を活用した事業及びPR事業の実施によって意欲ある若者が新規出店しやすい環境が整ってきていると共に、空き店舗の解消に伴って商業の活性化・賑わいの創出に一定の効果を挙げている。
- ・商店街がタイアップするイベントが増加・継続しており、中心市街地の賑わい創出に貢献している。また、活性化事業が集中している歩行者・自転車通行量の一部の調査地点では通行量が増加している状況も見られる。
- ・中心市街地内で測定している10地点の歩行者・自転車通行量（平日・休日の平均）をみると、減少傾向となっている。

【商業の活性化の必要性】

- ・にぎわい軸上に位置付けられている、主要拠点施設の整備や機能向上、個店の魅力向上を図り、集客力を高めていく必要がある。
- ・にぎわい軸の集客効果を周辺部へ波及させるために、周辺の商業地への回遊性の向上、個店の魅力の向上を図っていく必要がある。
- ・昼間の景観の向上を図るとともに、夜間に来街する人の回遊性を高めるために、夜間の景観からの魅力向上を図っていく必要がある。
- ・来街者の増加を図るため、地域の特色を活かした新たな魅力の創出・PRを強化すると共に、訪れやすい環境を整える必要がある。
- ・効果的・効率的な活性化策を講じていくため、エリアマネジメントの視点に立った取組や組織の強化が必要である。
- ・中心市街地周辺部の足羽川、養浩館、郷土歴史博物館などの自然、歴史・文化機能との連携を図ることによって、中心市街地の回遊性の向上を図っていく必要がある。

【商業の活性化に関する事業展開】

現状及び必要性を踏まえ、以下の事業展開を図る。

- ・個店の魅力向上・出店機会の創出（出店者に対する経営支援、空き店舗対策、新規出店のための支援）
- ・商店街との連携強化（商店街などが連携して実施するイベント支援、商店街の情報発信など）
- ・回遊性の向上（アーケードの整備、イルミネーションの設置）
- ・昼夜の都市景観に配慮した規制、指導（建物、道路空間など）
- ・地域特有の新たな魅力の創出・発掘・PR
- ・まちづくり組織の強化
- ・中心市街地の現状や施策の検討、啓発活動などの強化

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 61. 福井“色”の玄関口整備事業</p> <p>●事業内容 再開発ビルにおける商業床の一体的かつ継続的な運営による、个性的で地域色豊かな商業施設の整備及び福井駅前南通り商店街に面した老朽化したアーケードの更新</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	<p>福井駅西口開発(株)</p>	<p>【位置付け】 再開発事業により再構築された商業床について、多方面から機能強化を図ることで、エリア活性化への波及効果を図るとともに、老朽化したアーケードを新たなものに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する</p> <p>【必要性】 福井駅西口再開発事業に併せ、魅力的な商業施設を整備することや、老朽化した既存のアーケードを更新し、アーケード本来の機能である快適な歩行空間を確保することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●措置内容 特定民間中心市街地経済活力向上事業計画の経済産業大臣認定</p> <p>●実施時期 H27 年度</p> <p>大規模小売店舗立地法の特例 H27 年度</p>	<p>商店街まちづくり事業 (中心市街地活性化事業)</p> <p>中心市街地における低利融資(企業活力強化貸付(企業活力強化資金))</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減</p>

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 45. 中心市街地文化活動推進事業</p> <p>●事業内容 まちなか文化施設響のホールを核として、中央1丁目地区で市民主導・参加型の文化イベントを支援</p> <p>●実施時期 H17年度～</p>	<p>福井市 まちづくり福井(株)</p>	<p>【位置付け】 響のホールを中心に、中心市街地ならではの文化・情報の集積と発信機能を活かし、市民主導・参加型の文化イベントを支援することによって、賑わいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地において市民主導・参加型の文化イベントを、中心市街地の文化活動の拠点として建てられた響のホールを活用して実施することで、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H17年度～</p>	
<p>●事業名 46. 賑わい創出事業</p> <p>●事業内容 商店街主催タイアップイベント及び市民活動などの支援</p> <p>●実施時期 H12年度～</p>	<p>福井市 まちづくり福井(株)</p>	<p>【位置付け】 イベントを通じ中心市街地に目を向けさせることで賑わいの創出を図る。 ※商店街主催タイアップイベント支援 やる気のある商店街が行うイベントに対して積極的に支援し、中心市街地で行われる地元主導型のイベントとする。</p> <p>【必要性】 意欲のある商店街及び団体によるイベントに対して支援することで、地元主導による地域的な特色のあるイベントを創出することができる。また、イベントによる非日常的な空間を演出し、市民などの意識を中心市街地に向けさせ賑わいの創出へとつなげていくことは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H12年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 47. 中心市街地チャレンジ開業支援事業</p> <p>●事業概要 空き店舗への出店者に対するの家賃や開業経費を補助</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	<p>まちづくり福井㈱</p>	<p>【位置付け】 J R 福井駅周辺の空き店舗を意欲のある若者に新規創業の促進を図る場として提供したり、空き店舗への出店者に家賃補助などを実施したりすることによって、商店街の空き店舗を減らし、商業の活性化と賑わいの創出を図る。</p> <p>【必要性】 商店街の連続性を図る空き店舗対策や個性のある起業家の育成を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	
<p>●事業名 48. フェニックスまつり</p> <p>●事業内容 戦災、震災からの復興祭として始まった地域のまつり。8月第1日曜日を中心として、J R 福井駅周辺、市営競輪場、足羽川河川敷などで開催</p> <p>●実施時期 S29年度～</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 市民、産業界、行政が一体となり、出会い、交流の場を創出していくことで誘客、観光資源としても活かしながら、中心市街地の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 戦災、震災からの復興祭として始まった市民に親しまれている夏まつりであり、市民の交流促進と賑わいの創出を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H16年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 49. 時代行列(ふくい春まつり事業)</p> <p>●事業内容 柴田勝家やお市の方など、福井の歴史を彩った武将たちや、中学・高校などの音楽隊による越前時代行列の実施 足羽河原の桜並木のもとステージ発表、屋台、フリーマーケットなどを開催 観光周遊バスも運行</p> <p>●実施時期 S60 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 福井市を全国にPRする観光客誘致型イベントとして、更なる充実を図る。</p> <p>【必要性】 福井の歴史をPRするイベントの実施により観光客誘致や市民交流を促進し、賑わいの創出を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H16 年度～</p>	
<p>●事業名 50. まちづくり基礎調査事業</p> <p>●事業内容 店舗実態調査、消費者購買動向調査、駅周辺動態調査、各種アンケート調査などを実施</p> <p>●実施時期 H13 年度～</p>	まちづくり福井(株)	<p>【位置付け】 各種事業を客観的に評価するための基本的な調査を行う。</p> <p>【必要性】 データを分析して各種事業の評価や施策立案の基礎として活用する。このような調査を継続して行うことは、目標達成に向け、フォローアップしていくために必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H13 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 51. まちづくり活動推進事業</p> <p>●事業内容 まちづくりに取り組んでいる関係者のネットワーク形成及び連携・協働による活動の促進</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 イベント等のまちづくり活動を通じ中心市街地に目を向けさせることで、賑わい創出を図る。 ※まちなか活性化交流イベント まちづくりに関心のある市民が、商店街などと連携したイベントを企画・実施し、まちなかの魅力を広く市民に伝える。 ※イルミネーション事業 既存イルミネーションの色の統一化を図るとともに、周辺の回遊性を高めるため、名所となる拠点づくりを行う。また、回遊ルートのマップを作成し、市民などに周知する。</p> <p>【必要性】 市民が主体となってイベントを実施することは、市民の中心市街地への関心が高まることに繋がるため、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H22年度～ H26年度 (2期) H27年度～ H31年度</p>	
<p>●事業名 52. 起業家支援セットメニュー</p> <p>●事業内容 対象地域における起業について、空き店舗を活用した際の家賃補助や広告宣伝費の補助、診断士による相談を実施することで起業家を支援</p> <p>●実施時期 H13年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 起業に必要な支援措置を講ずることにより、起業機会の拡大と起業家の育成を図り、併せて地域産業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 起業家に対して、家賃補助や広告宣伝費の補助、診断士による相談実施を行い、起業家を支援し地域産業の活性化を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H13年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 53. 福井市観光キャンペーン事業</p> <p>●事業内容 食の魅力や、四季折々の花、自然、歴史などの観光資源を活用したふくいPRとまちなか観光の充実・定着を促進</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 まちなか全体の賑わいが創出され、また県外観光客へのおもてなしの充実を図る。</p> <p>【必要性】 食の魅力や自然、歴史などの観光資源をPRし、まちなか観光の充実・定着を図ることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	
<p>●事業名 54. アクティブスペース利用促進事業</p> <p>●事業内容 アクティブスペースの利用促進</p> <p>●実施時期 H21年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 中心市街地において、文化・スポーツ・音楽・ボランティアなどの活動をするため、拠点の整備や既存施設の有効利用を図る。</p> <p>【必要性】 アクティブスペースを設置し、賑わいを創出することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H21年度～</p>	
<p>●事業名 56. 「まちなか」滞在拠点化事業</p> <p>●事業内容 ご当地グルメの発信、同種団体との交流促進及び福井を舞台としたコミック作成、まち歩きガイドツアーの実施</p> <p>●実施時期 H24年度～H31年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 福井ならではの当地グルメの設定や福井市を舞台にしたコミックの作成など、様々な方法により、まちなかを魅力ある拠点として県内外に情報発信する。また、これらの拠点を周遊するまち歩きガイドツアーの実施により、観光客が中心市街地に滞在する仕組みを整備する。</p> <p>【必要性】 魅力的な来街の目的・機会をつくり、訪れたい環境を高めることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H24年度～ H26年度 (2期) H27年度～ H31年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 57. 中心市街地活性化基本計画プロモーション事業</p> <p>●事業内容 第2期計画の内容を市民に広く周知させるため、啓発事業を実施</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 平成24年度に策定する第2期計画を市民に啓発をすることで、中心市街地の活性化の必要性や有用性を訴え、中心市街地を活性化させる。</p> <p>【必要性】 多くの市民に中心市街地活性化の取組を周知し、中心市街地への関心を高めることは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 （1期） H26年度 （2期） H27年度～ H31年度</p>	
<p>●事業名 58. まちづくりセンター整備運営事業</p> <p>●事業内容 まちなかの空き店舗を活用し、まちづくりの拠点を開設</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 鳥の目線でまち全体を見たり、VRで将来シミュレーションや景観シミュレーションしたりするなど、子どもたちからまちづくりに興味を持ってもらうことで、将来のまちづくりにつなげていく。また、観光ボランティアの説明ツールとして活用することによって、観光客に福井のまちをアピールする。</p> <p>【必要性】 視聴覚・音響設備を備えたまちづくりの拠点を整備し、多くの人に中心市街地の魅力をアピールすることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 （1期） H25年度～ H26年度 （2期） H27年度～ H31年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 61. 福井“色”の玄関口整備事業（再掲）</p> <p>●事業内容 再開発ビルにおける商業床の一体的かつ継続的な運営による、个性的で地域色豊かな商業施設の整備及び福井駅前南通り商店街に面した老朽化したアーケードの更新</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	<p>福井駅西口開発(株)</p>	<p>【位置付け】 再開発事業により再構築された商業床について、多方面から機能強化を図ることで、エリア活性化への波及効果を図るとともに、老朽化したアーケードを新たなものに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保する。</p> <p>【必要性】 福井駅西口再開発事業に併せ、魅力的な商業施設を整備することや、老朽化した既存のアーケードを更新し、アーケード本来の機能である快適な歩行空間を確保することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 商店街まちづくり事業（中心市街地活性化事業）</p> <p>●実施時期 H27 年度</p> <p>中心市街地における低利融資（企業活力強化貸付（企業活力強化資金）） H27 年度</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する建築物及び構築物を取得した際の割増償却制度 H27 年度</p> <p>特定民間中心市街地経済活力向上事業の用に供する不動産の取得又は建物の建築をした際の登録免許税の軽減 H27 年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 62. 情報化推進事業</p> <p>●事業内容 中心市街地の店舗と市民の双方が一つのサイト上で情報の受発信を実施</p> <p>●実施時期 H21 年度～</p>	<p>まちづくり福井(株)</p>	<p>【位置付け】 中心市街地の店舗が一体となって店舗独自の情報を発信することで、サイトそのものの価値を高めるとともに、市民などが中心市街地で行うイベントなどの情報を誰もが自由に発信することによって、中心市街地への関心をより高めることができる。</p> <p>【必要性】 中心市街地の店舗と市民に共通の情報発信手段を提供することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H27 年度～</p>	
<p>●事業名 66. 夜景を活かした魅力あるまちづくり事業</p> <p>●事業内容 魅力あるまちとするため、夜景を活かすための取組を実施</p> <p>●実施時期 H18 年度～</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 魅力あるまちづくりに夜景を活かす取組を進めることにより、市民・県民の夜間の外出機会を増やすとともに、夜間のにぎわい、福井の夜の文化の創出を図り、昼夜ともに魅力ある中心市街地づくりを進める。</p> <p>【必要性】 夜間景観を活かす取組は、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H27 年度～</p>	<p>都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区）におけるまちなか回遊性向上事業</p>
<p>●事業名 67. アートでまちなか文化発信事業</p> <p>●事業内容 新進プロによるアートを素材とした活動や発表の場を提供・支援</p> <p>●実施時期 H22 年度～</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 JR 福井駅周辺の広場や中心市街地の空き店舗を利用し、アートの専門家によって多様な人々の交流の場をつくり、まちなか文化を発信することで賑わいを創出する。</p> <p>【必要性】 市民がアートなどのまちなか文化に親しむ機会を増やすことは、中心市街地への関心が高まることに繋がり、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H27 年度～</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 69. 中心市街地活性化基本計画フォローアップ事業</p> <p>●事業内容 第2期計画に設定した目標指標などの達成状況の確認及び改善検討</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 中心市街地活性化の状況を把握し、中心市街地の課題や活性化策の見直し・検討を図る。</p> <p>【必要性】 より魅力的な中心市街地の形成に向けた検討・取組を継続していくことは、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H27年度～</p>	都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区）における事業効果分析調査
<p>●事業名 74. 中心市街地「食」催事促進事業</p> <p>●事業内容 商店街や百貨店を会場とした物産展や市などの「食」に関する催事を促進</p> <p>●実施時期 H26年度～H29年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 中心市街地を舞台に、「食」に関する催事を実施してもらうことにより、中心市街地の活性化につなげる。</p> <p>【必要性】 「食」に関する催事を実施することは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H27年度～</p>	都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区）におけるまちなか大満喫フェア開催事業
<p>●事業名 92. 街区再構築推進事業</p> <p>●事業内容 都市インフラの更新時期を捉えた街区の再構築や低未利用地の利活用の推進</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市 地元関係者	<p>【位置付け】 長期的な展望を持って都市を再設計し、次の時代にふさわしいまちづくりを進めるため、地元関係者とのワークショップや勉強会を開催しながら低未利用地の利活用や街区の再構築を推進し、魅力の高い空間への転換を図る。</p> <p>【必要性】 魅力のあるまちなみの形成を図ることは遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 (1期) H25年度～ H26年度 (2期) H27年度～ H31年度</p>	

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 93. (仮称) グリフィス記念館整備事業</p> <p>●事業内容 中央3丁目(浜町界限)にグリフィス邸をイメージした建築物の整備</p> <p>●実施時期 H26年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 足羽山や足羽川周辺への誘客を促すため、歴史や観光資源に関する情報を提供する施設を整備することにより、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 観光機能の強化を図ることは出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(福井中心市街地地区))</p> <p>●実施時期 H26年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 96. タウンマネジメント推進事業</p> <p>●事業内容 商業やまちづくりの専門知識を有したタウンマネジャーを配置</p> <p>●実施時期 H26年度～</p>	まちづくり福井(株)	<p>【位置付け】 魅力的な店舗誘致による中心市街地の誘客促進や民間事業者の活力向上に向けて、関係主体の育成・指導を行うとともに、連携の促進を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地の魅力向上や民間事業者の活力向上を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地再興戦略事業費補助金(専門人材活用支援事業)</p> <p>●実施時期 H26年度～</p>	

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 55. 観光おもてなし市民運動推進事業</p> <p>●事業内容 観光関連事業者等を対象に、おもてなし講習会を実施</p> <p>●実施時期 H26 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 市民をはじめ観光事業者や関係団体が一体となって市民総ぐるみで観光客を温かく親切に迎えるため、おもてなしの心の醸成を図る。</p> <p>【必要性】 観光客をもてなす心を高め、観光客の満足度を高めることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 59. 景観支援事業</p> <p>●事業内容 福井都心地区特定景観計画区域における、良好な景観形成に対する助成</p> <p>●実施時期 H4 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 中心市街地の景観向上を図るため、民間による建築物の新築などに対し支援制度の充実を図る。</p> <p>【必要性】 良好なまちなみ景観の形成を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 住民参加型まちづくりファンド支援</p> <p>●実施時期 H27 年度～</p>	
<p>●事業名 60. 福井駅前北大通り商店街アーケード整備事業(2期)</p> <p>●事業内容 福井駅前北大通り商店街に面したアーケードの整備(鉄骨造、片持ち式、総延長=98m、高さ=7.17m、幅=4.0m)</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	まちづくり福井(株)	<p>【位置付け】 アーケードを新たに整備し、安全で快適な歩行者空間を確保することにより、来街者の利便性向上に寄与し、中心市街地の回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 平成16年度に整備されたアーケード(1期事業)の継続事業として位置づけており、アーケード本来の機能である快適な歩行空間の確保のため、また、商店街の連続性を保つために必要である。さらに、商店街に相応しい景観となることで、賑わいを創出することは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		<p>・支援措置として社会資本整備総合交付金などの活用を予定</p>

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 63. 浜町おもてなし空間づくり事業</p> <p>●事業内容 浜町境界の独自の景観ルールづくり、イベント（お茶会や灯の演出など）の開催を検討</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>浜町通り 境界まち づくり協 議会</p>	<p>【位置付け】 道路の修景などのハード整備にあわせ、住民が主体となった景観づくりやイベントなど、ソフト事業を展開し回遊性の向上を確実なものにする。</p> <p>【必要性】 観光客や市民の訪れる機会を創出することは、出会う人、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 64. 商店街等地域密着型サービスづくり支援事業</p> <p>●事業内容 商店街などが実施する地域の魅力の向上や、課題の解決に寄与する活動に対する支援</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>福井市</p>	<p>【位置付け】 商店街などの地域に密着した活動を支援することで、地域商業の活性化を図る。</p> <p>【必要性】 商店街の地域密着型活動の支援や、課題解決に寄与する活動への支援を行い、商店街の魅力向上を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 65. コンベンション開催の促進</p> <p>●事業内容 福井市及び福井県の有する文化的、社会的、経済的特性を活かしながら、コンベンションを誘致・支援</p> <p>●実施時期 H19年度～</p>	<p>(公財)福 井観光コ ンベンシ ョンビュ ーロー</p>	<p>【位置付け】 コンベンションの振興とともに、国際的な相互理解の増進、地域経済の活性化及び文化の向上を図る。</p> <p>【必要性】 コンベンションの開催を促進し交流人口の増大を図ることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 68. 共同販売促進事業</p> <p>●事業内容 店舗連携による販売促進</p> <p>●実施時期 H24年度～</p>	福井商工会議所	<p>【位置付け】 中心市街地を主とした市内において、販売促進に積極的な店舗が連携して事業を行うことにより、新規客の開拓を図る。</p> <p>【必要性】 店舗同士が連携することによって中心市街地の魅力を向上させることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 70. 文化情報発信事業</p> <p>●事業内容 空き店舗を利用したパネル展、トーク会（座談会）、散策マップの作成、マップを題材にした探索会、スライドショーなどを開催</p> <p>●実施時期 H23年度～H28年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 市街地で実施した発掘調査の成果や現在に伝わる福井城時代の遺構を提示し、現在の街並みが福井城を基礎に形成されていることを紹介しながら、地区の歴史への愛着を深める。</p> <p>【必要性】 地域独自の歴史への興味を深めるための取組を行うことは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 71. 県都デザイン戦略事業</p> <p>●事業内容 県都デザイン戦略の推進</p> <p>●実施時期 H24年度～</p>	福井県 福井市	<p>【位置付け】 2050年を見据えた県都福井のまちづくりの指針となる「県都デザイン戦略」を推進し、都市の将来像を共有し、具体化を図る。</p> <p>【必要性】 長期的な視点を持って都市の再設計を構想し、次の時代に受け継ぐ県都のまちづくりを進めることは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 72. 越前・若狭のさかな販売力強化支援事業（ふくい在地魚情報発信事業）</p> <p>●事業内容 通年型在地魚情報発信拠点（ふくい在地魚情報館）の運営</p> <p>●実施時期 H23年度～H25年度</p>	福井県	<p>【位置付け】 地魚情報発信拠点を整備し、高鮮度・高品質の県産水産物をPRするとともに、「魚離れ」に歯止めをかけ、併せて、まちなかの賑わいを創出する。</p> <p>【必要性】 中心市街地の魅力を広くPRすることにより、訪れたいくなる環境を高めることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 73. 県都づくり推進事業</p> <p>●事業内容 中心市街地活性化に向けた調査、研究、セミナー・シンポジウムの開催など</p> <p>●実施時期 H25年度～H30年度</p>	福井まちなかNPO	<p>【位置付け】 中心市街地の現状の客観的把握と情報の共有をはじめ、まちづくりについての研修、中心市街地の必要性についての市民への啓発を行うことにより、中心市街地の活性化へ結び付ける。</p> <p>【必要性】 より魅力的な中心市街地の形成に向けた検討・取組を継続していくことは、遊ぶ人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 75. ふくいのもちやまの事業者魅力アップ支援事業</p> <p>●事業内容 ①飲食やファッションなどの県外一流店で修業した事業者の県内での起業支援 ②飲食業・観光地の宿泊業などに従事する者の県外一流店での修業支援</p> <p>●実施時期 H24年度～H26年度</p>	福井県	<p>【位置付け】 県内事業者の人材育成を進めることで、県外への消費の流出を防止する。</p> <p>【必要性】 事業者の人材育成を行い魅力ある個店の創出を図ることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 94. 浜町観光誘客施設整備事業</p> <p>●事業内容 福井特有の食文化や伝統芸能等に触れることができるような施設の整備</p> <p>●実施時期 H26年度</p>	民間事業者	<p>【位置付け】 足羽山や足羽川周辺への誘客を促すため、福井特有の食文化の発信や創造、及び伝統芸能に触れる機会を提供する施設を整備することにより、回遊性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 観光機能の強化を図ることは出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

【現状】

- ・本市の中心市街地は、JR福井駅周辺を中心とした、交通結節機能を有しており、鉄道、バスを利用して中心市街地に訪れることのできる利便性を有している。
- ・中心市街地における公共交通機関の利便性を更に高めるため、これまでにパークアンドライド駐車場の整備や低床車両の導入などを進めてきた。一方、北陸新幹線の福井延伸の認可が遅れたことにより、えちぜん鉄道の高架化ができていないこと、市街地再開発事業の遅れからJR福井駅西口広場の整備ができず交通結節機能の強化が図れていないことなどの課題が残っている。
- ・第1期計画の認定後、えちぜん鉄道の乗車数は、新駅の開業などにより増加している。また、福井鉄道の乗車数は、パークアンドライド駐車場などの設置により増加するなど、地方鉄道の中心市街地における乗車数が増加している。
- ・中心市街地における企業などの立地の促進を図るために、家賃補助や雇用促進に関する施策を展開している。

【公共交通機関及び特定事業の利便性増進の必要性】

- ・中心市街地を訪れやすい環境にするためには、市民が最寄りの交通機関を利用しやすい環境を創出することや、多様な公共交通機関相互の乗継の良さを向上させるなどの利便性を高めていくことが必要である。
- ・子どもや高齢者、障害者など誰もが利用しやすい環境にするためには、引き続き車両の低床化などの取組が必要である。
- ・企業立地の促進により、事業所数、従業者数を増加させることによって、中心市街地における消費拡大を図る必要がある。

【公共交通機関及び特定事業の利便性増進の事業展開】

- ・鉄道、バスなど公共交通機関の利用促進（鉄道の相互乗入、パークアンドライドの充実、バスロケーションシステムの導入など）
- ・交通結節機能の強化（公共交通機関相互の乗継の向上、鉄道の相互乗入、ICカードの導入など）
- ・電車、バスの乗りやすさ向上（低床化、まちなかフリー切符の導入）
- ・自転車の利用促進（レンタサイクル導入、啓発活動）
- ・企業立地の促進（家賃補助、雇用促進）

【フォローアップの考え方】

- ・事業の進捗状況について定期的に調査を行い、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講ずる。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 76. コミュニティバス事業</p> <p>●事業内容 中心市街地への来街手段を提供し、集客力を向上させるため、コミュニティバス「すまいる」を運行</p> <p>●実施時期 H12年度～</p>	まちづくり福井(株)	<p>【位置付け】 中心市街地に訪れやすい環境をつくるために有力な来街手段として機能し、来街者の回遊性を高め、中心市街地への集客力の向上を図る。</p> <p>【必要性】 旧市街地（2km 圏内）における公共交通空白地帯からの来街手段を確保することは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 中心市街地活性化ソフト事業</p> <p>●実施時期 H12年度～</p>	
<p>●事業名 77. サイクルシェア事業</p> <p>●事業内容 中心市街地の駅・宿泊施設・店舗などに貸し自転車を提供</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市環境推進会議(H25年度～H26年度) (仮称) 福井市レンタサイクル協議会(H27年度～)	<p>【位置付け】 来街者に安価で便利な移動手段を提供することにより、中心市街地及び周辺における回遊性向上とCO2削減を図る。</p> <p>【必要性】 自転車利用の利便性を高めて回遊性を向上させることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（福井中心市街地地区））</p> <p>●実施時期 H25年度～H26年度</p>	H25年度～26年度はサイクルシェア社会実験として実施。H27年度からまちなかレンタサイクルとして本格運用。

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 78. 低床車両（LRV）への更新</p> <p>●事業内容 交通バリアフリー法に基づいた低床車両（LRV）の導入</p> <p>●実施時期 H26年度～H28年度</p>	<p>福井鉄道 株 福井県</p>	<p>【位置付け】 利用しやすく、利便性の高い低床車両（LRV）を導入することにより、交通結節機能の強化を図る。</p> <p>【必要性】 低床車両（LRV）を導入することは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 利用環境改善促進事業（LRTシステムの整備にかかる事業）</p> <p>●実施時期 H26年度～ H28年度</p>	
<p>●事業名 79. 公共交通に利用可能なICカードの導入(バス)</p> <p>●事業内容 バスなどの乗継などを自動精算できるICカードを導入</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	<p>公共交通 事業者</p>	<p>【位置付け】 公共交通の乗継利便性の向上及びキャッシュレス乗車による円滑な運行を図る。また、ショッピング機能などを付加することも検討する。</p> <p>【必要性】 ICカードの導入は、公共交通の乗継の利便性の向上が図れ、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>●支援措置 地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通確保維持事業/地域公共交通バリア解消促進等事業/地域公共交通調査事業）</p> <p>●実施時期 H22年度～</p>	

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 80. 公共交通に利用可能な I Cカードの導入（電車）</p> <p>●事業内容 電車などの乗継などを自動精算できる I Cカードを導入</p> <p>●実施時期 H22 年度～</p>	公共交通事業者	<p>【位置付け】 公共交通の乗継利便性の向上及びキャッシュレス乗車による円滑な運行を図る。また、ショッピング機能などを付加することも検討する。</p> <p>【必要性】 I Cカードの導入は、公共交通の乗継の利便性の向上が図れ、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 81. パークアンドライドの利用促進</p> <p>●事業内容 郊外の鉄道駅において、自家用車（または自転車）と鉄道を円滑に乗り継げるパークアンドライドの利用を促進</p> <p>●実施時期 H19 年度～</p>	公共交通事業者 福井市 福井県	<p>【位置付け】 自家用車による移動の抑制及び公共交通の利用促進のため、パークアンドライド駐車場を整備し、鉄道駅の交通結節機能を高める。</p> <p>【必要性】 郊外の鉄道駅において、駐車場や駐輪場の利用を促すことは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 82. まちなかフリー切符導入事業</p> <p>●事業内容 福井鉄道、えちぜん鉄道、京福バス、すまいるバスの共通フリー切符の導入</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 「まちなかフリー切符」を導入することにより、交通結節点であるJR福井駅への移動を促し、中心市街地への来街者増を図る。</p> <p>【必要性】 公共交通機関間の乗継の利便性を高めることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 83. 福井鉄道軌道・電停等整備事業</p> <p>●事業内容 駅前線のJR福井駅延伸、市内停留所の改修、田原町駅の改修</p> <p>●実施時期 H25年度～</p>	福井鉄道(株) 福井市 福井県	<p>【位置付け】 福井鉄道の軌道や停留所などの整備により、交通結節機能の改善と利便性の向上を図る。</p> <p>【必要性】 鉄道利用の利便性の向上を図ることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 84. 福井駅西口バスロケーションシステム整備事業</p> <p>●事業内容 バスロケーションシステムの整備</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	京福バス(株)	<p>【位置付け】 バスロケーションシステムを整備することにより、利用者の利便性が向上し、路線バスの維持・活性化が図られ、誰もが移動しやすい公共交通体系の実現につながる。</p> <p>【必要性】 バス利用の利便性の向上を図ることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 85. 福井駅西口バスターミナル旅客案内・待合施設整備事業</p> <p>●事業内容 バスターミナル旅客案内・待合施設の整備</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	京福バス(株)	<p>【位置付け】 路面電車と路線バスの総合交通案内拠点と、屋内での快適な待合環境を整備することにより、利用者の利便性が向上し、路面電車・路線バスの維持・活性化が図られ、誰もが移動しやすい公共交通体系の実現につながる。</p> <p>【必要性】 電車・バス利用の利便性の向上を図ることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 86. 福井駅西口バスターミナル発着路線再編成事業</p> <p>●事業内容 京福バスの料金・運行体系、サービス水準の見直し</p> <p>●実施時期 H25年度～H29年度</p>	京福バス(株)	<p>【位置付け】 料金体系の統一や行先・経由地の見直しなどを図り、どの路線も同じようなサービス水準を提供することにより、利用者の利便性が向上し、誰もが移動しやすい公共交通体系の実現につながる。</p> <p>【必要性】 バス利用の利便性の向上を図ることは、出会う人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>●事業名 87. 自転車の安全利用指導啓発事業</p> <p>●事業内容 自転車利用に関する啓発活動</p> <p>●実施時期 H25 年度～</p>	福井市	<p>【位置付け】 警察庁による「歩道自転車取締強化」を受け、JR 福井駅周辺の本来の通行方法を周知する啓発活動を実施し、自転車利用者のルールやマナーの向上を図ることにより、将来的に中心市街地における歩行者や自転車の安全な通行を確保する。</p> <p>【必要性】 歩行者・自転車通行の安全性を高めることは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>●事業名 88. オフィス等立地促進事業</p> <p>●事業内容 業種、雇用人数（3名以上）などの条件を満たした事業者に対し、家賃などを助成</p> <p>●実施時期 H24 年度～H29 年度</p>	福井市	<p>【位置付け】 中心市街地でのオフィスなどの立地に対し助成を行い、昼間人口の増加及び業務機能の集積の促進を図る。</p> <p>【必要性】 中心市街地において働く場の立地を促進することによって、昼間人口の増加などを行うことは、暮らす人を増やすことを目標とする中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 福井市における庁内推進体制について

①福井市中心市街地活性化推進本部

中心市街地の活性化を総合的かつ計画的に推進するため、庁内体制として下図のような市長を本部長とした推進本部を設置している。

推進本部では、基本計画の変更に関することをはじめ、数値目標の達成状況の把握、福井市中心市街地活性化マネジメント会議からの施策・事業の提案を受けた目標達成への必要な措置の検討など、中心市街地の活性化に全庁的に取り組んでいく。

○会議の開催状況（平成24年度）

開催日	検討内容
6月11日	<ul style="list-style-type: none"> 福井市中心市街地活性化推進本部設置要綱の改正について 現福井市中心市街地活性化基本計画の進捗状況及び課題について 第2期福井市中心市街地活性化基本計画の策定方針及び策定スケジュールについて
8月28日	<ul style="list-style-type: none"> 第1期福井市中心市街地活性化基本計画の取組と評価について 第2期福井市中心市街地活性化基本計画について 今後のスケジュールについて
10月22日	<ul style="list-style-type: none"> 第2期福井市中心市街地活性化基本計画（案）について

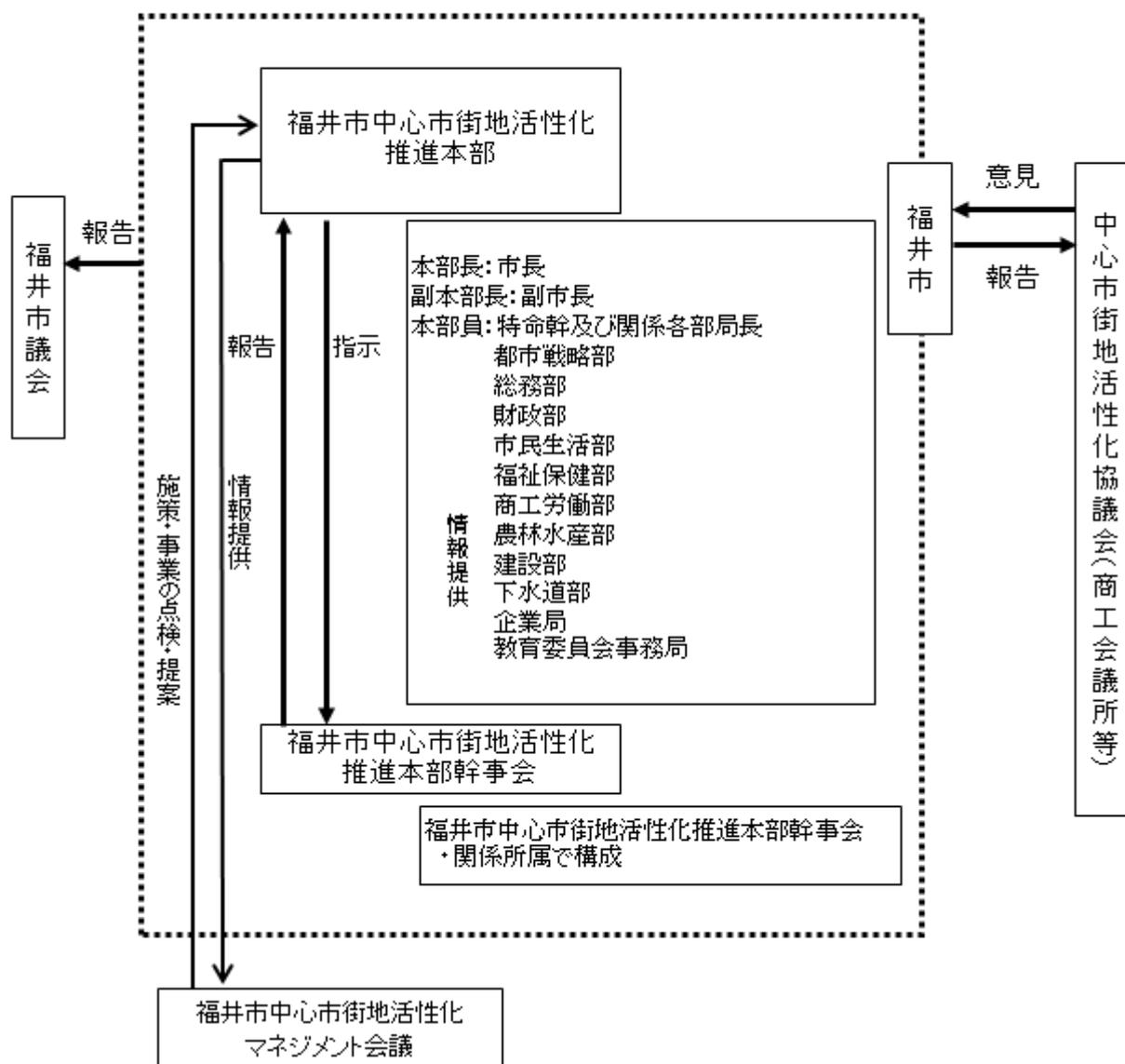
○会議の開催状況（平成25年度）

開催日	検討内容
6月24日	<ul style="list-style-type: none"> 第1期福井市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップについて 福井市中心市街地活性化マネジメント会議の設置・開催について
11月8日	<ul style="list-style-type: none"> 福井市中心市街地活性化マネジメント会議からの提言への対応について

○会議の開催状況（平成26年度）

開催日	検討内容
11月10日	<ul style="list-style-type: none"> 福井市中心市街地活性化マネジメント会議からの提言への対応について

福井市中心市街地活性化推進本部体制



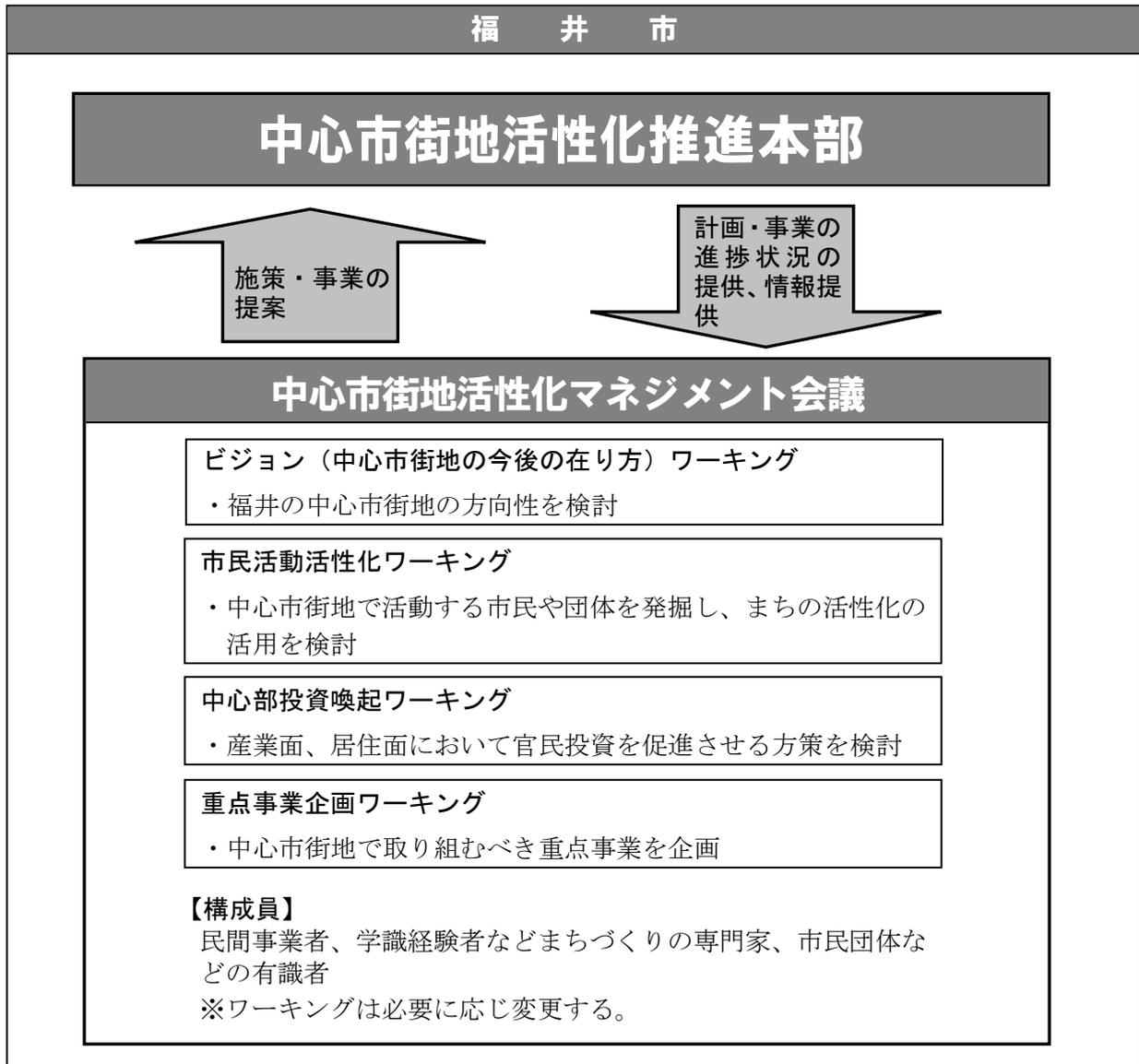
②福井市中心市街地活性化マネジメント会議

第2期計画が確実に推進され、さらにその実効性を高めるためには、多様な主体が実施する事業の位置付けや必要性、実施に向けた課題などの情報の共有化を図りつつ、中心市街地の活性化のために効果の高い施策・事業を実施する必要がある。そこで、市が先頭に立って、市のリーダーシップのもと市民ニーズを的確につかんだ効果の高い施策・事業を実施していくため、民間事業者、学識経験者などまちづくりの専門家、市民団体など有識者による福井市中心市街地活性化マネジメント会議を平成25年度の早期に設置する。

福井市中心市街地活性化マネジメント会議では、活性化のために必要と思われるテーマごとにワーキングを設置し、既存の取組や事業の点検、活性化にかかる施策・事業の改善・提案を継続して行う。

なお、テーマは状況に応じて随時設定するとともに、マネジメント会議の構成員は、

必要に応じて推進本部に出席し意見を述べる機会を設けるなどにより、確実に反映させる。



会議の開催状況（平成 25 年度）

会議名	開催日	検討内容
第 1 回	5 月 16 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化のための事業の進捗状況について ・福井市中心市街地活性化マネジメント会議について ・今後のスケジュールについて
第 2 回	7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地各エリア代表者からのヒアリング ・ヒアリング内容の各ワーキングへの振り分けについて
第 1 回ワーキング	8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化に関わる取り組みについて ・今後取り組むべき事業の方向性について
第 3 回	9 月 24 日	<ul style="list-style-type: none"> ・福井市中心市街地活性化推進本部会議への提言について
第 4 回	12 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ・第 2 期福井市中心市街地活性化基本計画の事業進捗状況について

		・提言に対する福井市中心市街地活性化推進本部会議の今後の対応について
第5回	2月19日	・平成26年度福井市中心市街地活性化マネジメント会議の進め方について

○会議の開催状況（平成26年度）

会議名	開催日	検討内容
第1回	6月2日	・中心市街地活性化にかかるマネジメント状況について ・今後の進め方について ・検討課題について
第1回ワーキング	8月7日	・活性化プロジェクト等の整理 ・活性化に向けた検討
第1回仕組み仕掛けワーキング	8月27日	・活性化プロジェクトの検討
第1回食ワーキング	9月25日	・活性化プロジェクトの検討
第2回食ワーキング	10月2日	・活性化プロジェクトの検討
第2回仕組み仕掛けワーキング	10月6日	・活性化プロジェクトの検討
第2回	10月24日	・福井市中心市街地活性化推進本部会議への提言について ・第22回福井市中心市街地活性化協議会について
第2回ワーキング	12月25日	・提言に対する対応について ・第2期福井市中心市街地活性化基本計画の変更について

③福井市中心市街地活性化基本計画原案作成ワーキング

第2期計画の策定に際し、中心市街地活性化協議会と情報を共有しながら一元的に作成するため、中心市街地活性化協議会から推薦を受けたメンバーと市の担当部署の所属長からなる原案作成ワーキングを設置した。

ワーキングの開催状況及び構成メンバーは、次のとおりである。

○福井市中心市街地活性化基本計画原案作成ワーキング開催状況

ワーキング	開催日	検討内容
第1回	平成24年7月30日	・第2期基本計画の策定体制について ・第2期福井市中心市街地活性化基本計画の構成について ・今後のスケジュールについて
第2回	平成24年8月7日	・中心市街地活性化の目標、目標指標、他都市の事例について
第3回	平成24年8月17日	・第1期基本計画の取組と評価について ・全体テーマ、目標、目標指標、目標値について

第4回	平成24年9月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期基本計画の概要（基本的な方針・将来像）について ・実施事業及び目標指標、数値目標の達成見込みについて
第5回	平成24年10月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期福井市中心市街地活性化基本計画（案）について

○福井市中心市街地活性化基本計画原案作成ワーキングメンバー

役職	所 属
座長	福井工業大学建築生活環境学科 教授
委員	福井県立大学地域経済研究所 教授
委員	まちづくり福井(株) 企画・事業部長
委員	福井駅前五商店街連合活性化協議会 会長
委員	福井市都市戦略部 コンパクトシティ推進室 室長
委員	〃 〃 中心市街地振興課 課長
委員	〃 〃 新幹線推進室 室長
委員	〃 商工労働部 観光開発室 室長
委員	〃 建設部建築事務所 住宅政策課 課長

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 福井市中心市街地活性化協議会の概要

①組織の概要

福井商工会議所及びまちづくり福井株式会社が共同設立者となり、平成19年1月23日、福井市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という)を設立した。

協議会は、福井市における中心市街地活性化を推進するために、必要な事項を協議し、中心市街地活性化基本計画の実行に寄与することを目的に活動を行っている。

協議会の構成員は、都市機能の増進及び経済活力の向上を総合的かつ一体的に推進するための検討・調整を図るため、有識者、商業者、自治会、福祉・教育文化、地域経済関係者、交通事業者から構成されている。

◆協議会の目的

- ・福井市が作成する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し、必要な事項についての意見提出
- ・国の認定及び支援を受けようとする民間ベースの事業計画についての協議
- ・福井市中心市街地活性化に関する委員相互の意見及び情報交換
- ・中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換
- ・前各号に掲げるものの他、中心市街地の活性化に寄与する活動の企画及び実施

◆福井市中心市街地活性化協議会メンバー

【委員】

区 分	団体・役職名
法第15条第1項第2号	福井商工会議所 副会頭
法第15条第1項第2号	福井商工会議所 専務理事
法第15条第1項第1号	まちづくり福井(株) 社長
市街地改善事業者	福井駅西口中央地区市街地再開発組合 理事長
商業活性化事業者	福井駅前五商店街連合活性化協議会 会長
商業活性化事業者	(株)そごう・西武 西武福井店 店長
商業活性化事業者	(株)ユアーズホテルフクイ 社長
認定基本計画の密接な関係者	福井市順化公民館 館長
公共交通機関利便増進事業者	福井鉄道(株) 社長
公共交通機関利便増進事業者	えちぜん鉄道(株) 社長
公共交通機関利便増進事業者	京福バス(株) 社長
有識者	福井県立大学地域経済研究所 教授
有識者	福井工業大学工学部 教授
医療福祉関係者	社会福祉法人 福井市社会福祉協議会 会長
教育文化関係者	福井市教育委員会 教育委員長
地域経済関係者	(株)福井銀行 取締役兼代表執行役頭取
地域経済関係者	福井信用金庫 会長
観光関係者	(公財)福井観光コンベンションビューロー 理事
市民団体	福井まちなかNPO 理事長

【オブザーバー】

区 分	団体・役職名
行政	福井県商業振興・金融課 課長
行政	福井県都市計画課 課長
行政	福井市都市整備室 室長
行政	福井市商工振興課 課長
行政	福井市おもてなし観光推進室 室長
公安関係者	福井警察署 署長

②法第 15 条第 3 項の規定の適合

協議会の設立内容については、事務局となっている福井商工会議所のホームページにおいて規約、構成員を公表している。

福井市中心市街地活性化協議会ホームページURL

<http://www.fcci.or.jp/cyukatsukyo/kyougikai001.htm>

③法第 15 条第 4 項、第 5 項の規定の適合

本協議会に参加を希望する者は、その者の申し出により参加することができる。これまで、参加を認めなかった者はいない。

(2) 福井市中心市街地活性化協議会の開催状況（平成 24 年度）

会議名	開催日	検討内容
第 14 回	7 月 10 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化基本計画のフォローアップに関する報告について ・ 中心市街地活性化協議会ワーキング報告について ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画の策定について ・ その他
第 15 回	9 月 21 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画原案作成ワーキング中間報告について ・ 意見交換 ・ その他
第 16 回	12 月 4 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画について ・ その他
第 17 回	12 月 25 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 期中心市街地活性化基本計画に関する意見書について ・ その他

福井市中心市街地活性化協議会の開催状況（平成 25 年度）

会議名	開催日	検討内容
第 18 回	6 月 6 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 期中心市街地活性化基本計画に関するフォローアップ報告について ・ 福井市中心市街地活性化マネジメント会議について ・ その他
第 19 回	10 月 3 日	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福井市中心市街地活性化マネジメント会議 経過報告および提言内容について ・ その他

第 20 回	2 月 7 日	・第 2 期福井市中心市街地活性化基本計画の変更について
--------	---------	------------------------------

福井市中心市街地活性化協議会の開催状況（平成 26 年度）

会議名	開催日	検討内容
第 21 回	6 月 26 日	<ul style="list-style-type: none"> ・活性化事業の進捗状況報告について ・平成 25 年度指標数値報告について ・今後の活性化策について ・その他
第 22 回	10 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> ・目標指標・サブ指標の状況について ・福井市中心市街地活性化マネジメント会議の提言内容について ・その他
第 23 回	1 月 27 日	<ul style="list-style-type: none"> ・提言に対する対応方針について ・平成 27 年度の主な活性化事業について ・福井市中心市街地活性化基本計画の第 2 回変更について ・その他

(3) 福井市中心市街地活性化協議会からの意見書

平成 24 年 12 月 27 日

福井市長 東村 新一 様

福井市中心市街地活性化協議会

会長 勝木 健俊



第 2 期福井市中心市街地活性化基本計画の案について（回答）

平成 24 年 11 月 30 日付けコ推第 2 5 1 号で協議のありました標記の件について、当協議会は計画が概ね妥当であると判断します。なお、別紙のとおり意見を申し添えますので、中心市街地活性化の事業実施に向けて十分ご留意いただきますようお願い致します。

第2期 福井市中心市街地活性化基本計画に対する意見

1. はじめに

福井市における中心市街地は商業・交通・居住機能が集積するエリアであり、その重要性は今後ますます大きなものとなります。人口減少・高齢化社会において、コンパクトな街づくりは欠かせないものであり、中心市街地はまさにその中核となるエリアです。

平成19年度に策定された第1期の福井市中心市街地活性化基本計画では「訪れやすい環境をつくる」「居住する人を増やす」「歩いてみたくなる魅力を高める」という3つの目標を掲げ、街なかの賑わい創出に向けて事業が進められました。しかし、計画の中心であるハード整備の遅れなどに伴い、この3つの目標全てについて達成が困難な状況となり、おおいに反省すべき結果となりました。

また、平成26年度末には北陸新幹線が金沢まで開業します。開業を機に一気に街づくりをすすめる金沢・富山に比べますます都市間格差が拡大し、福井市が遅れをとるというリスクが懸念され、大きな危機感を抱いております。

このような中、第2期の中心市街地活性化基本計画(案)が提示されましたが、福井市の中心市街地の活性化については、今後のまちづくりの観点からも社会情勢からも不可欠なものと認識しております。そこで、計画(案)における本協議会の意見を以下の通りまとめました。

2. 本協議会の意見

(1) 基本的な方針等計画全般について

今回の計画は単なる2期計画ではなく、現在福井県と福井市で策定されている「県都デザイン戦略」と呼応する重要な意義を持つ計画であります。したがって、今計画で取り組まれる事業は、福井市の都市格を決定づけるものでもあり極めて重要なものであるため、市政の最重要事項として取り組んで頂きたい。

(2) 地域や市民との連携強化について

地元事業者や市民団体は中心市街地活性化の中心的な推進役(プレーヤー)となります。計画にある「官民協働」を進めるためにも、特に地元との理解は必要不可欠であります。そのため緊密な関係構築を図り、地元と協働して活性化を図って頂きたい。

また、特に民間・団体等が行う事業については計画全体との整合性をしっかりとるためにも早めの情報提供はもちろんのこと、出来る限り資金面・人員面での支援を行って頂き、十分な効果が発揮できるよう官民の連携強化を図って頂きたい。

(3) 効果的な事業の展開について

行政が行うハード事業は着実に進められる予定であります。単なるハード整備だけではその効果も限定的であります。官の行うハードを活かすためにも、また、県外からの誘客も含めた真の活性化を図るためにもソフト事業へ注力することが何よりも重要です。また、計画内にある各種事業を単発で行うのではなく、それぞれの事業を連携させて、相乗効果を生み出す必要があります。

「出会う ～おもてなしのいろどりを整える」事業の展開として、「食」に重点を置いた考え方は評価できますが、より具体性を持たせることが必要であり、またイベントなど一過性のものであれば大きな効果は生まれません。それを継続して実践していくことで、中心市街地に行けば美味しいものがあるという認識が浸透し、来街するきっかけ作りに繋がるので、こういった点からも様々な計画を戦略的に連携させ、その効果を十分に発揮できるよう機能させて頂きたい。

(4) 中心市街地活性化マネジメント会議の推進体制について

①位置づけについて

今回の計画の成否は、「中心市街地活性化マネジメント会議」にかかっていると言っても過言ではありません。この組織は、中心市街地活性化に向けた重要性の高いテーマについて、民間・有識者・団体等のメンバーが集って、事業アイデアや市民との連携策、民間投資策等を提案していくものと期待しています。福井市はこの「マネジメント会議」が実効性のある企画などを策定するためにも、参考となる情報提供・開示を積極的に行っていくと共に提案された事業については「中心市街地活性化推進本部」において、関係部署との連携づけによる確実な事業化が望まれます。

そして、中心市街地が直面する課題に迅速に対応するためには、第2期計画早々に「マネジメント会議」を立ち上げ、活動することを求めます。

②実施体制について

「マネジメント会議」設置にあたっては、具体的な中心市街地の「将来のあるべき姿」を明確に定め、それを実現する事業を展開することが活性化の前提となります。そのためには、まちづくりを一元的に統括管理する人材が必要です。まちの方向性を示してハード・ソフト両方の事業をデザインできる「まちづくり専門家」が、その役割を担うことが重要であり、こういった体制を整えることを求めます。この「専門家」が「中心市街地活性化推進本部」と「マネジメント会議」において市民との橋渡し役、調整役として活動できるよう実施体制の強化を求めます。

(5) まちづくり会社の役割と機能の強化について

今回の計画を推進するにあたって、関連する官民のさまざまなまちづくり計画や実施する各種事業相互の連携づけなど、より効果を発揮させるためには、中長期的に取り組める継続的なマネジメント機能が必要となってきます。

そのためには、まちづくり会社に今以上に様々な情報が一元的に集まる拠点機能とそれらをコーディネートする機能、更にはそれらを戦略的に連携させる機能などが求められます。

今後、こういった機能を強化させるためにも、規制緩和の促進はもとより行政がこれまで担ってきた役割の移譲などによりまちづくり会社の強化を図って頂きたい。

3. おわりに

福井市においては平成11年より中心市街地の活性化に取り組まれています。未だにその成果が十分あらわれていません。今計画の実施にあたっては、行政、市民ともにまちづくりの意義や危機感を共有することが必要であり、官民協働によってそれぞれの事業を確実に効果的に実施していく必要があります。

そのためには、福井市に新たに設けられる組織「マネジメント会議」を早期に立ち上げ、民間の力を活かし、さらなる事業策定・実践を進めていく必要があります。中心市街地の活性化に終わりはなく、常に変化する状況に対応しつつ、継続的な取り組みが重要です。

本協議会においても、今後の活動の中で本計画の遂行にあたり必要な取り組みの研究や検討を進め、支援・協力していく所存であり、福井市におかれましても、目指す街の姿を実現するため、不退転の決意で計画を実行されることを強く希望致します。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 客観的現状分析、ニーズに基づく事業・措置の集中実施

①第1期計画に基づく事業実施の状況及び評価

第1期計画では、76事業に取り組み、平成24年10月末時点での取組について評価した。(P26～48参照)

②統計的データの客観的な把握・分析

P5～18参照

③地域住民のニーズなどの把握と現状分析

P19～25参照

④福井市及び周辺市町における大規模小売店舗の立地状況

本市の大規模小売店舗は、昭和48年の大規模小売店舗法の制定以来、生活創庫をはじめ、ピア、ベル、西武福井店が相次いで開業した結果、昭和55年には約11万㎡まで店舗面積が増加した。その後、平成元年のパリオの立地による増加はあるものの、平成7年までは比較的落ち着いた増加傾向になっている。

平成8年以降になると、南部第3社南・社北や南部第4など土地区画整理事業による基盤整備に合わせ、国道8号や(都)環状西線の沿道などにおけるロードサイド型の商業施設の立地が本格化した。特に、市場周辺地区においては、平成9年以降土地区画整理事業による基盤整備に合わせ、ワイプラザやエルパをはじめとする大型量販店や、家電量販店、家具店などの大型専門店など大規模小売店舗が立地・集積するようになった。

一方、中心市街地において平成12年以降、新たに立地した大規模小売店舗は、プリズム福井及びA O S S Aの2店舗となっている。

■中心市街地内における大規模小売店舗の立地状況

所在地	店舗名称	開店日	店舗面積	小売業者の概要
中央1丁目	西武福井店	S55.5.28	22,108㎡	西武百貨店
手寄1丁目	A O S S A	H19.4.4	3,510㎡	イマス
中央1丁目	プリズム福井	H17.4	1,146㎡	金沢ターミナル開発

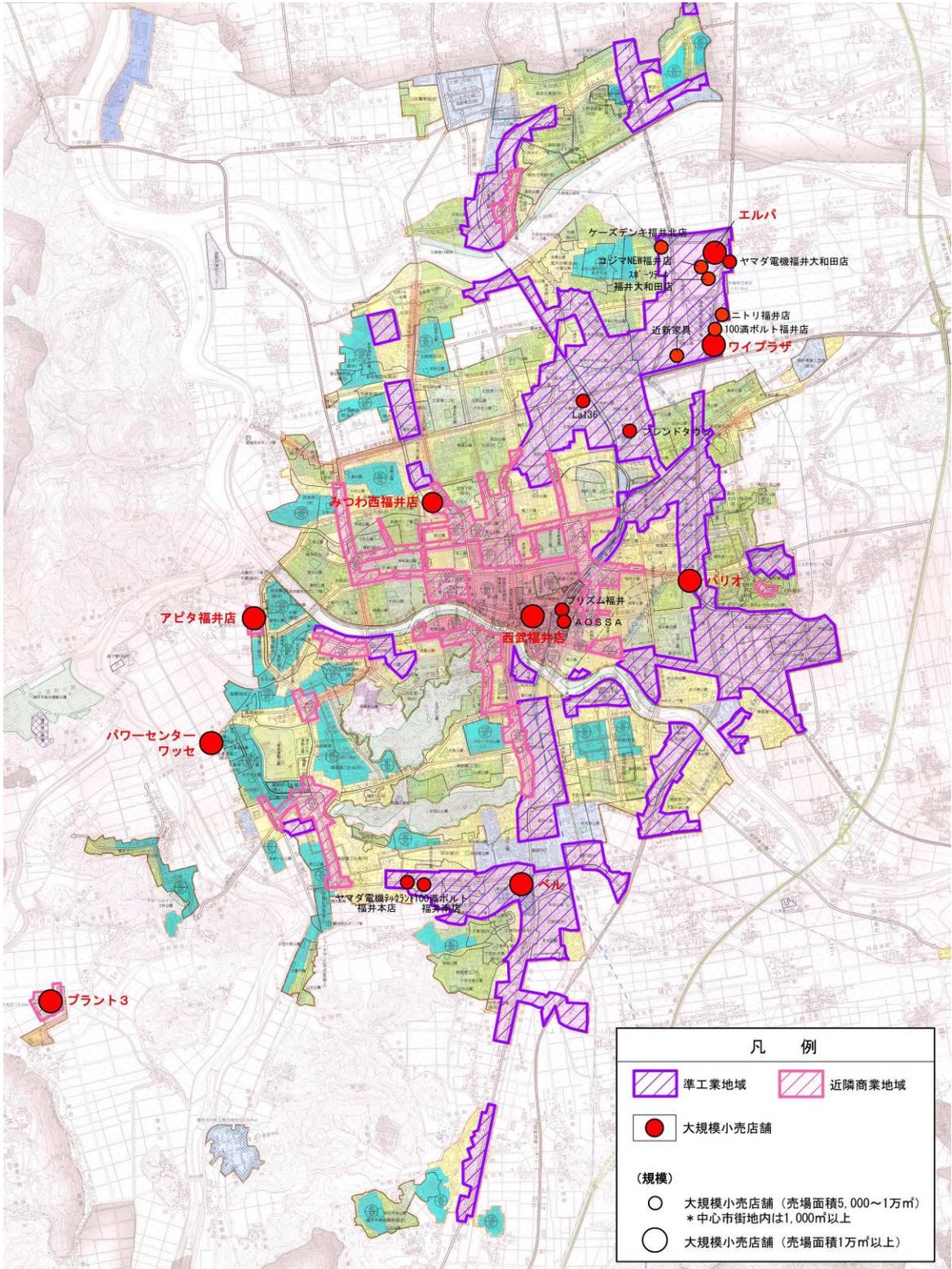
資料：大規模小売店舗立地法関係資料

■福井市内及び周辺市町に立地する大規模小売店舗の概要（店舗面積10,000㎡以上）

区分	都市名	所在地	店舗名称	開店日	店舗面積	小売業者の概要
中心市街地	福井市	中央	西武福井店	S55.5.28	22,108	西武百貨店
郊外	福井市	大和田	エルパ	H12.12.27	44,571	ユニー
郊外	福井市	花堂	ショッピングシティベル	S55.4.25	28,010	平和堂
郊外	福井市	新保	パワーシティフクワイプラザ	H9.10.30	20,746	ヤスサキ
郊外	福井市	松城	イーストモールパリオ	H1.11.10	16,474	ヤスサキ
郊外	福井市	飯塚	アピタ福井	H8.12.5	15,955	ユニー
郊外	福井市	三留	SUPER CENTER PLANT-3 清水店	H18.10.3	10,636	プラント

他市	坂井市	春江町隋応寺	アル・プラザアミ	S62.12	17,111	平和堂
他市	鯖江市	下河端	アル・プラザ鯖江	H6.6	15,195	平和堂
他市	越前市	新町	武生ショッピングタウン	S63.3	18,913	大黒天物産
他市	越前市	畑町	ホームセンターみつわ武生店	H10.7	11,685	みつわ
他市	越前市	府中	アル・プラザ武生	H12.3	10,635	平和堂

資料：大規模小売店舗立地法関係資料



(平成 24 年 8 月 31 日現在)

■ 福井都市計画市街化区域内における大規模小売店舗の立地状況

10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項

[1] 都市機能の集積の促進の考え方

(1) 上位計画における都市機能集積の促進の考え方

都市機能集積の考え方として、「福井市都市計画マスタープラン」(平成22年3月)において、目指すべき都市の将来像として、「中心市街地と地域拠点が公共交通ネットワークにより有機的に結ばれた都市」を掲げ、都市の魅力や活力を支え、にぎわいや観光、交流の拠点となる中心市街地に広域的な機能を集約するとしている。

(2) 今後の都市機能集積の促進に関する基本方針

中心市街地の活性化の取組の効果を確保し、中心市街地に都市機能を集約することによるコンパクトなまちづくりを推進するため、今以上に大規模集客施設(※)が準工業地域に加え近隣商業地域に立地することは望ましくないと考え、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区の指定を行っている。

このように、今後とも中心市街地内に都市機能を集積させる取組を継続的に実施する。

※大規模集客施設：建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第二(わ)項に掲げる建築物をいう。(劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。)

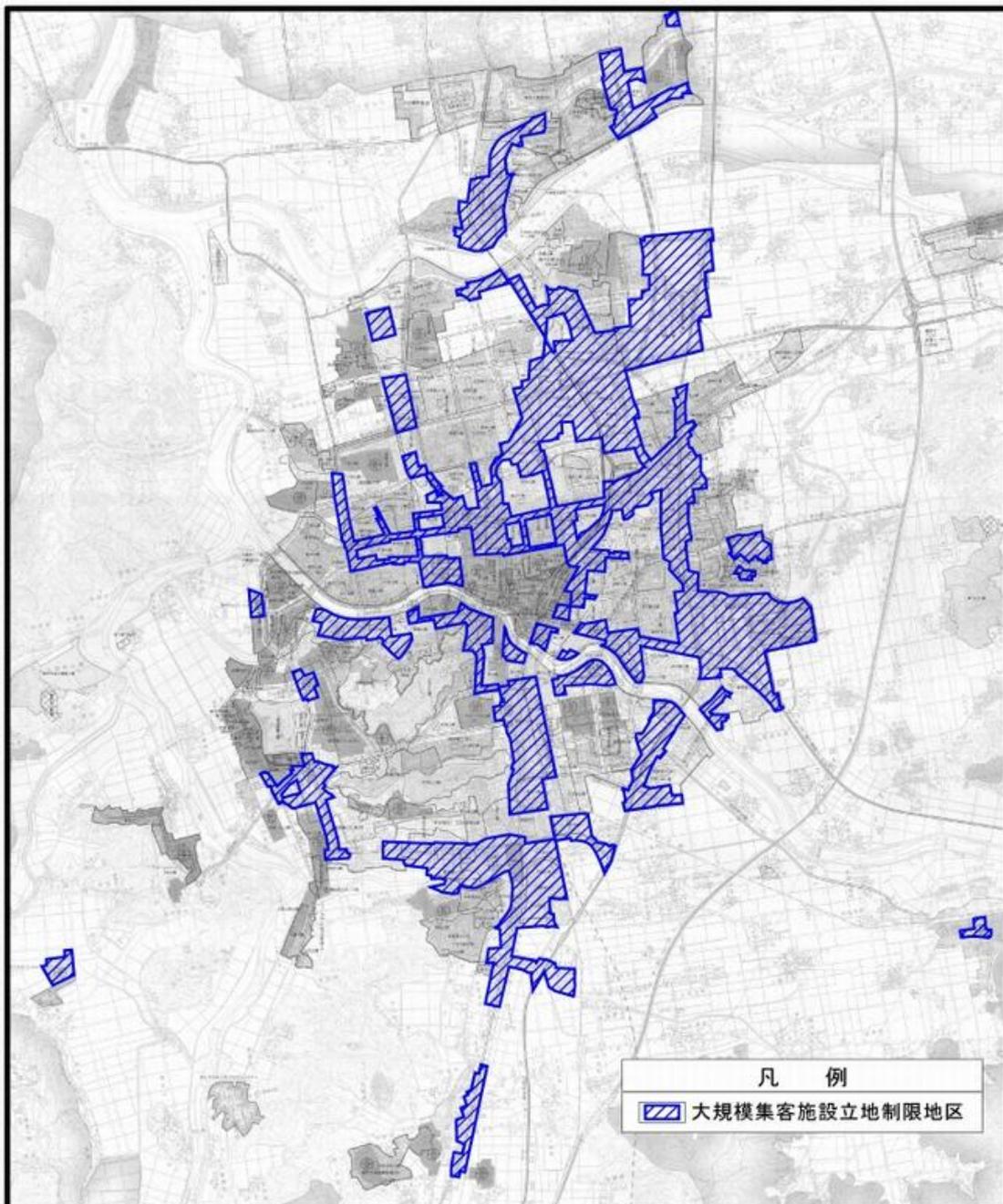
[2] 都市計画手法の活用

(1) 準工業地域に加え近隣商業地域における大規模集客施設の立地制限

中心市街地の活性化に向けて、中心市街地への多種多様な都市機能の集積を進める一方で、中心市街地以外の地域では、身近な生活圏を確立するため、準工業地域及び近隣商業地域において、大規模集客施設の立地を制限する特別用途地区（大規模集客施設立地制限地区）を定めている。

【大規模集客施設の立地規制に関する経過】

- ・平成 19 年 11 月 19 日 都市計画審議会
- ・平成 19 年 11 月 30 日 都市計画決定の告示
- ・平成 19 年 11 月 30 日 特別用途地区建築条例の施行



[3] 都市機能の適正立地、既存ストックの有効活用等

本市では、平成 15 年に、三の丸地区市街地再開発事業で、住宅、病院、ケアハウスなどからなる複合施設を整備した。また、平成 16 年には、文化を楽しみ、創造する文化情報の発信拠点として響のホールを整備した。さらに、平成 19 年には、駅東の拠点施設として、図書館や県民ホールなどの公共公益施設、商業施設を有する複合施設として A O S S A を整備した。

第 1 期計画認定以後では、第 1 期計画に位置付けていた都市機能の集積のための事業の実施に加え、再開発事業により移転整備された病院跡地に大手予備校が開校したことや、優良建築物等整備事業が事業化されるなど、第 1 期計画策定当初は想定していなかった民間投資がみられた。

このように、本市では中心市街地の活性化に向けた都市機能の適正立地を行っている。以下、大規模建築物の立地状況や公共公益施設の状況など都市機能の適正立地、既存ストックの状況を示す。

①中心市街地における大規模建築物の立地状況

延床面積 10,000 m²以上の大規模建築物は、中心市街地に 12 棟ある(確認可能なもの)。

○中心市街地における大規模建築物

名称	所在地	敷地面積	延床面積	主要用途
三の丸ビル	大手2丁目	2,824 m ²	21,634 m ²	病院・共同住宅
プレミスト大手さくら通り	大手2丁目	1,710 m ²	11,666 m ²	共同住宅
福井放送会館	大手3丁目	2,676 m ²	18,258 m ²	事務所・飲食店
福井県織協ビル	大手3丁目	3,499 m ²	20,150 m ²	事務所・飲食店
ホテルフジタ	大手3丁目	9,891 m ²	41,669 m ²	ホテル
福井銀行本店	順化1丁目	4,125 m ²	12,438 m ²	事務所
福井西武新館	中央1丁目	2,094 m ²	14,668 m ²	物品販売業店舗
福井西武本館	中央1丁目	4,944 m ²	29,382 m ²	物品販売業店舗
ユアーズフクイビル	中央1丁目	1,574 m ²	10,430 m ²	ホテル
サカエパーキング	中央1丁目	3,043 m ²	14,104 m ²	自動車車庫
エリアス	中央1丁目	1,260 m ²	10,468 m ²	共同住宅
A O S S A	手寄1丁目	4,500 m ²	33,170 m ²	店舗・公共公益

※出典：建築基準法第 12 条に基づく定期報告及び建築確認申請

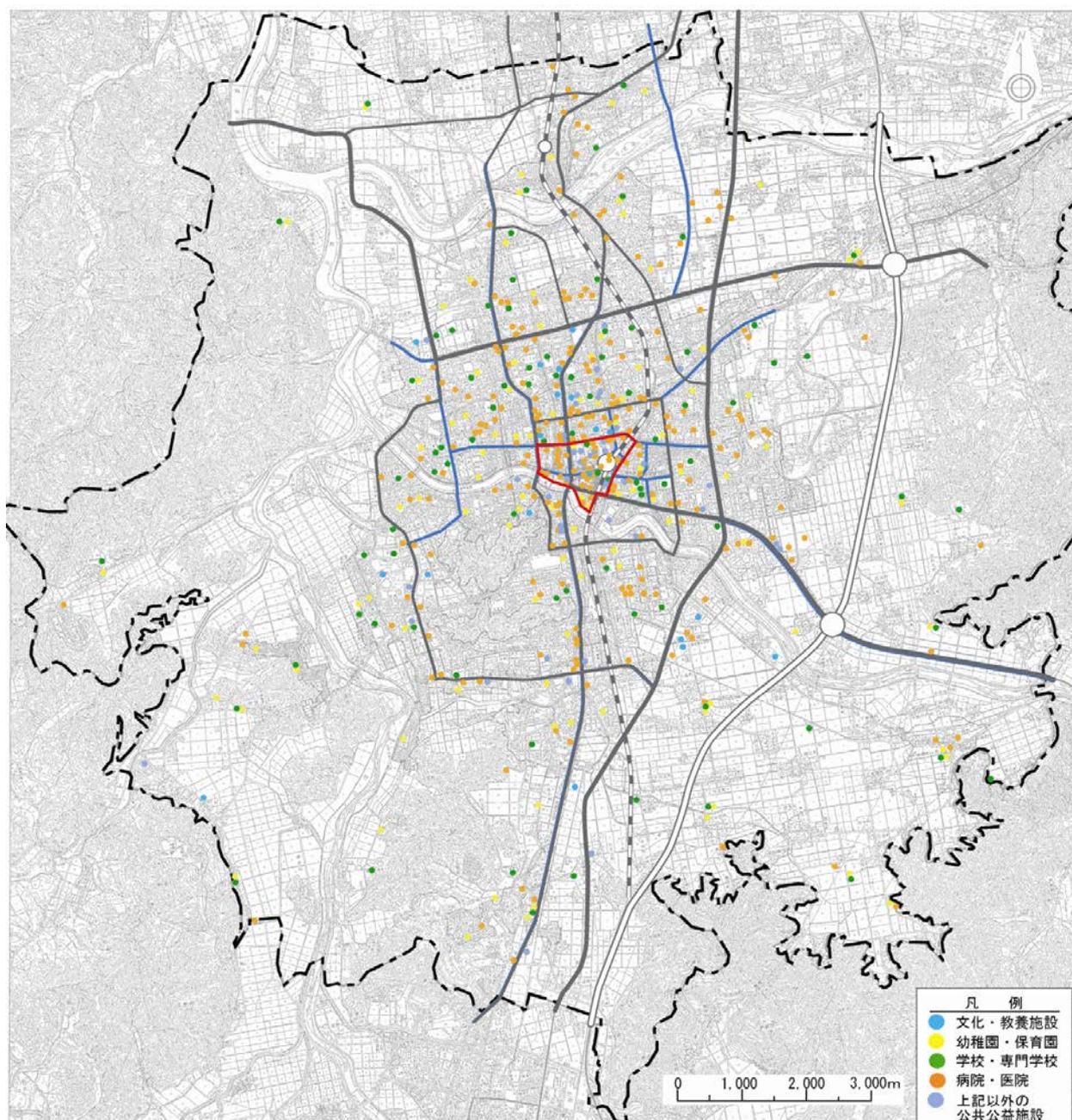
②福井市における行政機関、病院、学校などの都市福利施設の立地状況

福井市における主な都市福利施設の立地状況は次のとおり。

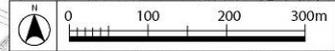
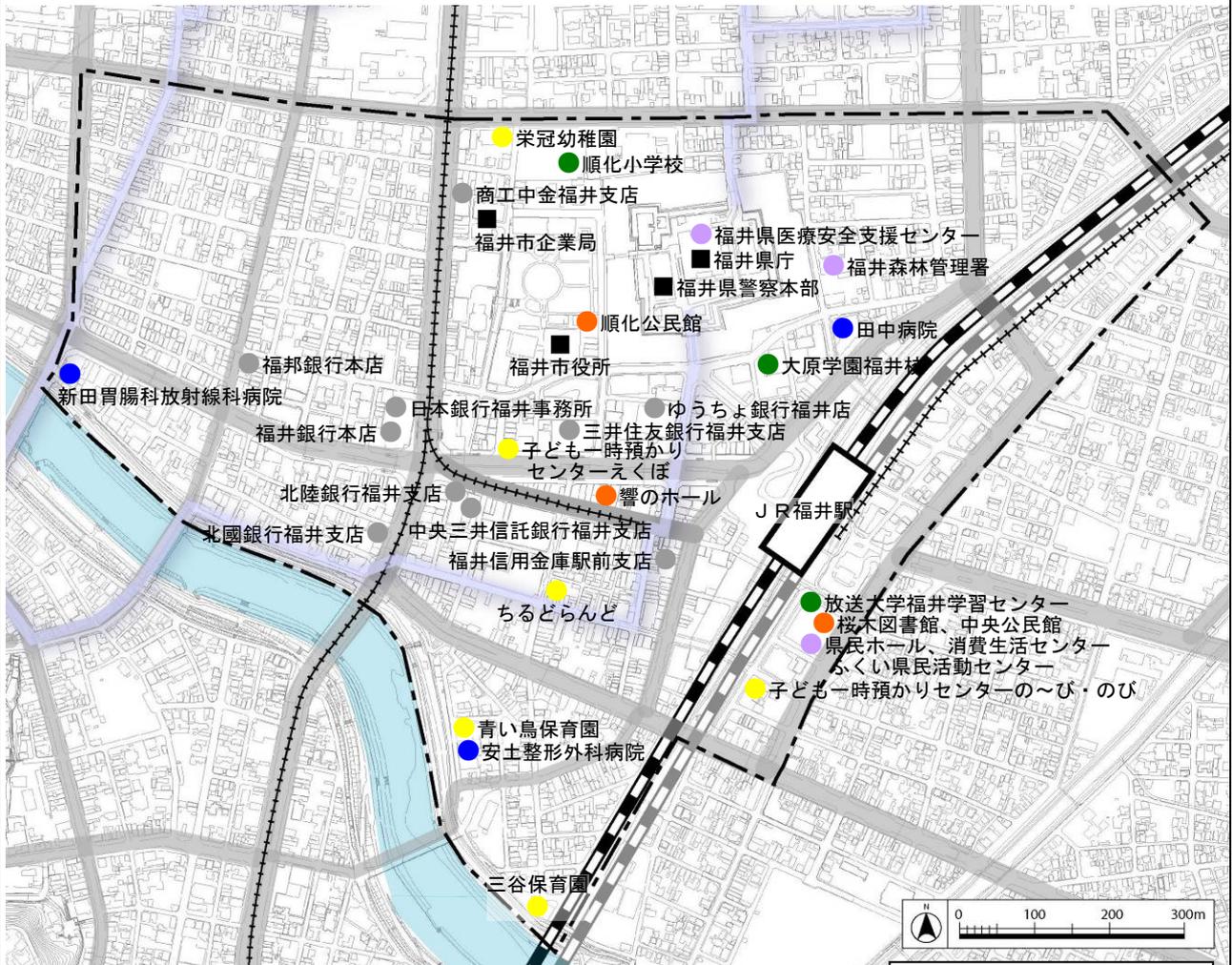
○公共公益施設の概要

施設分類	施設数 (市全体)	中心市街地 に立地	備考
文化・教養施設	83	8	図書館、公民館、博物館、美術館 など
幼稚園・保育園	133	4	
小・中学校	83	1	
専門学校	8	1	
病院、福祉施設	70	3	

○福井都市計画区域内の公共公益施設分布図



○中心市街地内の公共公益施設分布図



凡例	
■	行政施設
●	主な公共施設
●	文化・教養施設
●	学校・専門学校
●	幼稚園・保育園
●	病院
●	銀行

[4] 都市機能の集積のための事業等

- ・都市機能の集積に資すると考えられる主な事業について、第2期計画の事業内容に従って整理すると次のとおりとなる。
- ・これらの事業は、中心市街地活性化のための3つの基本的な方針、方針①出会う「観光客・来街者の行き交い、おもてなしなどのいろどりを整える」、方針②暮らす「魅力ある住まい、生活、働く環境を充実する」、方針③遊ぶ「歩きたくなる素敵な境界形成と多様な余暇活動の舞台として演出する」に基づき、中心市街地を活性化していくために必要な事業として位置付けられる。

○ 市街地の整備改善に関する事業

- ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業
- ・JR福井駅南側自転車駐車場整備事業
- ・中心市街地分散型自転車駐車場整備事業
- ・福井駅西口中央地区市有施設等整備事業
- ・福井駅西口中央地区都市機能集約事業
- ・福井駅付近連続立体交差事業
- ・福井駅周辺土地区画整理事業
- ・(仮称)福井中央1丁目10番地優良建築物等整備事業

○ 都市福利施設整備に関する事業

- ・(仮称)福井にぎわい交流拠点整備事業
- ・「食の拠点」整備事業

○ 街なか居住の推進に関する事業

- ・福井駅西口中央地区第一種市街地再開発事業(再掲)
- ・まちなか隣接土地購入支援事業
- ・共同建て住宅建設補助
- ・二世帯型戸建て住宅建設補助
- ・小規模集合住宅建設補助
- ・中心市街地共同住宅誘導事業

○ 商業の活性化に関する事業

- ・中心市街地チャレンジ開業支援事業
- ・福井駅前北大通り商店街アーケード整備事業(2期)
- ・福井“色”の玄関口整備事業
- ・情報化推進事業

○ 上記に掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業

- ・コミュニティバス事業
- ・福井駅西口バスターミナル旅客案内・待合施設整備事業
- ・オフィス等立地促進事業

11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項

[1] 基本計画に掲げる事業等の推進上の留意事項

(1) 個別事業などに関連した実践的・試行的な活動の内容・結果など

① バスアンドライドの試験的实施

平成 22 年 9 月のカーフリーデーの実施に合わせ、中心市街地と郊外を結ぶ 2 系統のバス路線が接点となる公共施設（すかつとランド九頭竜）を利用し、パークアンドバスライドの実証実験を行った。バス運賃の割引、イベント利用券の購入割引、すかつとランド九頭竜の入館料の割引などを実施した。事前周知が不十分だったこともあり、利用者は少なかったものの、鉄道のない周辺部において、中心市街地へ出かけるための交通手段の一つとして、複数の交通機関を乗り継いで出かけることを考えることのきっかけになったと考えている。この取組を行ったことにより、周辺鉄道駅における地域バスの導入促進も図られたと考えている。

また、カーフリーデーの実施に合わせて、中心市街地内へ電車、バスなどの公共交通の子ども料金の割引も行っており、市民が公共交通の大切さを考えるきっかけの一助となったと考えている。

② 福井鉄道総選挙の実施

福井鉄道では、地域鉄道への親しみの醸成と利用促進を図るため、福武線に平成 25 年春導入予定の新型車両のデザインを決定するにあたり「新型車両デザイン総選挙！」を平成 24 年 9 月 6 日～23 日に実施した。16 日間に 6,606 名から投票があるなど、多くの注目を浴びた。

投票結果は、6 つのデザインの中で最も多い 30.7% の票を得た「オレンジ（シルバーライン入り）」に決定した。



資料：福井鉄道 HP

③ フェニックス田原町ライン連絡運賃の導入

えちぜん鉄道と福井鉄道は、田原町駅を經由した両線の車両の相互乗入計画に先行して、乗継利用の際の運賃を一体化する「連絡運賃」を平成 24 年 10 月 1 日から導入した。

えちぜん鉄道三国芦原線と福井鉄道福武線の乗継のたびにかかっていた初乗り運賃を減額し、乗り継いだ際の運賃体系を統一することで、割高感の解消を図り、乗継利用客の増加を目指すものである。

また、連絡運賃の導入を通して、利用促進、採算性の見通しの確認、相互乗入を実現するための問題解決など、将来の相互乗入につなげる。

[2] 都市計画等との調和

(1) 第六次福井市総合計画

P50 参照

(2) 福井市都市計画マスタープラン

P51 参照

[3] その他の事項

(1) 福井市都市交通戦略

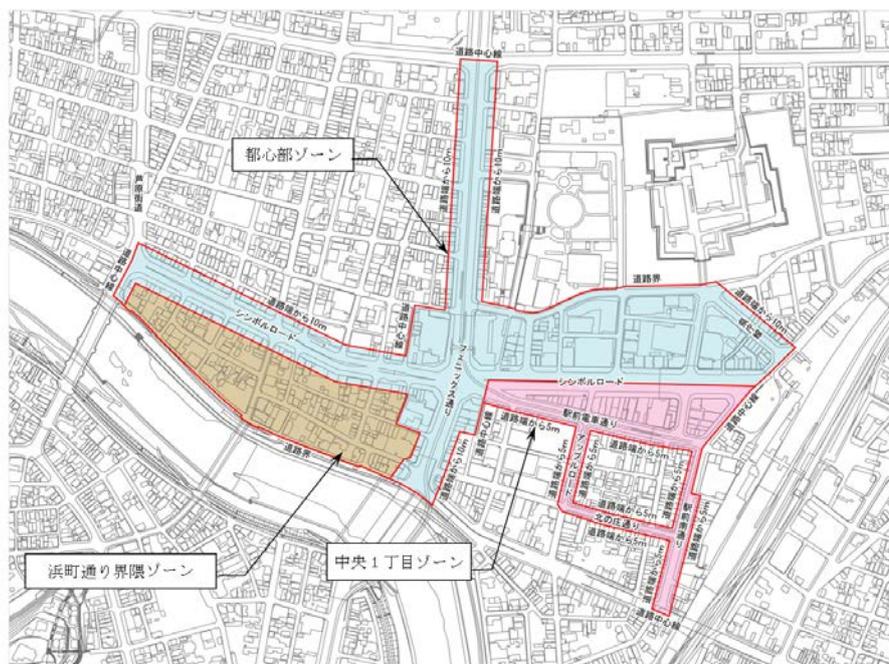
本市では、低炭素社会、循環型社会、超高齢社会に対応した都市づくりに向けて、鉄軌道と幹線バスによる公共交通幹線軸の整備とこれを補完する地域特性に応じた公共交通サービスの提供を目標とする「福井市都市交通戦略」を平成21年2月に策定した。

中心市街地の交通の目標としては「安全快適に歩け、各方面への公共交通が便利で、クルマや自転車でも来ても止めやすい」を、公共交通サービス水準としては「総合交通ターミナルで、いろいろな公共交通に便利に乗り継げる」としている。

(2) 福井市景観計画

本市では、平成16年6月の景観法の制定を受け、より魅力ある個性豊かな、美しい福井のまちを創造するため、景観法に基づく届出制度に移行し、平成20年3月31日に届出の対象となる行為や景観形成の基準などを定めた「福井市景観計画」を策定した。

中心市街地内では、商業・業務、歴史など、さまざまな景観要素が複合している場所を、「福井都心地区特定景観計画区域」に指定している。景観特性に応じて「都心部ゾーン」「中央1丁目ゾーン」「浜町通り界限ゾーン」の3つのゾーンに細区分し、それぞれのゾーンにふさわしい景観の形成を図っている。



■福井都心地区特定景観計画区域

(3) 安心・安全で活力あるふくいまちづくり計画（地域再生制度）

本市は、自動車交通への依存度が極めて高く、交通渋滞や事故を招いているため、アクセス道路及びバリアフリー歩行空間の整備を行い、安全で安心な交通環境づくりを目指している。

中心市街地においては、歩道のバリアフリー化及び消雪施設の整備などを行い、公共交通への安全なアクセスを確保し、通勤や通学、買い物が安心してできる市街地づくりを行うとしている。

(4) 福井市環境基本計画

本市は、緑あふれる山々や、清らかな川、美しい海岸など潤いのある豊かな自然に恵まれている。先人から受け継いだ、このかけがえのない財産を守り育て、次の世代に引き継ぐとともに、地球温暖化といった地球規模の環境問題にも対応するなど、これまでの環境の保全にとどまらずよりよい環境の創造を図っている。

中心市街地においては、緑が豊かで潤いのある魅力的な都市空間の形成に向けた取組を進めるとともに、徒歩や自転車、公共交通機関を移動の中心とする自動車に過度に依存しないまちづくりや省エネの促進など低炭素社会の実現に向けた取組を進めている。

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	「1. [7] 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」及び「3. 中心市街地の活性化の目標」に記載 (P52, 53, 73)
	認定の手続	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 (P141~152)
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	「2. 中心市街地の位置及び区域」に記載 (P67~72)
	4から8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	「9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項」に記載 (P141~154)
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	「10. 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項」に記載 (P155~160)
	その他中心市街地の活性化に関する重要な事項	「11. その他中心市街地の活性化のために必要な事項」に記載 (P161~163)
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	中心市街地の活性化を実現するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	「4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共施設の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項」～「8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的推進に関する事項」に記載 (P94~139)
	基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」に記載 (P1~66) 事業ごとに記載した「目標達成のための位置付け及び必要性」に記載 (P94~139)
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	事業ごとに掲載した「事業主体」に記載 (P94~139)
	事業の実施スケジュールが明確であること	事業ごとに掲載した「実施時期」に記載 (P94~139)